

平成30年9月宮崎県定例県議会  
決算特別委員会（平成29年度決算）  
総務政策分科会会議録

平成30年10月2日～4日

場 所 第2委員会室

平成30年10月2日(火曜日)

午後1時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第19号 平成29年度宮崎県歳入歳出決算  
の認定について

○報告事項

・平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び  
資金不足比率について

出席委員(7人)

主	査	松村悟郎
副主	査	田口雄二
委	員	緒嶋雅晃
委	員	井本英雄
委	員	右松隆央
委	員	前屋敷恵美
委	員	武田浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	畑山栄介
危機管理統括監	田中保通
総務部次長 (総務・市町村担当)	吉村久人
総務部次長 (財務担当)	大西祐二
危機管理局長 兼危機管理課長	高林宏一
部参事兼総務課長	丸田勉
人事課長	河野譲二
行政改革推進室長	田村伸夫
財政課長	吉村達也

財産総合管理課長	横山直樹
防災拠点庁舎整備室長	楠田孝蔵
税務課長	棧亮介
市町村課長	日高幹夫
総務事務センター課長	佐藤領子
消防保安課長	室屋利春

事務局職員出席者

議事課主査	弓削知宏
総務課主事	浜砂貴裕

○松村主査 ただいまから、決算特別委員会総務政策分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程につきましては、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 それではそのように決定いたします。

次に、本日開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであります。お手元の分科会審査説明要領によりますが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、また主要施策の成果は主なものについて説明があると思いますので、審査に当たり、よろしく願いいたします。

また、監査委員へ説明を求める必要が生じた場合についてですが、他の分科会との時間調整を行った上で、質疑の場を設けることとする旨、確認がなされましたのでよろしく願いいたします。

最後に、審査の進め方についてですが、総合政策部のみ6課と5課の2班編成とし、班ごと

に説明及び委員質疑を行い、最後に部全体の総括質疑を行いたいと存じます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

---

午後1時4分再開

○松村主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成29年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○畑山総務部長 それでは、今回、御審議いただきます平成29年度決算につきまして、お手元に配付しております主要施策の成果に関する報告書及び平成29年度決算特別委員会資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

まず、平成29年度一般会計決算の概要についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の1ページをお開きください。

平成29年度の決算額は、歳入が5,867億854万5,000円、歳出が5,744億2,812万8,000円となっており、歳入歳出ともに前年度を上回っております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は、122億8,041万7,000円となっております。

また、この形式収支から平成30年度へ繰り越すべき財源56億8,000万9,000円を差し引いた実質収支は、66億40万8,000円の黒字となっております。

なお、前年度の実質収支との差である単年度収支につきましては、11億517万6,000円の赤字となっております。

次に、お手元の平成29年度決算特別委員会資料の10ページをお開きください。

総合計画に基づく総務部の施策体系につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、施策の柱のところにあります連携・協働による魅力ある地域づくりと戦略的な移住等の促進についてであります。

みやざき円陣（E n g i n e）27プロジェクトでは、知事と市町村長との意見交換の場である宮崎県・市町村連携推進会議や円卓トークを開催するなど、県と市町村及び市町村間の連携を推進したところであります。

次に、多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりについてであります。

上から2つ目の防災拠点庁舎整備では、十分な耐震性能を有し、災害応急対策などを円滑に実施できる防災拠点庁舎を整備するため、県庁5号館移転工事を進めるとともに、防災拠点庁舎建設工事に着手したところであります。

次に、その4つ下の改善事業「南海トラフ地震応急対策体制構築支援」では、国が策定した南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画を実効性のあるものにするため、国等からの支援物資を集積する広域物資輸送拠点の機能充実を図りました。また、これらの拠点の運営に従事する人材を育成するとともに、国や九州各県等の防災関係機関との情報交換や講演会などを行ったところであります。

次に、その5つ下の防災行政無線管理では、無線設備を計画的に更新するとともに、無線局に落雷対策を行うなど、総合防災情報ネットワークの信頼の向上や機能強化に努めたところであります。

最後に一番下の柱の安全で安心な県土づくりについてであります。

新規事業「県有施設評価システム整備」では、県有建物等の総合的かつ計画的な管理を推進す

るため、全庁横断的に施設情報を一元化し、個々の施設評価や維持・更新等の将来経費を予測する公共施設マネジメントシステムを構築したところであります。

次に、11ページをごらんください。

総務部の平成29年度歳出決算の状況についてであります。

この一番下の段の総務部合計の欄になりますが、一般会計と特別会計を合わせまして予算額2,773億3,625万8,669円、支出済額2,757億4,995万6,073円、翌年度への繰越額は4億7,911万1,512円、不用額11億719万1,084円となりまして、執行率は99.4%、翌年度への繰越額を含めた執行率は99.6%であります。

次に、監査における指摘事項等についてであります。

資料の一番最後の33ページをお開きください。

平成29年度総務部に係る監査での指摘状況を一覧にしたものでございます。契約事務につきましては、1件の注意事項、収入事務につきましては、2件の指摘事項がありました。今後はこのような注意を受けることのないよう、規則に基づく適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

また、お手元の29年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書において、県税収入の確保について意見・要望がありました。

これにつきましては、後ほど税務課長から御説明をさせていただきます。

以上、概略を御説明いたしました。各課ごとの決算内容、主要施策の成果に関する報告等につきましては、危機管理局長及び担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○吉村財政課長 それでは、平成29年度決算の概要について、御説明をいたします。

まず、お手元の平成29年度決算特別委員会資料の1ページをお願いいたします。

平成29年度一般会計歳入決算の状況について、主なものを御説明いたします。

まず、県税の29年度決算額は990億8,051万9,000円で、前年度に比べ3億4,000万円余、0.3%の増となっております。

また、次の地方消費税清算金の決算額は413億832万9,000円で、前年度に比べ21億8,000万円余、5.6%の増となっております。いずれも詳細につきましては、後ほど税務課長が御説明いたします。

次に、2ページをお開きください。

1番上の地方譲与税ですが、決算額が180億1,051万4,000円で、前年度に比べ4億8,000万円余、2.8%の増となっており、これは地方法人特別譲与税の増によるものであります。

一つ飛びまして、地方交付税ですが、決算額が1,850億6,467万6,000円で、前年度に比べ16億1,000万円余、0.9%の減となっており、これは普通交付税及び特別交付税の減によるものであります。

一つ飛びまして、分担金及び負担金ですが、決算額が24億1,441万5,000円で、前年度に比べ3,000万円余、1.4%の増となっており、これは土木費負担金の増等によるものであります。

次の、使用料及び手数料ですが、決算額が99億9,669万9,000円で、前年度に比べ3億5,000万円余、3.4%の減となっており、教育使用料の減等によるものであります。

次に、3ページをごらんください。

一番上の国庫支出金ですが、決算額が908億3,459万5,000円で、前年度に比べ111億3,000

万円余、14.0%の増となっており、これは増減理由の上から3段目、災害復旧費国庫負担金や、その4段下になりますが、農林水産業費国庫補助金の増等によるものであります。

次の財産収入は、決算額が11億2,414万6,000円で、前年度に比べ11億円余、49.6%の減となっており、これは財産売り払い収入の減等によるものであります。

次の寄附金は、決算額が2億1,710万円で、前年度に比べ1億1,000万円余、34.4%の減となっており、これは農林水産業費寄附金の減等によるものであります。

4ページをお願いいたします。

一番上の繰入金は、決算額が224億4,600万4,000円で、前年度に比べ23億円余、9.3%の減となっており、これは基金からの繰入金の減によるものであります。

次の繰越金は、決算額が124億250万3,000円で、前年度に比べ2億円余、1.6%の減となっており、これは平成28年度形式収支の減によるものであります。

次の諸収入は、決算額が391億7,093万9,000円で、前年度に比べ27億8,000万円余、6.6%の減となっており、これは貸付金元利収入の減等によるものであります。

次の県債は、決算額が637億2,011万円で、前年度に比べ20億5,000万円余、3.3%の増となっており、これは土木債や災害復旧債の増等によるものであります。

5ページをお願いいたします。

収入未済額の状況についてであります。表の一番下の計の欄をごらんください。

29年度の収入未済額は、県税や諸収入など合計で16億9,000万円余であり、県税の滞納処分などに努めました結果、前年度と比べ1億1,000万

円余、6.4%の減となっております。収入未済額につきましては、今後も圧縮を図っていくこととしております。

次に、6ページをお願いいたします。

県債及び財政関係2基金の残高等の状況につきまして、グラフでお示しをしております。

まず、一番上のグラフですが、折れ線グラフの上のラインが県債残高の総額、下のラインが償還財源が担保されております臨時財政対策債等を除いた実質的な県債残高を示しており、いずれも減少しております。

次に、真ん中のグラフの折れ線グラフが財政関係2基金の残高を示しておりますが、ここ数年450億円程度を維持しているところであります。

また、下のグラフは経常収支比率の推移になります。比率が高いほど財政構造が硬直化していることを示しており、ここ数年社会保障関係費の増などによりまして、増加傾向にあり、平成29年度は92.7%となっておりますが、総務省が公表しております速報値の全国平均94.2%は下回っている状況にあります。

各グラフの説明は以上であります。今後も年々増加します社会保障関係費に加え、公共施設の老朽化対策や国体開催に伴う施設整備等に多額の財政負担が見込まれ、引き続き厳しい財政状況が続く見通しではありますが、本県が抱える課題解決に向けた施策を今後とも積極的に進めていくために、財政改革の取り組みを継続しつつ、予算の効率的かつ効果的な執行を図っていかねばならないと考えております。

次に、ページ飛びまして、8ページをお願いいたします。

地方公共団体財政健全化法に基づく報告になります。

この資料は、監査委員の審査意見書の抜粋等により作成をしております。

まず、1の平成29年度決算に基づく健全化判断比率について御説明いたします。(1)の総合意見をごらんください。

健全化判断比率の4つの指標を、表に示しております。

①の実質赤字比率は、本県の経常的な一般財源の規模を示します標準財政規模に対する一般会計と特別会計を合わせました赤字額の割合になりますが、赤字はございませんので、該当する数値はありません。

②の連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する一般会計等と公営企業会計を合わせた全会計の赤字額の割合になりますが、こちらも赤字額はございませんので、該当する数値はございません。

③の実質公債費比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費の割合で、12.9%となっており、前年度と比べ県債残高の減による元利償還金の減等によりまして、1.3ポイント改善しております。

④の将来負担比率は、標準財政規模等に対します県が将来負担する必要がある実質的な負債の割合で、113.6%となっており、前年度と比べ県債残高の減少等によりまして、9.3ポイント改善しております。

これらの4つの指標は、いずれも表の右側に参考として記載しております早期健全化基準、これは自主的かつ計画的な財政健全化の取り組みが求められます基準ではありますが、この数値を大きく下回っております。監査委員の審査意見は(3)是正改善を要する事項にありまして、特に指摘すべき事項はないとなっております。

次に、2の資金不足比率についてであります。同じく8ページの下(1)総合意見をごらんください。

資金不足比率は、各公営企業会計における営業収益等の事業規模に対する資金不足額の割合になります。いずれの会計も資金不足が発生していないので該当する数値はございません。このため、監査委員の審査意見は9ページになりますが、(3)是正改善を要する事項にありまして、特に指摘すべき事項はないとなっております。

次に3、参考として指標の推移を掲げておりますのでごらんください。

実質公債費比率及び将来負担比率ともに年々改善している状況にあります。

次に、資料が変わりまして、平成29年度主要施策の成果に関する報告書の2ページをお願いいたします。

2の歳入決算の概要になりますが、歳入の状況につきましては、先ほど委員会資料で説明をいたしましたので省略させていただきます。

3ページをごらんください。歳出決算の概要になります。

まず、(1)款別の歳出決算であります。表の対前年度増減の欄において、増減率の大きいものについて御説明いたします。

下の特徴にも記載しておりますが、まず労働費につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金償還金等の減によりまして、前年度比22.1%の減となっております。

次に、農林水産業費につきましては、畜産競争力強化整備事業費等の増によりまして、前年度比18.0%の増となっております。

次に、商工費につきましては、中小企業融資制度貸付金等の減によりまして、前年度比12.7

%の減となっております。

次に、災害復旧費につきましては、土木施設災害復旧費等の増によりまして、前年度比65.6%の増となっております。

4ページをお願いいたします。

(2) 性質別の歳出状況であります。下の特徴の欄にも記載しておりますとおり、まず義務的経費につきましては、公債費が元利償還金の減によりまして、前年度比減となったことから、全体で前年度比0.9%の減となっております。

次に、投資的経費については、普通建設事業費が農林水産業費等の補助事業費の増、災害復旧事業費が土木施設災害復旧費等の増によりまして、前年度比増となったことから、全体で前年度比16.4%の増となっております。

次に、その他の経費につきましては、貸付金が中小企業融資制度貸付金等の減によりまして、前年度比減となったこと等から全体で前年度比2.4%の減となっております。

決算の概要については以上であります。

**○ 棧税務課長** それでは、県税及び地方消費税清算金の決算につきまして、御説明させていただきます。

決算特別委員会資料の7ページをお開きください。

平成29年度の県税歳入決算は、表の一番上の県税計の欄にありますように、最終予算額983億1,000万円に対しまして、調定額が1,005億4,376万8,000円、収入済額が990億8,052万円となっております。収入済額の前年度比は100.3%となっております、その右のCマイナスAの欄にありますように、最終予算額に対しまして、7億7,052万円の増となっております。その右の欄になりますが、不納欠損額は1億8,030万円、還付未済額が2万1,000円でした。収入未済額につ

きましては、12億8,296万9,000円となっております、昨年度より7,693万3,000円ほど圧縮しております。

徴収率につきましては、98.5%でほぼ前年並みとなっております。

次に、各税目ごとの増減について御説明いたします。

資料の1ページにお戻りください。

県税収入全体では、この表の一番上の段の中ほど、増減の欄にありますように、昨年度と比較しまして金額で3億4,327万1,000円、率にして0.3%の増となっております。

それでは、主な税目の増減理由について御説明いたします。

まず、一番上の県民税のうち、その下の個人県民税につきましては、市町村が市町村民税と一緒に賦課徴収しております均等割・所得割、県が課税します株式会社等からの配当に課税する配当割、株式の譲渡所得に課税します株式等譲渡所得割の3つがございます。29年度は28年度と比較しますと、10億3,116万1,000円の増となっております。これにつきましては、配当割及び株式等譲渡所得割につきまして、株式市場が堅調に推移した影響により、合わせて4億7,000万円の増。

均等割・所得割につきまして、景況の改善に伴う給与所得の増に加え、特別徴収の推進及び徴収努力によりまして5億6,000万円の増となったことによるものであります。

次に、その下の法人県民税についてであります。1億1,603万9,000円の減となっております。これは、企業業績の伸び悩みによるものでありまして、製造業、金融・保険業、運輸・通信業において減収となったことから減となったものであります。次に中ほどの事業税のうち、

法人事業税につきましては3億2,955万3,000円の減となっております。これにつきましても、法人県民税と同様に企業業績の伸び悩みによるものでありまして、製造業、金融・保険業、運輸・通信業において減収となったことから、減となったものであります。

次に、その下の地方消費税につきましては、8億6,816万8,000円の減となっております。これは、納付額は前年並みであったものの、還付額が増大した影響により減となったものであります。

次に、その3つ下の自動車取得税につきましては、3億7,313万9,000円の増となっております。これは、エコカー減税や中古車特例の見直しの影響、つまり基準が変わりましたこと等により、増となったものであります。その他の税目につきましては、記載のとおりであります。

最後に、地方消費税清算金についてであります。一番下の欄をごらんください。

これは、全国で納付されました消費税のうち、地方消費税分を最終消費地へ帰属させるために、都道府県間で清算を行うものであります。平成29年度の清算金収入は413億832万9,000円と、平成28年度に比べ金額にして21億8,649万4,000円、率にして5.6%の増となっております。これは、清算に用いる指標のうち、人口と従業員数の構成比率及び通信販売やインターネット販売分を除くなどの指標の中身の見直しが行われたことによりまして、本県のシェア率が上昇し、そのことに伴い増となったものであります。

説明は以上でございます。

○丸田総務課長 総務課の歳出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをお開きください。

一番上の総務課の欄になりますが、総務課の決算額は予算額2億5,836万4,000円に対しまして、支出済額は2億5,110万9,384円、不用額は725万4,616円となっております、執行率は97.2%でございます。

次に、不用額の内容について御説明をいたします。

12ページをお開きください。

ページ中ほど(目)文書費の不用額668万9,149円であります。主なものは、まず中ほど需用費の236万3,707円につきましては、総務課が所管しております印刷室のコピー用紙等の事務経費などの執行残でございます。

次に、その2つ下、委託料の199万8,732円につきましては、印刷機器類の保守管理などに伴う経費の執行残でございます。

続きまして、監査における指摘事項について御説明をいたします。同じく委員会資料の33ページをお開きください。

(2)の収入事務で、日南県税・総務事務所におきまして、自動販売機電気料について、調定の時期が大幅におくれているとの指摘であります。これは、事務処理の遅延によるものでございますが、今後の再発防止、適切な事務処理に努めるため、進捗管理表を作成いたしまして、複数の職員で進捗状況を確認するよう、内部チェック体制を強化したところでございます。

総務課の説明は以上でございます。

○河野人事課長 人事課の歳出決算の状況について御説明いたします。

委員会資料の11ページに一度お戻りいただきたいと思っております。

平成29年度歳出決算課別集計表でございますけれども、人事課は表の上から2番目になります。予算額49億1,244万5,000円、支出済額46



億3,780万7,451円、不用額2億7,463万7,549円、執行率は94.4%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。13ページをお願いいたします。

表の上から3番目のところになるんですが、(目)の一般管理費であります。不用額は右側ですが、4,183万329円で執行率は96.8%となっております。その主なものとしましては、節の欄の上から3つ目の職員手当等の不用額3,173万8,974円であります。この職員手当等は、主に時間外勤務手当であります。知事部局の各課で予算計上しております時間外勤務手当が当該年度の業務の都合により不足する事態となった場合の調整のための予算を人事課で一括計上しているものでありまして、その執行残であります。

次に、表の中ほどの(目)人事管理費の不用額でございますが、2億3,280万7,220円で、執行率93.5%となっております。その主なものとしましては、節の欄の上から2つ目の職員手当等の不用額でありまして、2億1,419万5,833円あります。これは、主に退職手当の執行残であります。これは、主に退職手当の執行残であります。これは、主に退職手当の執行残であります。これは、主に退職手当の執行残であります。

また、節の欄の下から4つ目になりますが、委託料の不用額1,473万4,800円あります。これは人事給与管理システムの保守管理や給与制度の改定等に対応するための経費であります。システム改修が少なかったことによる執行残であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上であります。

○吉村財政課長 財政課の歳出決算の状況について御説明をいたします。

委員会資料の17ページをお願いいたします。

一般会計及び公債管理特別会計を合計しました財政課の決算は、表の一番下の欄になります。が、予算額が2,217億5,466万4,465円に對しまして、支出済額は2,213億93万250円であり、不用額は4億5,373万4,215円、執行率は99.8%となっております。

資料を戻っていただきまして、14ページをお願いいたします。

主な不用額について、御説明をいたします。

まず、一般会計であります。14ページの上から3段目の(目)一般管理費の欄になりますが、不用額が2億3,145万7,255円となっております。財政課の一般管理費には、財政課の事務費のほかに各部局で突発的に必要となった経費などを賄うための共通経費を計上しております。各課でその都度予算措置をするのではなく、あらかじめ財政課で予算を一括計上し、必要に応じ財政課から担当課に予算を分任しているものであります。

これらの経費につきましては、予算編成時に所要額を正確に見込むことが困難なものであること、また不測の事態が起こった場合に備え、年度末まで予算を確保しておく必要があることから、不用額のほとんどがこの共通経費の執行残となっております。

次に、15ページをお願いいたします。

一番上の(目)財政管理費、2番目の(目)財産管理費、その下の(款)公債費の(目)元金につきましては100万円以上の不用額、及び執行率90%未満のものはありませんので説明は省略をさせていただきます。

次に、その下の(目)利子の不用額の欄になりますが、1億5,947万5,792円となっております。これは銀行等引き受け債について利子の支払い

等が少なくなったこと等から不用額が生じたものでございます。

次に、その下の(目)公債諸費につきましては、100万円以上の不用額及び執行率90%未満のものはございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、16ページをお願いいたします。

予備費になります。予備費は年度途中において予定外の支出の必要が生じた場合などに対処する経費であります。予備費は当初予算額で1億円を計上しておりましたが、このうち平成29年度中に3,749万5,535円を他の予算科目に充用をいたしました。その結果、予算現額は6,250万4,465円となり、その全額が不用額となっております。

予備費を充用しました内訳につきましては、右の説明欄に記載しておりますとおり、①の第48回衆議院議員総選挙、及び②の宮崎県議会串間市選出議員補欠選挙の執行に要する経費、③の福岡県、大分県に対する九州北部豪雨の災害見舞金、④の訴訟に伴う弁護士に対する着手金及び謝金、⑤の管理運営瑕疵事故等の損害賠償金であり、合わせて17件となっております。

17ページをお願いいたします。

県債の償還管理を行います、公債管理特別会計になります。

いずれの目につきましても、100万円以上の不用額及び執行率90%未満のものがないので、説明は省略をさせていただきます。なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘要望事項はございませんでした。

財政課からの説明は以上になります。

**○横山財産総合管理課長** 財産総合管理課の歳出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページにお戻りくだ

さい。

上から4段目、財産総合管理課の決算額は、予算額22億4,912万円に対しまして、支出済額は17億1,857万2,586円、翌年度繰越額は4億7,911万1,512円、不用額は5,143万5,902円となっております。執行率は76.4%、翌年度繰越額を含めると97.7%でございます。

次に、不用額の内容について御説明いたします。18ページをお開きください。

ページ中ほど(目)財産管理費の不用額4,692万5,743円です。主なものとしまして、まず中ほどの需用費1,953万134円は、本庁舎、各総合庁舎、特別公舎の光熱水費等の執行残でございます。

また、下から3段目の工事請負費2,407万9,380円は、防災拠点庁舎建設に伴う5号館移転工事の執行残等です。

次に、19ページをごらんください。

(目)県有施設災害復旧費の不用額403万2,298円は、災害等によって被害を受けた県有施設の補修・復旧経費の執行残でございます。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、67ページをお開きください。

2、安全な暮らしが確保される社会の(1)多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりについてであります。

県庁舎BCP対策につきましては、宮崎県業務継続計画に基づく常在危機への対策としまして、県庁舎の受電設備などの改修を実施いたしました。

また、防災拠点庁舎整備につきましては、県庁5号館移転工事を進めるとともに、防災拠点庁舎建設に着手いたしました。

69ページをごらんください。

(2) 安全で安心な県土づくりについてであります。新規事業、県有施設評価システム整備では、全庁横断的に県有建物等の施設情報を一元化し、個々の施設評価や維持・更新等の将来経費を予測する公共施設マネジメントシステムを構築しました。

最後に監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

財産総合管理課の説明は以上でございます。

○**棧税務課長** それでは、税務課の歳出決算の状況について御説明させていただきます。

決算特別委員会資料の11ページにお戻りください。

税務課の計は、表の上から5段目にありますとおり、予算額441億9,742万1,000円、支出済額440億1,667万9,920円、不用額1億8,074万1,080円で、執行率は99.6%となっております。

このうち、目の執行残が100万円以上のものが4件と、執行率が90%未満のものが1件ございます。

それでは、概要について御説明させていただきます。

20ページをお開きください。

上から3行目の最初の(目)税務総務費でございます。不用額は1億6,035万6,469円、執行率は93.2%となっております。これは主に過年度に納められた県税を還付するための経費である県税還付金の執行額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、中ほど2つ目の(目)賦課徴収費でございます。不用額は1,059万7,718円、執行率は99.5%となっております。これは県税・総務事務所及び税務課において執行しております県税の賦課徴収に要する納税通知書等を印刷する

ための需用費や郵送料等の役務費などの執行残でございます。

次に、21ページをごらんください。

一番上の(目)利子割交付金でございます。不用額は722万3,000円、執行率は95.4%となっております。

これは、交付金の算定基礎となります利子割県民税の収入額につきまして、見込みよりも収入実績が少なかったことによるものでございます。

次に、下から3つ目の(目)ゴルフ場利用税交付金でございます。不用額は250万4,800円、執行率は99.2%となっております。これも先ほどの利子割交付金と同様に交付金の算定基礎となりますゴルフ場利用税の収入額につきまして、見込みよりも収入実績が少なかったことによるものでございます。

最後に、一番下の(目)利子割精算金でございます。不用額は858円でございます。執行率は14.2%となっております。これは、予算は1,000円単位でありますので、最小の1,000円で計上いたしましたが、執行額が142円と少額であったため、執行率が14.2%となったものであります。

歳出決算の状況に関する説明は以上でございます。

次に、監査における指摘事項についてであります。資料の一番最後、33ページをお開きください。

(2) 収入事務の一番目ではありますが、税務課において「自動車税の課税について、税制改正に伴う課税額の軽減を行わずに課税を行ったものが散見された」との指摘であります。

これは、平成30年度の自動車税の定期課税におきまして、平成29年度税制改正に伴う自動車のグリーン化税制の見直しに基づき、軽課、す

なわち燃費基準に基づいて新車新規登録した翌年度の自動車税を軽減するというものの対象となるべき一部の改造自動車について、軽減を行わずに納税通知書を送付したものであります。

今後は、同様の事例が再発しないよう制度改正による影響の有無などを十分精査し、適切な課税に努めてまいります。

次に、歳入歳出決算審査意見書で審査の意見がありましたので、御説明いたします。

資料変わりました、平成29年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の5ページをお開きください。

5、収入の確保についての(1)県税収入の確保についてであります。

本文の上から5行目の県税の収入未済額のところになります。読み上げさせていただきますと、「県税の収入未済額12億8,200万円余のうち、個人県民税は9億1,400万円余となっており、今後とも賦課徴収を行う市町村との連携をさらに密にして、特別徴収制度の徹底を図る等、効果的な徴収対策を講じられるよう要望する」との御意見でありました。

個人県民税につきましては、県税の収入額のうち約3割を占めておりますが、収入未済額では県税全体の約71%となっております。このため、賦課徴収権を持つ市町村の徴収業務を支援するため、各県税・総務事務所におきまして、徴収担当職員の併任人事交流や市町村からの徴収引き継ぎ、管内市町村との合同の徴収対策会議等を実施するとともに、特別徴収制度の適正化の推進を図るなど、収入未済額圧縮に取り組んでいるところであります。

今後とも市町村とより一層の連携を図りながら、収入未済額の圧縮に努めてまいります。

税務課の説明は以上であります。

○日高市町村課長 それでは、市町村課の歳出

決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページにお戻りいただきたいと思っております。

市町村課につきましては、表の中ほどであります。予算額20億848万8,204円、支出済額19億8,670万8,070円、不用額2,178万134円で、執行率は98.9%となっております。

次に、主な不用額について御説明をいたします。

この資料の25ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(目)衆議院議員選挙費の不用額1,880万7,746円についてであります。主なものは、左から3番目、節の欄の一番下の段、負担金・補助及び交付金1,861万7,918円ですが、これは投票所の設置などにかかる経費として、各市町村に交付する市町村交付金の不用額によるものであります。

なお、衆議院議員選挙費は全額国費であります。次に、主要施策の成果について御説明をいたします。

お手元の平成29年度主要施策の成果に関する報告書、65ページをお開きください。

暮らしづくりの1、安心して生活できる社会の(1)連携・協働による魅力ある地域づくりと戦略的な移住等の促進についてであります。

主な事業について御説明いたします。

まず、みやざき円陣(Engine)27プロジェクトであります。県と市町村との連携・協働を推進するため、知事と市町村長が一堂に会する宮崎県・市町村連携推進会議や、知事と市町村長が地域の抱える課題等について意見交換を行う円卓トークを、県内4ブロックにおいて実施いたしました。

また、知事と市町村の若手職員との意見交換の場である役場ぐるまthe談義を10市町村で

行ったほか、県職員が市町村に出向き、市町村の担当者と当面する課題等について協議や助言を行う市町村サポート事業を、7市町村で実施したところであります。

次に、市町村地域づくり支援資金貸付であります。

これは、市町村が行う防災・減災事業や行財政の健全化に向けた事業等に対して、無利子貸付を行うものでありまして、昨年度は7団体に対し17件、5億9,986万7,000円の貸し付けを行いました。

最後に監査委員の決算審査意見書に関しては、特に報告すべき事項はありません。

市町村課の説明は以上であります。

**○佐藤総務事務センター課長** 総務事務センターの歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをごらんください。

総務事務センターは、表の中ほどに記載してありますように、予算額が7億762万5,000円、支出済額は7億357万1,266円、不用額は405万3,734円、執行率は99.4%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

26ページをお開きください。

上から3段目の(目)一般管理費の不用額が157万7,913円、執行率は99.7%となっております。これは本庁及び各地区の総務事務センターの需用費等の事務費が、支出見込み額を下回ったことによる執行残でございます。

次に、その下の段、(目)人事管理費の不用額が131万8,207円、執行率は98.4%となっております。これは、職員の安全・安心に関する事業の健康管理医委託料等が支出見込み額を下回ったことによる執行残でございます。

続きまして、27ページをごらんください。

一段目の(目)恩給及び退職年金費の不用額が85万9,833円、執行率は89.0%となっております。

これは、扶助料、遺族年金が支出見込み額を下回ったことによるものでございます。

監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

総務事務センターは以上でございます。

**○高林危機管理局長** 危機管理課の歳出決算状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをごらんください。

危機管理課は一般会計の下から2段目でございますが、予算額6億1,734万2,000円、支出済額5億2,055万5,182円、不用額9,678万6,818円、執行率は84.3%となっております。

主な不用額について御説明いたします。

28ページをお開きください。

表の中ほどの(目)防災総務費は不用額が1,141万5,509円、執行率が97.7%となっております。

不用額の主な理由でございますが、まず下から6行目の委託の不用額446万2,824円は、防災関連啓発業務委託料などの執行残でございます。

次に、下から3行目の負担金・補助及び交付金の不用額285万9,300円は、減災力強化推進事業において、市町村が行う避難路、避難場所等の整備に対する補助金の事業費確定等に伴う執行残でございます。

次に、29ページをごらんください。

上の段の(目)消防連絡調整費は、不用額が23万1,476円、執行率が63.2%となっておりますが、これは林野火災発生時にヘリコプターで使用する空中消火用バケットの修繕経費の執行残でございます。

その下の(目)救助費は、不用額が8,513

万8,893円、執行率が<sup>\*1</sup>94.4%となっております。この救助費は災害救助法が適用となる災害が発生した場合に備えて、避難所や応急仮設住宅の設置など、市町村が実施する災害救助事務に対する県の負担金や、県が支弁した救助費に応じて定められている国庫負担分を災害救助基金へ積み立てるための積立金を計上しておりましたが、対象となる災害が発生しなかったことから執行残となったものでございます。

続きまして、主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の70ページをお開きください。

危機管理課では、2、安全な暮らしが確保される社会を目標といたしまして、(1)多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりに取り組んだところであります。

施策の推進のための主な事業及び実績について主なものを御説明いたします。

まず、改善事業「総合防災訓練強化」につきましては、伝達参集訓練や図上訓練を実施するとともに、11月に宮崎市、都城市、新富町において、国土交通省主催の大規模津波総合訓練等の同時開催による実践的な総合防災訓練を実施いたしました。

続きまして減災力強化推進につきましては、南海トラフ地震から県民の生命を守るために、沿岸市町が行う津波避難タワーや避難場所、避難経路等の整備、避難訓練に対する支援を行ったところでございます。

次に、71ページをごらんください。

一番上の改善事業、南海トラフ地震応急対策体制構築支援につきましては、広域物資輸送拠点にエアテント及び投光機を配備するとともに、宮崎県津波対策推進協議会を開催したところで

ございます。

次の、自助・共助による減災力強化総合啓発につきましては、県防災の日フェアや災害への備え啓発、県民一斉防災行動訓練(みやざきシェイクアウト)、テレビ、ラジオCMを活用した減災行動集中啓発を実施したほか、病院関係者を対象といたしましたBCP策定セミナーの実施など、県民の防災に関する意識啓発や研修を行ったところでございます。

次の、災害対策本部運用体制等強化につきましては、大規模災害時における災害対策本部の機能強化を図るため、衛星携帯電話の整備を行うとともに、BCPの事前の備えとして防災倉庫の設置や災害時に県庁舎内で一時避難所となる場所で、必要となる物品の調達や市町村担当者を対象としたBCP策定研修会を開催したところでございます。

72ページをお開きください。

上の段の<sup>\*2</sup>改善事業「みんなの力で地域を守る！地域防災力向上推進」につきましては、県内各地域で防災士養成研修や防災士スキルアップ研修を開催し、防災士の養成、能力向上を図るとともに、自主防災組織長等研修会、防災士出前講座など、防災士の活動支援や自主防災組織の資機材の整備に対する助成を実施したところでございます。

次の改善事業「霧島山警戒避難体制整備」につきましては、火山防災対策として本県、鹿児島県及び関係市町で霧島山火山防災協議会を開催し、噴火警戒レベルの見直しやレベルに応じた防災対応表の作成など、霧島山の警戒避難体制の整備を推進するとともに、定期的に硫黄山周辺の火山ガス濃度を測定、公表し、観光客等

※1 15ページに訂正発言あり

※2 17ページに訂正発言あり

の安全を図ったところでございます。

73ページをごらんください。

施策の進捗状況でございますが、平成29年度の災害に対する備えをしている人の割合は、45.5%と前年度より若干低下しておりますが、自主防災組織活動カバー率は83.9%、県内防災士の数は4,196人と前年度より増加をしております。

次に、施策の成果等につきましては、先ほど事業の説明と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

危機管理課からは以上でございます。

**○室屋消防保安課長** 消防保安課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをごらんください。

消防保安課の計は、表の一般会計、一番下の欄にありますとおり、予算額6億3,078万9,000円、支出済額6億1,402万1,964円、不用額1,676万7,036円、執行率97.3%であります。

次に、主な不用額について御説明いたします。

同じ資料の30ページをごらんください。

表の上から3行目の(目)防災総務費につきましては、不用額が1,028万4,903円、執行率が98.0%となっております。

不用額の主な理由としましては、節の欄の委託料の653万9,583円でございますが、これは無線設備及び水防、気象等の情報処理システムの保守委託の入札残等によるものであります。また、節の欄の負担金・補助及び交付金の176万5,119円でございますが、これは消防体制強化支援事業における消防団施設の環境整備に対する補助金につきまして、市町村の整備計画の見込み減となったことによる執行残等であります。

中ほどの(目)消防連絡調整費につきましては、不用額が565万3,578円、執行率が94.5%となっております。

不用額の主な理由としましては、節の欄の委託料の200万3,989円でございますが、これは危険物取扱者、消防設備士交付委託料の執行残、及び消防学校の設備改修工事設計業務委託料の入札残等によるものであります。また、節の欄の工事請負費の236万4,037円でございますが、これは消防学校の設備改修工事の入札残によるものであります。

続いて、31ページをごらんください。

(目)銃砲火薬ガス等取締費につきましては、不用額が82万8,555円、執行率が87.4%となっております。

執行率87.4%の主な理由としましては、臨時職員の任用期間の減に伴う賃金の執行残及び火薬類の立入検査や高圧ガス保安法関係の許認可・届け出などの件数の見込み減に伴う旅費について、執行残を生じたことによるものであります。

続きまして、主要施策の成果につきまして主なものを御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書に移っていただきまして、74ページをごらんください。

2、安全な暮らしが確保される社会を目標としまして、(1)多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりに取り組んだところであります。

具体的には、施策推進のための主な事業及び実績に示しております。

まず、防災行政無線管理につきましては、防災行政無線設備の維持管理及び保守を行うとともに、総合防災情報ネットワーク設備更新として、局舎整備工事を実施いたしました。また、

防災行政無線の2中継局におきまして、落雷対策を実施したところであります。

次に、その下の航空消防防災管理運営につきましては、山岳海難事故者の救出や救急患者の搬送等、県民の安心な暮らしを確保するため、防災救急ヘリ「あおぞら」を運航しておりますが、29年度中の緊急運航出動件数は合計で165件でありました。なお、出動回数の広域応援につきましては、熊本県、大分県、鹿児島県との相互応援によるものであります。

75ページをごらんください。

一番上の\*改善事業「消防体制強化支援」につきましては、県内23の市町村、組合が実施しました消防防災活動のための資機材の整備等に対して助成を実施したところであります。

次に、その下の新規事業「消防広域化・常備化支援」につきましては、入郷3町村の常備化を推進するため、日向市を助言者として発足した入郷3町村消防常備化検討協議会に対して、運営補助を行ったところであります。

次の、予防指導につきましては、消防設備士及び危険物取扱者の資格者への免状の交付等を行うとともに、火災や危険物の事故の未然防止を図るため、知識や技能の習得のための保安講習を行いました。

次に、施策の進捗状況につきましてでございます。次のページをごらんください。

人口1,000人当たりの消防団員数は、平成29年度で13.5人を維持しているところでございます。

施策の成果等につきまして、主なものを御説明いたします。

①の防災行政無線管理については、総合防災情報ネットワークを適正かつ円滑に管理運営、計画的な更新を行い、非常災害時における通信体制の確保に努めたところであります。また、

平成29年度は大森山中継局通信設備整備工事を実施したほか、大森山とえびの中継局の落雷対策工事を実施いたしました。

③の消防団員の確保対策として、消防団員の研修や啓発による人材育成を行うとともに、女性消防団員活性化大会を開催いたしました。また、広報誌及び加入促進チラシを作成し、チラシは県内全ての高校生に配付したところであり、平成30年4月1日時点での消防団員数は県全体で1万4,533名と、前年より減少はしておりますが、女性消防団員数が390名、また学生消防団加入が45名と着実に増加するなど、一定の成果が出てきているところであります。

最後に、決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

消防保安課は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○高林危機管理局長** 先ほど御説明した内容に間違いがありましたので訂正をさせていただきます。

決算特別委員会資料の29ページをお開きいただきたいと思っております。

ここで、中ほどの救助費のところ、一番右側の執行率のところ、94.4%と申しましたが、正しくはここに記載のとおり24.4%でございますので、訂正をいたします。どうも失礼いたしました。

**○室屋消防保安課長** 先ほどの説明につきまして1点訂正をさせていただきたいと思っております。

主要施策の成果に関する報告書の75ページをお開きいただきまして、消防体制強化支援事業のところ、改善事業と申し上げましたが、改善事業ではないということでございますので、訂正をいたします。申しわけございませんでし

※このページ右段に訂正発言あり



た。

○松村主査 執行部の説明が終了いたしました  
が、委員の皆様から質疑はございませんか。

○右松委員 決算特別委員会資料の1ページで  
すが、県税の状況を拝見して、決算の中身とは  
ちょっと違うかもしれませんが、本県の景況感  
といいまじょうか、例えば法人企業景気予測調  
査でいきますと、直近の数字でいけば大企業が  
プラス3.8、そして中小企業がマイナス10.0とい  
う数字が出ております。

景況感は、さまざまな経済指数がありますの  
で、例えば個人の消費動向でありますとか、さ  
まざまな形で見えていくと思うんですけれど、  
ちょっと教えてもらいたいんですが、県民税と  
事業税の相関関係です。今回、県税が若干プラ  
スになっていると。そしてそれは県民税のとり  
わけ個人県民税——給与所得増による増、これ  
が非常に後押しをしているというふうに考えて  
います。

そういった中で、一方で事業税に関していえ  
ば、法人事業税——地方自治体から法人事業を  
営んでいる方に応分の負担をお願いをする税金  
でありますけども、これがやはり3億2,955万減  
になっていると。

この見方といいまじょうか、景況感も含めて  
どういうふうに分析されているのか、ちょっと  
教えてもらえるとありがたいと思います。

○棧税務課長 景況感と県税という話につきま  
しては、県税のこの決算に出てくる指標という  
か、数字というのが、要は各企業様が決算をさ  
れて、その2カ月後に申告納入をされた数字で  
ございまして、今回の平成29年度の決算につ  
きましては、その多くが平成29年の3月に決算を  
迎えられて、29年の5月、6月、7月あたりに  
申告納税をされたというものが大宗を占めてお

ります。したがって、その景況感と、今私  
どもが感じる景況感とは、かなりのタイムラグ  
があるという感じになります。

振り返って2年前ぐらいを考えてみますと、  
マイナス金利の政策が導入されたり、円高が進  
んでおりましたり、個人消費がそんなに伸びて  
なかったり、そういう状況であったかと思っ  
ております。そのような状況の中で、29年度につ  
きましては、法人の業績が、そんなに伸びてい  
なかったと。

ですから、繰り返しになりますが、今私ども  
が感じる景況感と比べて若干前のほうの景況感  
になるというのが1点でございます。

2点目の、個人県民税と法人との相関関係と  
いうことになっていきますが、相関関係はある一定程  
度はあるかとは思いますが、一方で、要は個人  
県民税の対象が給与所得者になります。給与  
所得が伸びるということは、企業様にとっては  
要はコストが増になる面もございまして、業績  
がそんなに給与の伸びほど伸びない中で、一方  
で人手不足で、給与を上げざるを得ない状況が  
くれば、要は利益を圧迫して、個人県民税——  
給与は伸びるけれども、最終的な企業としての  
収益はそんなに伸びないという状況はあり得  
ると思っております。

今回がそういうことではなかったのかなど。  
つぶさに一つ一つを分析したわけではござい  
ませんが、一般的に言えばそういうことになろ  
うかと考えております。

○右松委員 わかりました。もう一つ、企業  
の内部留保をどう適正に見ていくかという中  
で、事業税と県民税の相関がそこに見えてく  
れば、企業はやっぱりある程度、健全性を保  
っていくためには、内部留保が必要だと、また  
一方でやはり従業員にしっかり還元していくこと

も必要であります。そのあたりの企業の内部留保の部分と絡めた質問という意味もちょっとあったものですから、その辺をどういうふうに分析されているのか。

○**棧税務課長** ただいま委員が言われました内部留保との関係ですが、これも一般的な話になりますけれども、県税、もしくは税金というのは所得に、収益に対して一応かかってくるのがほとんどでございますので、どちらかというところのほうに近くなります。毎年の収益に対して課税をして、その残りを企業様方は内部留保として積み立てていかれるわけですので、現在のところは国も県も含めて内部留保に多大な課税をする仕組みにはなっておりませんので、県税の法人関係の税金と内部留保との相関関係は、そこまでは強くないというふうに思っております。

○**右松委員** わかりました。ありがとうございます。

○**高林危機管理局長** たびたびの訂正で申しわけございません。

先ほどの主要施策の成果に関する報告書の72ページでございます。

一番上の段の、みんなの力で地域を守る地域防災力向上推進事業につきまして、改善事業と発言いたしました。改善事業ではなかったのを、訂正をさせていただきます。

○**松村主査** ほかに質疑はございませんか。

○**緒嶋委員** 71ページの広域物資輸送拠点、これは2カ所となっておりますが、拠点の数は何カ所あるんですか。

○**高林危機管理局長** 5カ所でございます。

○**緒嶋委員** 具体的には。

○**高林危機管理局長** 5カ所でございますが、都城市におきましては都城トラック団地協同組

合、高千穂町におきましては高千穂家畜市場、宮崎市におきましては九州西濃運輸宮崎支店、それと日向市で宮崎経済連椎茸流通センター、日南市で南郷くろしおドーム、この5カ所でございます。

○**緒嶋委員** この2カ所は、テントとか書いてありますが、具体的にかなり拠点の整備は進んでおるわけですかね。

○**高林危機管理局長** これについては、国から輸送されてきます支援物資を受け入れて仕分け、市町村物資集積場所へ輸送するための物資の集積場所として、整備はされているところでございます。

○**緒嶋委員** 具体的な整備はされておるわけですね。私は本当に整備されているのかと。私は高千穂ですが、高千穂の家畜市場やらを見るとそういうものが余り目につかんわけですけども、もう整備されておるわけですね。

○**高林危機管理局長** 例えば、高千穂町の高千穂家畜市場につきましては、それぞれ物資、資機材のほうも整備されておりまして、28年度でしたら、投光機の整備であるとか、大型テントの整備、こういったものを整備をしているところでございます。

○**緒嶋委員** これの管理はどなたがされるわけですか。

○**高林危機管理局長** 通常時については、それぞれの所有者のほうで管理することになっております。

○**緒嶋委員** 家畜市場の場合は、家畜市場が管理するということになるわけですか。

○**高林危機管理局長** そういった資機材等につきましては、保管をさせていただいて、定期的な点検は県のほうでしているところでございます。

○**緒嶋委員** わかりました。ちょっとまた調べ

てみます。

それと、意見書の中にある県税の未済額であります。これは市町村との連携を密にして効果的な徴収対策を講じることと記載してあるわけですが、具体的にそのあたりはどういうふうを考えておられるわけですか。

**○棧税務課長** 先ほども御説明をいたしました。現在、市町村と併任人事交流というものにも取り組んでおりました。29年度でいきますと、23の市町村と122名ほどの交流を行わせていただいております。

また、徴収引き継ぎにつきましては、29年度では16の市町村から337件、税額にしまして5,100万余の税額を引き継いで、2,700万余の徴収をさせていただきました。徴収率にしますと52.9%ほどになります。あと、特別徴収の推進というのも21年度から取り組んできておりました。29年度では当初の課税ベースですと、78.9%ほどが特別徴収で徴収しております。決算ベースになりますと、76.8%というふうに若干率は落ちますが、当初目標にしておりました75%を超える割合で、特別徴収をさせていただいております。

また、今後につきましては、現在取り組んでおりますのが、県も当然なんです。市町村同士で人事交流というか、協同していただきまして、徴収を協同的にやっていただく仕組みというか、そういうものをつくろうということで、一生懸命やらせていただいております。県内でいきますと、児湯地区と西諸地区、それと委員の西臼杵地区で今そういう動きで、実際協同的に徴収活動をさせていただいているところでございます。

**○緒嶋委員** 具体的に人事交流というのは、どういう形でやられるわけですか。

**○棧税務課長** その多くが、県税事務所の職員が市町村の職員としての任命を受けて、協同で徴収活動にあたりたり、もしくは指導、助言をさせていただくようなことを主にやらせていただいております。

**○緒嶋委員** 人事交流について、県職の人がその市町村と完全に交流するとかということじゃなくね。

**○棧税務課長** 交流というか、協同して困難事案にあたっていくというイメージを持っていただいたほうがよからうかと思えます。

**○緒嶋委員** 交流とあるから、完全に立場をかえてやられるのかと思ったけど、そういうことじゃないわけね。

**○棧税務課長** はい。

**○緒嶋委員** それと、不納欠損の根拠というか。今度の場合は、どういうことで不納欠損になったか、その理由です。

**○棧税務課長** 不納欠損につきましては、29年度におきましては全体で1万5,660件ほどございます。税額にしまして、1億8,000万円ほどあります。そのうち、1万5,192件、88.6%は個人県民税を市町村の方が不納欠損を行ったものでございます。不納欠損の理由でございまして、市町村ごとにいろいろあるかと思いますが、一般的な話でお話をさせていただきますと、まず徴収困難——納めていただくのが困難ということが判明した場合、徴収の執行停止をさせていただきます。執行停止をした後に、一定期間を経過しますともうこれは完全に徴収できないと。調査を続けながら様子を見守っていったら、執行停止期間を3年間経過した段階で不納欠損をやるのがほとんどでございます。

あと、特に法人等でございますけれども、既に破産されて整理までされた、法人も既になく

なったというものがございまして、それは即時欠損ということで、それが判明した段階で即欠損とすることもございます。

県税ですと、468件、2,000万ほど不納欠損を29年度はさせていただいておりますが、その73%が先ほど言いました執行停止期間を過ぎたもの、残りの8.5%ほどが即欠損でございまして、執行期間中に時効が完成したもの等が18.5%ということになっております。

○緒嶋委員 不納欠損は、やむを得ずするわけですけれども、平等性ということからは実際問題があるわけです。倒産でやむを得んという、結果はそうですけれども、県以上に市町村のほうが悩ましいのかもしれない。

いろいろな意味で、隣の人とのバランスを考えても、何であそこが不納欠損で税を納めんでいいのかというような感じが出てくるところもあるわけです。そうでありますので、これはできるだけ不納欠損にならんように、徴収するのが大前提でなければならんわけですので。

市町村ともそういう意味で連携をいかに高めていくか、深めていくかというか、そういうものが出てこんとなかなか難しいのかなと思うわけで。

これは、やむを得ずということではありますが、本当は、税の平等性からいったら絶対こういうことがあってはいかんわけです。しかし、これはやむを得ずやるわけですから、法的に間違いではないわけだから、それはそれで仕方がないと思うけれど、その点は市町村との連携を十分やってほしいなということは強く要望しておきます。

○棧税務課長 今、委員御指摘のとおり、不納欠損につきましてはやむを得ずやっているものでございまして、あくまでも課税の公平性と徴

収についても公平というのを心しながら、丁寧に対応し、執行に努めてまいりたいと思います。

○緒嶋委員 また元に戻るんですが、災害対策のときの衛星携帯電話の整備は市町村との連携がうまくいかないといかんわけですが、各市町村はそれなりに完備しておるわけですか。

○高林危機管理局長 衛星携帯につきましては、29年度で10台購入しております、委員御指摘のとおり、通常の携帯電話とかで連絡がつかない場合に衛星携帯でしたらどこの場所でも通じるということで整備しているところでございます。

衛星携帯電話につきましては、県は県で購入して、市町村のほうも整備しているところなんです、ただいまのところ、26市町村中、17市町村が所有しているということでございます。

○緒嶋委員 県が持っていても相手が持たなければ話にならんわけですよ。

それから、それぞれ26市町村が、数はいろいろあるだろうけれど、完備させなければ、有機的なというか、合理的な通信はできないということになるんじゃないですか。

○高林危機管理局長 まだ所有していないところについては、必要性について話をしていきたいと思っております。

○緒嶋委員 当然、必要性はあるわけだから、できるだけ早くせんと、将来、南海トラフとか、いろいろな危機が。特に中山間地の奥のほうになると、携帯なんかも、天気の悪いときなどはなかなか難しい場所があると思うんです。

だから、ぜひ各市町村、台数は別にして、完備させないと、私は南海トラフとか水害とか台風対策においても十分とは言えんのではないかなという気がするんです。

○高林危機管理局長 まだ未所有のところにつ

いては、減災力強化事業とかで購入できる制度もございますので、購入の働きかけをしてまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 そういう整備がおくれている市町村はどうですか。中山間地のほうが逆に多いんじゃないかと思ったんですけど、どうですか。

○高林危機管理局長 一概に中山間地域ではなく、いろんなところに分散しているところでございます。

○緒嶋委員 いずれにしても、整備が進むということが防災対策の上で一番重要なことだから、いろいろな意味で通信が途絶えたら何も対策が立てられんわけです。そういう意味では、ぜひ早く、何年度とか言わずに早く整備が全市町村で終わるように、当然、危機管理の立場から強く首長さんたちにもお願いして整備を進めるべきじゃないですか。それは積極的にやっておられるんですか。

○高林危機管理局長 危機管理のほうでは、予算関係やいろんな面で早く整備していただくようお願いしているところですが、特に今回の台風でもいろんなところで水害とかがございましたので、これにつきましては早急に整備するように働きかけていきたいと考えております。

○緒嶋委員 頑張ってください。

○松村主査 ほかに質疑はございませんか。

○井本委員 28ページの防災費の委託料の残った中身は何だったんですか。もう一回、詳しく。

○高林危機管理局長 28ページの委託料の中身でございますが、これにつきましては、啓発のために5月に防災の日フェアをやっておりまして、あと、いろんな災害への備えの啓発、もしくは、例えば地震対策であるとか、いろんな啓発の資料関係の委託事業であるとか、硫黄山

における火山ガスの測定委託においての入札残とか、そういったもろもろの執行残がまとめてこの金額になっているところでございます。

○井本委員 こんな委託するぐらいがそんなに難しいの。えらい残つとるな。

○高林危機管理局長 これにつきましては、大分残っているのが防災の日フェアとか、いろんな啓発業務委託料、これについて200万ほど入札によって執行残が出ているところでございますし、あと、もろもろのそういった委託料関係が集まりまして。

○井本委員 そのもろもろがわからない。その委託をするのは、そんな難しいもんね。そんな、執行残、執行残とって。あんだのところは、今、大切な部署なんだから、執行残を余り残すのは本当いかんよ。

○高林危機管理局長 あとは、大きいものとして硫黄山の火山ガス測定については自動測定機を設置しているところなんですけど、追加測定の回数が見込みよりちょっと少なかったというものもございます。

○井本委員 わかりました。一つ、できるだけ、一番大切なところだから、頑張ってください。

それから、税の徴収の件なんだけれど、民間に委託してやっているような地方自治体なんかはあるの、ないの。

○棧税務課長 税の徴収につきましては、さすがにこれは権力的な面がかなりありますので、要はコールセンターとかで納めてくださいというお願いをする活動を民間に委託している例は、県外にも県内にもございますが、\*徴収そのものを民間に委託するということはどちらの自治体もやっていないというふうに思っております。

※次ページに訂正発言あり

○井本委員 わかりました。もう一つ、みやぎき田陣（E n g i n e）プロジェクトはなかなかおもしろい企画だと思うんだけど、目的は単に交流するだけなのですか。

○日高市町村課長 交流といたしますか、県と市町村が連携を図っていく、あるいは、市町村同士の連携を図っていく上で、地域の課題ですとか問題意識ですとか、そういったものを共有して、同じ認識のもとにいろんな施策の展開なりを図っていく必要があると。

そういったことを進めていく機会としてこういったものやっていくわけですが、この中で、例えば県に対する要望などがありましたならば、短期的にできるもの、中長期的にかかるもの、そういったもので各担当部署のほうへ情報をフィードバックして、翌年度以降、また施策に生かせるものは生かしていくと。そういったことで進めているところであります。

○棧税務課長 済みません。先ほどの徴収の委託の件でございますが、私、滞納の件が頭にあったもんですから、今のような説明をさせていただきましたが、通常、普通に納期以内に納めていただくものにつきましては、私どものほうでは、自動車税をカードを使って納めていただけるような仕組みであるとかを整えておりまして、そういうものにつきましては民間に徴収委託をしている形にはなります。

○井本委員 確かに市町村と話すときにいろんな問題が共有できるのはいいんだけど、これで終わりとするのもったいないような気がするもんだから、後のフォローというか、そういうものは何もしていないわけですか。

○日高市町村課長 こういった場に出てまいりました市町村の意見につきましては、毎年度、担当部署のほうに市町村課から必ず伝えまして、

それに対して、今どのような体制にあるのか、どういったことができる考えなのか、そういったものについてはこちらのほうで取りまとめをして、翌年以降の同じような機会のときに、前回出てきた話題については、今こういった取り組み状況ですといったようなことを、また市町村に対して御説明していると、そういう状況であります。

○井本委員 それを一つのプラットフォームみたいな感じにすると、もう一つ、いいもんができそうな気がするんだけど、そういう取り組みというのは全くないわけだね。

○日高市町村課長 例えば、首長同士でお話しするとなりますと、例えば人口減少対策ですとか担い手不足対策ですとか、なかなか一朝一夕にその場で1時間2時間話して何かが出てくるといったようなところがなかなか難しいようなテーマが多くなっております。

そのような中でも、県の補助金の運用の緩和ですとか、そういう短期的にできるようなものは取り組んでおりますし、例えば平成28年度の首長さんとの円卓トークの中では、東臼杵地区で、毎年、林業の振興が話題になりますが、28年度のときに、環境森林部で行っている林業青年アカデミーの事業継続、そして、なろうことなら林業大学校をぜひ設置してもらいたいと、そういったお話がそこで出てきたところです。

もちろんこの場に出てきたからこういう流れができたわけじゃないでしょうけれども、いろんな積み重ねの中で、県としては、平成29年度にいわゆる林業大学校の設置といったようなことを、こういうふうにして、林業青年アカデミーを継続、さらに拡充・発展させていこうと。そういうことで、いわゆる林業大学校の設置というようなものを打ち出していったと。

何年かかかって、そういったものに成果が結びついていくと。そういったようなケースは実際にあっているところでもあります。

○井本委員 首長との話はわかるんだけど、市町村職員との意見交換とあるでしょう。この辺に期待するわけです。もうちょっと、せっかく若い職員と話して、何かいいアイデアやら、あるいは、いい取り組みなんかが出てくるんじゃないのか。こういう後のアンケートとか、そんなのはとっているの。

○日高市町村課長 おっしゃるように、市町村の若い人たちと知事が意見交換をする、こちらはそういう機会でありまして、私どもの深いところでの狙いとしては、市町村職員の資質の向上——いろんな企画力ですとかプレゼンの能力ですとか、自分が考えていることを伝えていくような、そういう姿勢みたいなものの育成。人材育成的な意味を込めて行っておるところであります。

ただ、実際に集まってこられる職員一人一人は物事の決定権とかそういうものを持っているわけではありませんので、そこで知事から助言なり考えを伝えた上で、引き続きそれぞれの団体の中で企画立案あるいは進めていってもらう。そういうふうな流れが想定される場所でもあります。

一人一人から、いわゆるペーパーでアンケート的なものはいただいているところですけども、こういう会の後には、いわゆる懇親会という機会を設けて、場所を別に移して、その地域地域のおいしいものを介しながら意見交換を改めて行うといった試みを行っているところでもあります。

○井本委員 私が思うのと少し違うんだけど、もうちょっといいもんが若い人たちとなら生ま

れそうな感じがするんだけど。その集まった人たちをもう一回別に集めてやってみたら何か生まれるんじゃないのかなという気がするんだけど。せっかく知事と話したのを刺激剤にして。

恐らく、大概、これはこれで一回で終わりでしょう。一遍話し合っただけで知事から刺激を受けた若い人たちがまたもう一回集まる機会か何かを設けてもらって、何らかの新しいものをつくり出していきっかけにしてもらいたいかなという感じがするんだけど、無理かな。

○前屋敷委員 防災のところをお願いします。70ページの津波避難タワーの整備ですけど、29年度に5市町で7基ということですが、具体的にはどこに設置されたのか。

○高林危機管理局長 津波避難タワーにつきましては、延岡市で1基、日南市で1基、日向市で2基、高鍋町で2基、新富町で1基について交付金によって整備を進めているところがございます。

○前屋敷委員 結局、今、全体では何基になったんですか。

○高林危機管理局長 29年度末で、もう完成したので申しますと15基でございます。

○前屋敷委員 それと、あわせて71ページの津波対策推進協議会というのが、県と沿岸の10市町で開催されて。これは年に1回、もう何年前からやられているんですか。

○高林危機管理局長 ちょっと調べます。

○前屋敷委員 共通した課題を抱えての大事な会議になるので、それぞれの自治体でそれぞれいろんな対策をやっていらっしゃるんだと思うんですけど、共有し合うところも必要ですので、ぜひ、中身も充実させて、具体的な施策につながるような方向が必要かなというふう

に思いました。

続けていいですか。税の徴収の件なんですけれども、なかなか滞納があったりとか厳しい状況も今あるところは報告もいただいたんですが、徴収の仕方の中で差し押さえの部分があるかと思うんです。その状況を教えていただけると。

**○棧税務課長** 県税の差し押さえにつきましては、平成29年度の実績で1,402件。滞納税額でいきますと1億7,218万円余分の税について差し押さえを行いました。そのうち換価、取り立てができましたのは1,227件で、額としましては6,040万円余でございます。

差し押さえましたもののうちで多いものは預金や給与等の債権でございまして、1,285件、税額にすると1億5,807万円分で、全体の約9割程度をその分で差し押さえしている状況でございます。

**○前屋敷委員** 差し押さえということになると、これまでも言われてきたように、納められるのに納めていない方であるとか、いわゆる悪質な方について、言葉が悪いかもかもしれませんが、そういう強権的な形で税を徴収するということなんですけど、特に給与とかになると生活そのものにかかわってくることもあったりするので、家族も抱えた中でのそういうことですから、そういうところは十分考慮した上で執行に至ったんだろうとは思いますが、その辺のところを非常に危惧するところもあるものですから、徴収に当たっては、細心の注意も払っていただきたいなと思うところです。

**○棧税務課長** 差し押さえに当たりましては、十分調査検討の上、行うように指導しております。特に給与につきましては差し押さえ可能額というのがございます。先ほど委員御指摘のように生活に関連するものでございますので、

生活に必要な額、扶養親族等の数に応じて額は変動してまいりますけど、その分は差し押さえできないことになっておりますので、その残りの部分について差し押さえを実施することになっております。

**○前屋敷委員** その辺は、十分、考慮、配慮もしていただきたいと思います。

続けていいですか。委員会資料の2ページの使用料、手数料のところなんですけれども、看護大学の法人化に伴って授業料の減ということが言われていますが、これは法人化になって独自性が発揮されて授業料を安くした結果なのか、その辺を教えてください。

**○吉村財政課長** 看護大学につきましては、法人化したので、授業料、あと入学試験に関する手数料は県が徴収するのではなく、法人として徴収していただくようになりました結果、県の使用料、手数料からの歳入は落ちているという状況でございます。

**○前屋敷委員** わかりました。

それと、その一段下の運転免許証の更新手数料の減ですが、これは、今、高齢者の皆さん方が免許証を返納されることが進んでいる状況なんですけれども、その関係でしょうか。

**○吉村財政課長** 済みません、そこまで詳しく調査しているわけではないんですけど、運転免許更新手数料、更新時の講習手数料、いずれも減となっておりますので、委員がおっしゃったようなことも一つの要因にはなっているのではないかとはいえます。

**○前屋敷委員** それだけではないということですね。結構です。

**○武田委員** 委員会資料の7ページですが、私は初めてなものですから、わからないところを聞かせてください。



貨物割地方消費税がこの中でも一番大きく前年から減になっているわけですが、この貨物割地方消費税がどういうもので、この減の要因は何かをまず教えてください。

○**棧税務課長** 地方消費税につきましては、譲渡割地方消費税と貨物割地方消費税がございます。

まず、譲渡割といいますのは、国内で流通したときに、私どもが一般的に消費税として払うものをイメージしていただければよろしいかと思えます。一方、貨物割といいますのは、輸入したのものについて、国内で流通するには消費税がついて回りますので、そのときにかかってくる消費税でございます。

○**武田委員** 下がった要因は。

○**棧税務課長** これは、予算に対する増減額という欄なんでございますが、要は輸入が見込みよりも少なかったのがマイナスになっている原因でございます。

実際の減少としましては、貨物割・譲渡割ともに昨年度よりは減っておりまして、どちらかというと貨物割よりも譲渡割の影響のほうが決算上は大きくはなっておりますので、その原因は、先ほども若干御説明いたしました、納付額が減ったというよりも、どちらかというと還付額が1.8倍ほど28年度に比べてふえておりますので、そちらのほうが大きく影響している状況でございます。

○**武田委員** わかりました。

続いて、資料の16ページの訴訟に伴う弁護士に対する着手金及び謝金ですが、10件となっております。こういう県の訴訟問題が、私は初めてですので、例年、どれくらいあって、昨年が10件なのかということと、どんな内容の訴訟があったのか、教えていただけるとありがたいの

ですが。

○**吉村財政課長** 県がかかわった訴訟件数については把握しておりませんので、主に、今回、予備費から払いました内容について申しますと、例えば御存じかと思いますが、高校の暴力事件に関しまして被害者のほうから弁護士を通して訴訟の訴えをされて、それに対して県も弁護士を立てて訴訟に臨んだというようなケースとか、あと青島参道にお土産屋さんがあるんですけど、そこの土地の賃貸借権に関します訴訟、そういうようなものが上がっております。

○**武田委員** ありがとうございます。

それと、主要施策に関する報告書の中の73ページの自主防災組織活動カバー率なんですけど、26年、27年、28年、29年と目標値の85%に近づいていていいことだと思うんですけど、27年、28年が下がっている。年々少しずつ上がっているという感覚だったんですけど、途中で下がったというのはどういう要因があったんでしょうか。

○**高林危機管理局長** ちょっと調べさせてもらいます。手元に資料がありませんので、済みません。

○**武田委員** 大体、同じようなところで推移しているんですけど、82.7、82.3、80.0から83.9で、29年度は上がっているんで、途中、防災組織のカバー率はどういうふうになっているのかなと思ったので、後でも結構です、教えてください。

それと、76ページの人口1,000人当たりの消防団員数ですが、これは1,000人当たりですので、13.5%という目標に対してほぼ維持されている状況ですけども、実際は人口減の中で消防団員数も減少していると。

特に串間市あたりの高齢化率の高いところになると消防団員自体の年齢も上がっていき、昔

は農家であるとか個人事業主の方々がそれぞれ地元にはいらっしやった状況なんです、お店もほとんどなくなり、若い方は勤めに出ていらっしやって、昼間の消火活動であるとか高齢化に伴うものもあって、今後、県としては市町村と話をされながら今までどおりのやり方で行くのか。

再編を含めた形で実際に来られる方々を中心にもう少し、ボランティアですので、報酬という形も。今までの考えではボランティアだという意識の中だったと思うんですが、これからは、ずっと私たちも串間市の中で話しているのが、もうちょっと報酬を上げて、毎月毎月というか、訓練もやって、ある程度、本当にそのときに来られる方々を中心に消防団組織を編成したほうがいいんじゃないかという話もあるんです。そこらあたりはこれからどのような方向性なんでしょうか。

**○室屋消防保安課長** 御指摘のとおり、消防団員数は年々減少しております。昨年は前年比155人の減ということでございまして、1,000人当たりの人数については13.5人ということで維持はできておるんですけれども、御指摘のとおり実際の人数は減っている状況にございます。

県といたしましては、これまでやってきた施策については継続していきながら、消防団OBによります機能別消防団の編成でありますとか、女性と学生についてはふえておりますので、女性や学生、若者に入っていただくような施策として、今後、いろんな施策、例えば女性消防団の活性化を実施しますとか消防団の活動の紹介、啓発、装備の充実等につきまして取り組んでまいりたいと考えております。

**○武田委員** ありがとうございます。串間市の場合も女性消防団はふえてはいるんですが、学

生団員という、短大とか大学があるところはいいでしょうけれど、年齢制限もあるでしょうから高校生をそういう場に持っていくわけにはなかなかいかないでしょう。今後、ますます人口減少になかなか歯どめがかからない状況でどうやって、宮崎県であったり、市町村を維持していく中で、消防団員が地域に根差すというか。今、市木の移住者の方が消防団に入られたりとかしている状況があるので、新しい形を模索し、市町村と相談されながら行っていただきたいと思っております。

**○井本委員** ちょっと関連して。消防団の人に対して私たちはもうちょっと感謝しなきゃいかんと思うんです。自衛隊の人たちがああやって東日本大震災のときに出て行って、初めて自衛隊の人はこちらでこんなにやっているんだと思って、それこそ全然意識が変わりましたけれど。

市民が本当に消防団の人たちに感謝しているということを何らかの形であらわすような機会を、県のほうでもいいから、もちろん市町村にやらしてもらえばいいんだけど、何かそういうものをもっと私はやるべきじゃないのかなという気がするんですけれど、どう思いますか。

**○室屋消防保安課長** 委員御指摘のとおり、消防団の活動内容ですとか「こういう活動をしています。入ってください」というようなPR活動は積極的に実施しておりまして、CM等も打っているところでございます。

消防団員に対する感謝という点につきましてどのような施策ができるか、今後、検討してまいりたいと思います。

**○井本委員** ぜひとも考えてください。お願いします。

**○前屋敷委員** 消防団の方たちの出動手当とい

うのがあるんですけど、あれは県からの助成だとかそういうものはないんですか。

○室屋消防保安課長 これは市町村の支出になりまして、交付税で手当がされております。

○前屋敷委員 じゃあ、県は全く関与していないということですね。

○室屋消防保安課長 県といたしましては、消防団の装備関係の補助等が中心となります。

○緒嶋委員 消防団の報酬は市町村で差があるわけですね。これは市町村で差がないほうが私はいいと思うんです。これについては、県の消防連絡の団長さんたちの会やいろいろあるわけですが、これが交付税で認められておるといふことならば、平等で差がなくてもいいと思うけれど、交付税との絡みはどうなるわけですか。

○室屋消防保安課長 まさに御指摘のとおりでございます。26市町村ございますけれども、団員の報酬が一番少ないところで年間2万7,000円、一番高いところで6万円という開きがあります。

これにつきましては、地方交付税の単価が3万6,500円でありますので、そこを割り込んでおる市町村が16あるという状況でございます。さまざまな会合でこれについては是正していただきたいということで協力の要請をしておりますが、これは、市町村の条例で決まっておりますので、その条例を改正していただくことの働きかけをしているところです。

昨年度から本年度にかけまして、3町において、増額がなされたという報告を受けております。

○緒嶋委員 これは、市町村の首長さんたちの姿勢にもよると思うんですけど、言われたとおり、消防団員に感謝の気持ちがあれば、報酬

は、当然、ある程度、県も何とか団員の立場を考えて。

これは、ボランティアでも、家庭を犠牲にし、家族を犠牲にして、私も消防団に21年入っていたけれど、本当みんなの協力がなくてできんわけです。その中で報酬を上げたからどうこうということじゃないかもしれんけれど、感謝の気持ちがあれば、それは報酬であらわさんと。感謝の気持ちは「口で言うだけが感謝です」ではないと。

私は、そういう立場の人たちの出動手当とかを含めて、ある程度、できるだけ県下統一的な。それは財政力によってとかいろいろあるだろうけれど、少なくとも倍ぐらの格差があること自体が私は問題じゃないかなと。

これは、県が積極的に、首長さんたちに対する関係を密にして、できるだけ「あなたのところは報酬が最低ですよ」とはっきり言ったほうがいいんじゃないですか。首長さんは隣の市町村がどれだけというのがわからないんじゃないかな。そのあたりはどうですか。これは危機管理統括監が頑張らないといかんのじゃないかな。

○田中危機管理統括監 私も消防団の活躍は本当にありがたく思っております。今回の台風災害でも献身的に御努力いただいております。ありまして、いろんな意味で感謝を示していかなければならないと思っております。

その中で、報酬の問題ですが、これは、先ほど御説明しましたけれども、交付税で措置されているとはいえ、各市町村で条例で定められております。格差があるというのは、現実、そうなっております。

ただ、この格差というのは、市町村長さんに、こんなふうには差があることはちゃんとお示しして、できるだけ平等になるようにしていただ

ればと思っています。これからも機会あるごとにお話ししていきたいと思っております。

○緒嶋委員 ぜひお願いします。

それと、ことしは操法のポンプ車が出動する全国大会が富山であるわけです。今までは東京とか横浜だったのが今度は富山。そうすると、高千穂の自動車ポンプが優勝したりしたときは、行くために、600万か700万、町は補正予算を組まないといかんわけです。その財源は町が見ないといかんわけ。

県は、これについては、県代表で行くから、ある程度、全額見てもいいと思うけれど、そのあたりは財政課長がおるから何も言えんのかな。

○室屋消防保安課長 市町村にお支払いいただいておりますけれども、県としての補助金とかは購入物品等にしかございませんで、旅費等については出せない状況でございます。

それと、特別交付税で措置されるということでございますので、それで対応できるようです。

○緒嶋委員 その特別交付税は市町村課になるのかな、そこあたりは間違いないわけかな。全額、交付税で見られるわけ。

○日高市町村課長 ただいま私の頭の中に制度自体全て詳細まで入っているわけではありませんけれども、特別交付金の中に消防操法大会というふうな項目は実際にあります。措置率何%か、100%というのはまず余りないと思っておりますけれども、今そういう資料を手元に持っていないものですから御容赦いただければと思います。

○緒嶋委員 これは2年交代で、消防車と小型ポンプが2年に1回あるわけです。そういうことで、行かれる人は半年以上も訓練して県大会で優勝して行くという、その努力だけでも大したものなんです。

それから、これは交付税で100%見るように——交付税で見らんとところは県で差額を補助するぐらいの制度をやっていると思うけれど、どうですか。

○畑山総務部長 国のほうでも、まさしく特別交付税ということで、その時その時の状況でそれに該当する市町村に一定の手当をするというようなところで消防操法大会の項目があるところでございます。市町村のほうがそこはメインで、バックアップするところに特別交付税で支援していくということでございますので、基本は市町村の中でしっかりとさせていただいて、特別交付税もつけていくということです。

先ほど市町村課長も申し上げましたけれども、国なり県のほうで100%全部措置するのはなかなか難しいところもございますので、市町村、それからそれぞれの地域の方々が熱い志を持って送り出すところも含めて、地域全体で、また国も含めてバックアップを全体としてしていければと思っております。今後、消防団の活動支援について、きょういろいろお話しいただいたところも含めて市町村長とも密に連絡をとって高めていければと思っております。

○緒嶋委員 ことしは、特別交付税も、北海道の地震とか西日本水害でいろいろあるから、特交そのものの配分が宮崎県に余りないんじゃないかなど。その心配はないですか。

○日高市町村課長 特別交付税については、どういったものに、どのような特殊事情に対して幾らの負担がかかったと。こういったものについては、これからまた国のほうにも報告して査定が行われて配分が行われることにはなりますが、おっしゃるとおり各地で相当大きな災害も発生しておりますので、そういった部分に当然それなりの部分が割かれざるを得ないと。

これは、総務省のほうも事務的にはそういうふうなことをおっしゃっておりますので、そういう中で宮崎県の事情をできる限り詳細にアピールしてまいりたいとは思っております。

**○緒嶋委員** これは、全国の大会に出るんだから、宮崎県だけ優遇するということは考えられない。ある程度、県が——それはどこが出るかはわからんわけだが、2年に1回はそういう財政的な支援をやるという姿勢をもうちょっと強めるべきじゃないかなと。県の代表として行くわけだから。それと、特交を当てにしとったら、これは50%も来ないかもしれん。

**○田中危機管理統括監** 今回の操法大会に関して直接的に手当をするのはなかなか難しいところでもありますけれども、今後、いろんな意味で、資機材の整備とかそういったのも含めて支援していきたいと思っております。

**○右松委員** 関連です。私は現役の消防団員でございますので、1点だけお願いといたしましょうか、ゼロ予算でできるお願いなんですけれども、私は中央分団に所属している中で、高齢化と、それから人数が減っていています。なかなか新しい人が入ってこない状況で、先ほど武田委員が言われたように、名簿上の数と、それから実働の数には実はかなり乖離があります。

私たちは、今年度からかなり厳しくそこを見ていこうと、実際に動ける人の数をしっかり出していこうという話になっていきますので、今後、どういうふうな形で人数を把握していかれるのかわかりませんが、実働でしっかり動く、幽霊部員という言い方は変かもしれませんが、名簿上だけでなく実際に動ける人をしっかりと把握してもらいたいということ。

それから、団員確保については、私たちの今のやり方としては、自分たちがついで、一人一

人、一本釣りといいたまいますか、そういう形でやっています。それから、宮崎市は、入札に関して、その会社の中で一人でも二人でもふやしていければ点数が付与されるとかそういう制度もありますけれど、なかなか現実には難しいと。

そういった中で、これは市町村にぜひお願いしたいんですが、自治会との連携といたしましょうか、自治会は自治会で自主防災組織をしっかりと整備していかなければなりませんけれども、そこですごい力になれるのは消防団でございます。

そういった意味では、今回、先ほど統括監が言われたように、台風で車庫待機があって、実際に地域巡回をしていく、場合によっては冠水したところをしっかりと見回っていくという作業をしていますので、ぜひともこういう活動をしているということを、先ほどの井本委員のようにイメージ向上として自治会からそういった情報をおろしていってもらおうとか。ペーパー代はかかるかもしれませんが、自治会での理解の差にもものすごく乖離がありますので。消防団に、献金といたしましょうか、助成金を出しているところもあれば、消防団に対して、ある意味、ちょっと偏見のある見方をしているところもありますので、自治会を通してそういった実際の消防団活動の生の実情をおろしてもらおうとよりいいのかなと思っていますので、市町村にそれを伝えてもらうといいかなと思っています。お願いします。

**○田中危機管理統括監** 今、右松委員からいただきましたけれども、本当に消防団の方々は自分の家族も顧みずに危険な中で、いざというときに活動していただいております。まだまだこれに対する評価がなかなか一般的には低いところがありまして、もっともっと頑張っている姿

を我々としてもPRしていかなければならない  
と思っております。

また、おっしゃったように、自治会との連携、  
こういったものも、今後、市町村と連携しなが  
らもっともっと働きかけていきたいと思いま  
す。今後ともよろしくお願いたします。

○緒嶋委員 高千穂町、西臼杵なんかは、町役  
場の採用面接で、消防団に入りますかというこ  
とを言って、入らないということであれば、そ  
れで2次試験はだめというぐらいにはっきりし  
ている。結果として、そういう面接のときに入  
りますとみんな言うわけです。それで、ほとん  
ど入っている。それは、当然、約束事になるか  
ら。

それから、県職員でも消防団員に入っている  
人もおるけれど、これは実数はわかっておりま  
すか。消防団員に県職員で何人が入っているの  
か。

○田中危機管理統括監 昨年4月1日現在で  
すけれども、43名となっております。

○緒嶋委員 条件が整うというか、その人の自  
主的な判断というか、気持ちで入られるわけだ  
けれど、これは県職員でも市町村職員でも地域  
に貢献するという気持ちは当然必要なわけだか  
ら、可能な限りその地域に、特に西臼杵の場合  
は西臼杵支庁の方で入っている人もおるわけ  
です。そういうことができる人は、県職員であろ  
うとも県民であるわけだから、全体的な奉仕の  
気持ちは必要だと思っている。

そういう意味で、今後、県職員も今から若い  
人が採用されたときにそういう思いを。強制で  
はなくても、消防団員に入りますという気持ち  
を起こさせることも必要じゃないかなと思うん  
です。

そういうことで、県民全体で県全体を守ると

いう気持ちの中での消防精神というか、それを  
醸成することが大変重要だと思っているんです。  
そのあたりの努力も、当然、危機管理局はやる  
べきと思っているんですが、どうですか。総務  
部長の所管にもなるかなと思うんですけれど。  
○田中危機管理統括監 消防団員の確保は本県  
だけじゃなくて、全国的に大変苦勞しているこ  
ろであります。

今後、いろんな手だてで消防団員の確保を図っ  
ていきたいと思っておりますけれども、県職員  
に対しましても庁内でいろんなPRをして、消  
防団員の活躍についてお知らせして自主的に  
入っていただくような取り組みも必要かなと  
思っております。今後、いろんな方策を考えて  
いきたいと思っております。

○高林危機管理局長 先ほど御質問のあった件  
について回答したいと思います。

まず、前屋敷委員のほうから、宮崎県津波対  
策推進協議会の発足がいつからかという御質問  
がございましたが、平成24年12月20日ござい  
ます。

続きまして、武田委員からの、平成27、28年  
で自主防災組織のカバー率が低下している件で  
ございます。自主防災組織のカバー率は自主防  
災組織が組織されている地域の世帯数を管内の  
世帯数で割ったものでございますけれども、27  
と28は、組織されている地域の世帯数は増加し  
ております。

一方で、管内の世帯数も増加している関係で、  
分母のほうも大きくなっているものですから、  
一時的に低下しているのが原因でございます。

それと、もう一つは緒嶋委員からお話のあり  
ました衛星携帯電話の件でございますが、例え  
ば県と市町村の庁舎間につきましては、NTT  
などの電話がもし使えなくなったときでも防災

行政無線が使用できる状況でございますので、  
これは補足だけさせていただきます。

○松村主査 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 それでは、以上をもって総務部を  
終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまで  
した。

暫時休憩いたします。

午後3時29分休憩

---

午後3時46分再開

○松村主査 分科会を再開いたします。

それでは、あしたの分科会は午前10時に再開  
し、総合政策部の審査から行うことといたしま  
す。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 何もないようですので、以上をもっ  
て本日の分科会を終了いたします。

午後3時46分散会

平成30年10月3日(水曜日)

情報政策課長 齋藤孝二  
 国体準備課長 岩切喜郎

午前10時0分再開

出席委員(7人)

主 査 松村悟郎  
 副 主 査 田口雄二  
 委 員 緒嶋雅晃  
 委 員 井本英雄  
 委 員 右松隆央  
 委 員 前屋敷恵美  
 委 員 武田浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

会計管理局

会計管理者 福嶋幸徳  
 会計管理局次長 大田原節郎  
 会計課長 福嶋正一  
 物品管理調達課長 川上清

人事委員会事務局

事務局長 原田幸二  
 総務課長 佐野由藏  
 職員課長 原拓実

監査事務局

事務局長 郡司宗則  
 監査第一課長 和田括伸  
 監査第二課長 松原哲也

議会事務局

事務局長 片寄元道  
 事務局次長 上山伸二  
 総務課長 谷口浩太郎  
 議事課長 齊藤安彦  
 政策調査課長 日高民子

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 日隈俊郎  
 総合政策部次長  
 (政策推進担当) 松浦直康  
 総合政策部次長  
 (県民生活担当) 鶴田安彦  
 総合政策課長 重黒木清  
 部参事兼秘書広報課長 横山浩文  
 広報戦略室長 渡久山武志  
 統計調査課長補佐 松下直樹  
 総合交通課長 小倉佳彦  
 中山間・地域政策課長 日高正勝  
 産業政策課長 米良勝也  
 生活・協働・男女参画課長 小川雅彦  
 交通・地域安全対策監 最上川周一  
 みやざき文化振興課長 川口泰夫  
 記紀編さん記念事業推進室長 坂元修一  
 人権同和対策課長 磯崎史郎

事務局職員出席者

議事課主査 弓削知宏  
 総務課主事 浜砂貴裕

○松村主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成29年度決算について、部長の概要説明を求めます。

○日隈総合政策部長 おはようございます。本日は、総合政策部の決算について審査をどうぞ



よろしくお願いたします。座って説明いたします。

それでは、平成29年度の決算につきまして、お手元の決算特別委員会資料に基づきまして御説明させていただきます。

委員会資料を2枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。

これは、県総合計画未来みやぎ創造プランのうち、総合政策部に関連します主要施策について、体系表にしたものでございます。この体系表に基づきまして、まず、御説明させていただきたいと思っております。

左側の施策の柱ごとに概要を御説明していききたいと思っております。

まず、人づくりの分野でございますけれども、右のほうに行きまして、魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実の項目でございます。

宮崎で学び、宮崎で働き、世界へ挑戦するひとづくり事業により、産業人財育成プラットフォームを基盤としたインターンシップの実施やグローバル産業人財の育成に取り組みました。

そのほか、昨年末には、産業人財育成・確保のための取り組み指針を策定いたしまして、産学官が一体となりまして、宮崎の将来を担う産業人財の確保に努めているところであります。

次に、文化の振興でございますが、宮崎国際音楽祭や若山牧水賞など、多くの県民がさまざまな文化に親しむことのできる環境の整備に努めましたほか、2020年に本県で開催されます国民文化祭に向け、大会基本構想の策定やロゴマークの公募など、開催準備を進めたところであります。

また、川崎市との連携協定によりまして、音楽文化を通じた交流拡大を図りました。

次に、スポーツの振興であります。

2026年に本県で開催いたします第81回国民体育大会の諸準備に万全を期すため、宮崎県準備委員会を設立しまして、総会等を開催し、市町村、競技団体等とのヒアリングや意見交換等を実施いたしました。

常任委員会でも御説明いたしましたように、昨年度、県有主要体育施設につきまして、各施設の基本計画の策定を開始し、取り組んできたところであります。

次に、男女共同参画社会の推進であります。

男女共同参画センターにおきまして、各種講座の開催や、女性の多様な働き方に向けた講演会等を実施したところでございます。

次に、NPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進であります。

NPO、企業、県など、多様な主体が協働して行う提案公募型事業や、みやぎNPO・協働支援センターにおいて、相談や研修等を実施するなど、NPO活動や協働の促進を図ってまいりました。

次の人権意識の高揚と差別意識の解消の項目でございますが、県民や企業、団体等を対象とした研修会の開催、あるいは大学やNPO、企業等と連携した人権啓発に取り組むなど、さまざまな人権問題に関する啓発事業等を実施いたしまして、人権意識の高揚を図ったところであります。

次に、分野の2つ目になりますが、くらしづくりの関係でございます。

2ページに移りますけれども、まず、安心して快適な生活環境の確保についてでございますが、これは、国の交付金を活用しまして、消費者啓発の強化、あるいは市町村の消費生活相談体制の充実にも努めるとともに、消費生活センターに

消費生活相談員等を配置しまして、消費者被害の未然防止、あるいは問題解決支援に努めたところでもあります。

次に、快適で人にやさしい生活・空間づくりでございますが、これは、ユニバーサルデザインの普及啓発を推進するため、体験型参加イベントや講演会を実施いたしました。

次に、地域交通の確保でございます。

日常生活に必要なバス路線の維持・確保に努めますとともに、地域公共交通の活性化に取り組む事業者等への支援に取り組んだところでもあります。

その次でございますが、情報通信基盤の充実及び利活用の促進の項目です。

携帯電話等エリア整備事業によりまして、サービス未提供地域の解消に努めたところでもあります。

その次の中山間地域の維持・活性化では、中山間地域振興計画に基づいた全庁的な施策の推進を図るとともに、県民運動の推進や地域資源を活用した商品開発等をテーマとしたセミナーの開催など、中山間地域の活性化に向けた取り組みを行ったところでもあります。

次に、連携・協働による魅力ある地域づくりと戦略的な移住等の促進の項目でございますが、これは、市町村と地域住民が一体となった地域づくりを支援しますとともに、持続可能な地域づくりのため、市町村が連携して取り組む事業に対しまして支援を行ったところでございます。

また、移住促進のため、東京と宮崎に開設しております宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターを運営いたしまして、住まいや仕事等の情報発信、相談対応を行うとともに、市町村の受入体制充実の取り組みに対する支援を行ったところでもあります。

次に、安全で安心なまちづくりでございますが、これは、幼稚園、保育所等へのアドバイザーの派遣や、地域安全に関する情報発信や啓発を行うなど、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めますとともに、次の交通安全対策の推進として、マスメディアを活用した効果的な広報・啓発を行い、シートベルトやチャイルドシートの着用推進、あるいは交通安全の考え方について普及と交通事故の防止に取り組んだところでもあります。

3つ目の産業づくりについてでございます。

3ページをお開きください。

分野、産業づくりでございますが、まず、一番上の産業間・産学金官連携による新事業・新産業の展開でございますけれども、みやざきフードビジネス振興構想を推進するため、関係機関が連携いたしまして、「拡大」、「挑戦」、「イノベーション」及び「東京2020オリンピック・パラリンピック」の4つのプロジェクト展開を図ったところでもあります。

また、フードビジネス分野のほか、情報通信、学術研究等の分野におきましても、雇用拡大に取り組む県内企業の支援を行ったところでもあります。

次に、観光の振興の中では、当部といたしましては、神話のふるさと県民大学リレー講座を実施しましたほか、首都圏や関西、福岡の大学との連携講座や、国立能楽堂等での神楽公演の開催など、神話の源流みやざきのブランドイメージの定着を図ったところでもあります。

次に、県境を越えた交流・連携の推進の項目でございますが、全国また九州地方知事会等を通じまして、各県と広域的な連携強化を図り、共通する課題や具体的施策について検討等を行ったところでもあります。

また、県境地域の市町村連携によりまして、昨年6月には、祖母・傾・大崩山系のユネスコエコパークの登録決定がなされたほか、地域資源ブランドの活用に向けた取り組みへの支援を行ったところでございます。

その次の産業を支える人財の育成・確保についてであります。

若者の県内定着を推進・促進するため、県内企業と連携しまして、当該企業に就職した若者に対する奨学金返還支援に取り組んだところであります。

次に、交通・物流ネットワークの整備・充実の項目でございますが、各公共交通機関の利用促進を図るとともに、国及び関係機関への要望活動を行うなど、陸・海・空の輸送機能の維持・充実に努めたところであります。

また、日豊本線高速化を検討するための整備費用等に関する調査を実施しましたほか、長距離フェリー航路を長期的・安定的に維持するため、県が地元経済界などと連携して出資した新会社が航路を担い、ことし3月から運航開始になったところでございます。

また、ことし3月に実施されたJR九州のダイヤ改正に対しましては、減便の影響を調査するとともに、県議会を初め、各市町村などとも連携いたしまして見直しの要請等を繰り返し行ってきたところであります。

次に、4ページをごらんください。

その他の分野でございます。

まず、重要施策の総合企画と総合調整の項目でございますが、県総合計画を展開するための県民意識調査等を実施するとともに、政策評価により検証を行い、課題のある分野を予算の重点施策に位置づけるなど、対応を図ったところであります。

また、新たに神戸市との連携協定を締結いたしまして、地方創生フォーラムを実施するなど、交流拡大を図りました。

次の県民目線による行政サービスの向上の項目では、広報紙やテレビ番組等の各種媒体を活用した広報活動により、広く県民に県政に関する情報提供を行いました。

また、知事とのふれあいフォーラムや出前講座等の広聴活動によりまして、県民の意見を直接、より幅広く伺い、対話と協働による県政の推進を図ったところであります。

最後に、各種統計調査の実施でございますが、これは、統計セミナーや親子統計グラフ教室等を開催いたしまして、統計の普及啓発を図るとともに、就業構造基本調査など、各種統計調査を実施しまして、本県の施策立案に資する基礎資料の収集に努めたところでございます。

以上、時間がかかりましたけれども、昨年度に取り組みました内容等について御説明いたしました。

次に、5ページをお開きください。

平成29年度の総合政策部関連の決算の状況でございます。

全体といたしましては、一般会計、特別会計を合わせて、この表の一番下の欄でございますけれども、昨年度の最終予算額128億3,400万4,560円に対しまして支出済額125億5,450万1,478円、翌年度繰越額が8,239万1,000円、不用額が1億9,711万2,082円となりまして、執行率は97.8%であり、翌年度への繰越分を含めますと98.5%となっております。

続きまして、一番最後の34ページをお開きください。

平成29年度の総合政策部の監査の結果でございます。

注意事項が4件ございましたので、これにつきましては、直ちに改善に努めたところでございます。

また、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項は当部についてはございません。

なお、本日は、統計調査課長の長倉健一が忌引きのため、本委員会を欠席させていただいております。代理といたしまして、統計調査課課長補佐の松下直樹が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

冒頭、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松村主査 部長の説明が終了いたしました。

これより、総合政策課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課、産業政策課の審査を行います。

平成29年度決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○重黒木総合政策課長 それでは、総合政策課の平成29年度予算に係る決算状況につきまして御説明いたします。

お手元の平成29年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

総合政策課につきましては、一般会計と開発事業特別資金特別会計の2つの会計がございます。

まず、一般会計につきましては、表の一番上の段、総合政策課のところでございますけれども、最終予算額7億2,756万4,000円に対しまして、支出済額が7億1,736万9,248円、不用額は1,019万4,752円、執行率は98.6%となっております。

次に、開発事業特別資金特別会計でございます。

表の下から2番目でございますけれども、予算額1,765万7,000円に対しまして、支出済額が1,737万8,393円、不用額が27万8,607円、執行率は98.4%となっております。

次に、6ページをごらんください。

当課の決算事項別の明細でございますけれども、6ページから8ページに記載しております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

まず、一般会計からでございますけれども、6ページの上から3行目でございます。(目)企画総務費の不用額666万5,616円でございます。

この不用額の主なものは、中ほどの旅費223万459円、それから、下から4段目ですけれども、使用料及び賃借料119万5,535円等でございますが、これらは主に当課とそれから県外の3事務所がございますので、それらの活動経費ですとか、事務費の執行残でございます。

次に、その次の7ページをお開きください。

上から1行目の(目)計画調査費の不用額352万9,136円でございます。

この不用額の主なものは、中ほどの需用費100万8,774円、それから、委託料139万5,145円でありますけれども、これらは総合計画推進のための管理事務費の節減ですとか、重点施策等推進に係る委託業務の執行残でございます。

次に、特別会計の関係でございます。

歳入について御説明いたします。

資料をかえていただきまして、平成29年度宮崎県歳入歳出決算書をごらんください。この冊子は、前のほうが一般会計で、後ろのほうが特別会計になっております。

後ろのほうの特別会計の10ページをお開きください。

当課で所管しております開発事業特別資金特別会計でございます。

上の表が歳入でございます。歳入の表の一番下、歳入の合計欄でございますけれども、調定額が1,765万8,195円に対し、同額が収入済みでございますして、収入未済額はゼロとなっております。

特別会計の歳入決算は、以上でございます。

また資料がかわりますが、続きまして、平成29年度の主要施策の成果について御説明いたします。

分厚い冊子でございますけれども、お手元の主要施策の成果に関する報告書をごらんください。

まず、11ページの人づくりの(2)NPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進についてでございます。

表にあります東日本大震災復興活動支援事業でございますけれども、主な実績の内容は、表の一番右に記載しておりますけれども、復興活動を行っております民間団体、3団体に対しまして、その活動の支援を行ったというものでございます。

この取り組みによりまして、表の下の施策の成果等と書いてあるところがございますけれども、東日本大震災発生から7年が経過いたしまして、被災者や被災地の状況が変化する中で、被災者等のニーズに即した活動への支援を行うことができたと考えております。

次に、12ページをお開きください。

くらしづくりでございます。(2)の快適で人にやさしい生活・空間づくりといたしまして、表にございますけれども、ユニバーサルデザイ

ンの普及啓発に取り組んだところでございます。

下の施策の成果等でございますように、ユニバーサルデザインの認知度、理解度を高めるために、県内の観光施設ですとかスポーツ施設、それから公共施設の職員等を対象に、講演会と、体験型参加イベントといたしまして、車椅子の方ですとか高齢者の方々と一緒に町の中を散策して、いろんな問題点とか気づきをしていただくフィールドリサーチ、こういったものを実施したところでございます。

次に、13ページをごらんください。

産業づくりでございます。

(2)の県境を越えた交流・連携の推進といたしまして、表にあります2つの事業に取り組んだところでございます。

このうち、上のほうの総合企画調整につきましては、全国知事会や九州地方知事会におきまして、国への提言等を行ったものでございます。下の施策の成果等にありまして、全国知事会では、真の地方分権改革等の実現に向けまして、地域の実情を踏まえた提言等を行ったところであります。また、九州地方知事会では、「九州はひとつ」の理念のもと、官民が一体となって九州独自の発展戦略の研究ですとか施策の推進、それから災害への対応などを行ったところでございます。

次に、14ページをお開きください。

その他といたしまして、(1)の重要施策の総合企画と総合調整でございます。

15ページにかけての表にありまして、総合計画等管理運営事業から、新規事業「水素エネルギー利活用促進モデル事業」まで、5つの事業に取り組んだところでございます。

15ページのほうに施策の成果等を記載しておりますので、そちらのほうで主なものを御説明

いたします。

まず、施策の成果等の②でございますけれども、オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした地域の活性化を図るために、ことしの3月ですけれども、オリンピックのフラッグツアーの歓迎イベントを開催するとともに、市町村と連携いたしまして、ホストタウンの登録にも取り組み、昨年度は、新たに日向市がアメリカのホストタウンとして登録されたところでございます。

次に、③でございますけれども、広い意味での地産地消につきまして、ホームページでの情報発信ですとか企画展の実施など、その普及啓発を図ったところでございます。

次に、④でございますけれども、新たに神戸市と県との間で連携協定を締結いたしまして、その締結の記念として、地方創生フォーラムを実施したほか、児童生徒の交流事業等を行っております。

また、平成26年度に連携協定を結んでおります川崎市とは、イベントで本県の物産観光のPRなどを実施いたしまして、都市部との連携・交流による地域の活性化を図ったところでございます。

最後に、⑤でございますけれども、水素エネルギーの利活用につきまして、関係企業や産業界、それから宮崎大学などで構成する研究会におきまして検討を行ったところでございます。ことしの1月にみやざき水素スマートコミュニティ構想を策定いたしまして、水素を活用した社会の実現に向け、中長期的な取り組みの方向性を示したところでございます。

主要施策の成果につきましては、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しま

して、当課につきましては特に報告すべきことはございません。

総合政策課は、以上でございます。

○横山秘書広報課長 決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。

上から2段目でございますけれども、秘書広報課の決算は、予算額4億7,691万6,000円に対しまして、支出済額4億7,580万2,564円、不用額111万3,436円、執行率99.8%となっております。

次に、9ページ、10ページでございますが、こちらが決算事項別の明細でございますけれども、目の執行残100万円以上、執行率90%未満のものはございません。

続きまして、主要施策の成果についてでございます。

報告書の16ページをお願いいたします。

その他(県政一般)の県民目線による行政サービスの向上といたしまして、表にございまして、まず、広報活動事業の主な実績として、印刷広報事業により、県広報みやざきを年6回発行、新聞広報事業により、県政のお知らせであります県政けいじばんを年24回掲載、テレビ・ラジオ放送事業により、おしえて!みやざきなどの県政番組を放送、このほか、県ホームページでのさまざまな情報発信を行ったところでございます。

これらの事業によりまして、施策の成果等のほうにも記載しておりますけれども、広く県民の皆様へ県政の情報をタイムリーに、わかりやすく提供できたものと考えており、今後とも、県政に対する理解を深めていただけるよう積極的な広報活動を行ってまいりたいと考えております。

次の欄の広聴活動事業でございますけれども、

まず、県民との対話事業によりまして、知事とのふれあいフォーラムを10回開催し、知事が県内各地に出向くなどして、県民の方々との意見交換を行っております。

また、出前講座を87回開催しまして、県民の方々からの希望に応じて県職員が直接出向き、さまざまなテーマで県が取り組む事業等の説明を行っております。

さらに、県民の声事業では、電話やメールなど、195件の御意見をいただいております。

これらの事業によりまして、県民の皆様のさまざまな御意見を幅広く伺うよう努めたところでありまして、今後とも、対話と協働による県政の推進を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果の説明につきましては、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

秘書広報課は、以上でございます。

**○松下統計調査課長補佐** 統計調査課の平成29年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

お手元の平成29年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

統計調査課は、上から3番目でございます。

一般会計の決算額は、予算額2億9,903万1,000円に対しまして、支出済額2億9,543万9,178円、不用額359万1,822円で、執行率98.8%となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

当課の決算事項別明細のうち、目の不用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

(目) 委託統計費であります。不用額295万607円、執行率97.5%でございます。

この不用額のうち、主なものとしたしましては、節の上から4つ目の賃金50万3,338円ですが、これは、各種統計調査に係る審査などの事務における臨時的任用職員の任用が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、その2つ下の旅費56万7,854円ですが、これは、各種統計調査における統計調査員に係る旅費や職員の統計研修等に係る旅費の執行残であります。

最後に、一番下の負担金・補助及び交付金75万6,811円ですが、これは、市町村を經由して行う統計調査に係る市町村交付金の返還分でありまして、主に就業構造基本調査の調査員報酬や事務費に執行残が生じたことによるものであります。

続きまして、平成29年度の主要施策の成果について御説明をいたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書、18ページをお開きください。

その他の(3)各種統計調査の実施についてであります。

施策推進のための主な事業及び実績の表をごらんください。

まず、県民共有・確かな統計基盤づくり推進につきましては、統計データフェアや統計セミナーの開催を初め、親子を対象とした統計グラフ教室や統計グラフコンクールを実施しております。これらの事業を幅広く県民を対象として行うことにより、統計の普及啓発を図ったところであります。

次に、就業構造基本調査につきましては、国民の就業構造に関する基礎資料を得るため、平成29年10月1日を調査日として、県内に居住する約1万世帯を対象に実施したところであります。

この調査結果につきましては、総務省から、ことしの7月に国の確報が公表されたことから、本県関係分の統計資料を整備し、行政施策等の基礎資料として活用してまいりたいと考えております。

次に、統計データ地域分析につきましては、一般財団法人みやぎん経済研究所に委託して、県内企業の動向についてアンケート調査を年4回実施し、結果を分析して関係各課へ情報提供及び県庁ホームページに掲載したところであります。また、職員のデータ分析能力の向上等を目的に、研究テーマの分析等にも取り組んでおります。

主要施策の成果についての説明は、以上であります。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書については、当課については報告すべき事項はございません。

統計調査課は、以上であります。

**○小倉総合交通課長** 総合交通課の平成29年度予算に係る決算状況等について御説明をさせていただきます。

お手元の平成29年度決算特別委員会資料、5ページをお開きください。

上から4段目、総合交通課の欄ですが、予算額10億2,751万円に対しまして、支出済額が10億822万8,732円、不用額が1,928万1,268円となり、執行率が98.1%であります。

次に、当課の決算事項別の明細でございますが、14ページから15ページとなっております。このうち、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明をいたします。

15ページをお開きください。

(目) 計画調査費でありますけれども、不用

額が1,912万1,426円で、執行率が97.9%となっております。

この不用額の主な内容でございますが、下から3段目、負担金・補助及び交付金の1,647万7,651円ありますが、これは、主に高千穂線鉄道施設整理基金補助事業などにおきまして、補助事業者の実績が計画を下回ったことなどによるものであります。

決算事項の説明は、以上であります。

続きまして、平成29年度主要施策の成果について御説明いたしますので、お手元の主要施策の成果に関する報告書の20ページをお開きください。

まず、くらしづくりの1、安心して生活できる社会の(3)地域交通の確保についてであります。

表の上段にあります地方バス路線等運行維持対策によりまして、広域的・幹線的なバス路線であります地域間幹線系統の維持のため、バス事業者に対しまして、国と協調して運行費等への補助を行っております。

また、バス路線廃止後に、代替バスを運行する市町村に対して補助を行うなど、地域の交通手段の確保に努めたところであります。

次に、地域公共交通ネットワーク活性化でありますけれども、これは、地域の生活を支えるバス路線の維持を図るため、市町村等が行うバス乗り方教室などの利用促進活動や、コミュニティバスなどへの転換等の支援を行ったところであります。

今後も、引き続きバス路線の維持・確保に努めまして、地域公共交通の見直しや利用促進に取り組む市町村等を支援するとともに、新たに車両の小型化などによる運行効率化を促進することで、将来にわたって持続可能な地域公共交



通ネットワークの確立を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、22ページをお開きください。

産業づくりの3、経済・交流を支える基盤が整った社会の(2)交通・物流ネットワークの整備・充実についてであります。

表の上段にあります鉄道活性化対策推進でございますが、日豊本線を初めとする県内鉄道の維持・充実に向け、利便性の向上などの課題について、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会などと連携を図りながら、国やJR九州に対して、機会あるごとに要望活動を行っているところであります。

また、昨年度は、JR九州が発足以来最大の減便等を発表・実施したことから、県議会の皆様を初め、沿線自治体、九州各県とも連携しながら、JR九州に対して減便等の見直し、国に対してJR九州への指導を求めるという要望活動を継続的に行っているところであります。

続きまして、地域鉄道維持・活性化支援ですけれども、日南線と吉都線の利用促進を図り、沿線地域の活性化に資することを目的としまして、イベント列車の実施、駅周辺の花の植栽などに取り組む利用促進協議会や、平日臨時運行の海幸山幸を利用する団体等に対して補助を行ったところであります。

今後とも、域内の利用に加えまして、域外からの利用も伸ばしていくなど、地域鉄道の活性化や利用促進について、地元市町村などと一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日豊本線高速化調査ですけれども、日豊本線の将来の高速化を検討するために必要な整備手法、それから整備費用について調査を行ったところであります。

当該調査結果については、将来の高速鉄道網のあり方を検討する際の基礎データとして活用することとしております。

次に、宮崎県物流競争力強化ですけれども、県内の港、貨物駅への荷寄せを支援することで、県外港から県内港へのシフト、また、トラック輸送から海上・鉄道輸送へのモーダルシフトを促進するなど、物流効率化への取り組みを進めたところであります。

次に、長距離フェリー航路につきましては、本県にとって大量輸送が可能な海上物流を支える重要な航路でありますことから、宮崎県長距離フェリー航路利用活性化支援によりまして、団体客の利用促進支援や旅行関係者のモニターツアーによるPR支援を行いまして、航路の利用促進に努めたところであります。

今後とも、引き続き官民が連携して設立した宮崎県長距離フェリー航路利用促進協議会を通じて、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、23ページをごらんください。

表の上段にあります長距離フェリー再生連携推進ですけれども、こちらは、長距離フェリー航路を長期的かつ安定的に維持するため、県や地元経済界などと連携した「オール宮崎」による新会社への出資を行いまして、平成30年3月から新会社による運航を開始したところであります。

今後は、新会社や関係機関と連携しまして、旅客、貨物のニーズに合致し、燃費性能にすぐれた新船建造に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、みやぎきの空航空ネットワーク活性化でございますが、こちらは、宮崎空港発着の航空路線の維持・充実を図るため、航空会社に対

する運航費支援や国内線の利用促進事業を実施したものであります。

次に、その下の国際線安定化利用促進でありますけれども、こちらは、県民の国際線の利用促進を図るため、グループ旅行やパスポートの取得・更新などに要する費用を支援したほか、国際線の利用促進事業や航空会社に対する要望活動について支援を行ったものであります。

こういった事業の取り組みの結果、平成29年度は、国内線において新たにLCC成田線が就航しましたほか、国際線においてLCCソウル線の就航、ソウル線、台北線が増便したことなどにより、宮崎空港の利用者数は約318万人となり、前年度と比べて約12万人の増加となったところであります。

主要施策の成果の説明は、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましてですけれども、特に報告すべき事項はございません。

総合交通課は、以上であります。

**○日高中山間・地域政策課長** 決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。

当課の決算につきましては、上から5段目の中山間・地域政策課の欄でございます。

予算額5億5,690万2,000円に対しまして、支出済額が5億3,909万3,658円、不用額が1,780万8,342円となりまして、執行率は96.8%でございます。

16ページをお願いいたします。

16ページから17ページにかけて、当課の決算事項別の明細を記載しております。このうち、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

17ページをごらんください。

(目) 計画調査費の不用額1,758万3,195円、

執行率96.2%であります。この不用額のうち、主なものについて御説明いたします。

表の上から6段目の欄の旅費の193万3,226円であります。これは、移住・U I Jターン強化事業において、移住相談員の県外セミナー等への参加回数が、予定よりも少なかったこと等による執行残でございます。

次に、その3つ下の欄の委託料の793万5,073円でございます。これは、ふるさと宮崎ワーキングホリデー事業において、ワーキングホリデー参加者に対する支援に係る経費が、見込みを下回ったことなどによる執行残であります。

次に、その2つ下の欄の負担金・補助及び交付金の619万1,488円でございます。これは、主に宮崎縣市町村間連携支援交付金交付事業や移住・U I Jターン強化事業等の事業主体であります市町村等において、事業費の確定等に伴う減額が生じたことなどによる執行残であります。

続きまして、平成29年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の26ページをお願いいたします。

くらしづくりの1、安心して生活できる社会の(5)中山間地域の維持・活性化についてであります。

まず、地域の声を聴く！中山間地域振興計画フォローアップ事業であります。

この事業は、中山間地域振興計画に基づき、県内7地域に設置しております中山間地域振興協議会におきまして、地域の実情や課題等について意見交換を行うもので、平成29年度は、多様な主体による地域活性化等について協議を行って、施策に反映させたところでございます。

次に、中山間地域産業支援事業でございます。

この事業は、県産業振興機構内に、中山間地

域産業振興センターを設置し、地域資源を活用した取り組みに対する相談対応や、都市圏等へ向けた商品開発、販路開拓などを学ぶセミナー等を開催したところであります。

次に、新たな集落間連携等支援事業であります。

この事業は、住民主体の元気な集落づくりに取り組む集落を「いきいき集落」として認定し、各種支援を行うとともに、研修交流会の実施や複数の集落が相互に連携・協力する集落間連携の取り組みに対する支援を行ったものであります。

次に、外部人財活用による集落活動支援事業であります。

この事業は、中山間地域でボランティア活動を行う中山間盛り上げ隊を組織し、市町村や集落等からの依頼に応じて隊員を派遣するもので、昨年度は合計51回、延べ380人の隊員を派遣し、都市部住民と集落の交流拡大を図ったところであります。

27ページをごらんください。

はじめよう！「宮崎ひなた生活圏」づくり推進事業であります。

この事業は、中山間地域等に安心して住み続けられる仕組みを構築するため、県外の先駆的な取り組み等を学ぶ地域住民向けの研修会を計20回開催したほか、県内外の大学生と連携した生活環境のフィールド調査を3地域、地域資源の活用等による新たな所得安定・向上のモデルとなる3地域を支援したところであります。

29ページをお願いします。

(6) 連携・協働による魅力ある地域づくりと戦略的な移住等の促進についてであります。

まず、持続可能な地域づくり応援事業であります。

この事業は、住民と一体となった地域づくりを目指す市町村に対し、地域づくりの取り組みに対する支援とともに、地域再生アドバイザーを派遣し、地域が抱える課題の分析や今後進むべき方向性について、具体的なアドバイスを行うものであります。

アドバイザー派遣では、高原町ほか2市に、活動支援では、木城町ほか6市町に支援を行ったところでございます。

次に、宮崎県市町村間連携支援交付金交付事業であります。

この事業は、人口減少、少子高齢化等に対応した地域づくりのために、市町村が連携して行う取り組みに対し、交付金を交付し支援するもので、延岡市ほか18市町村に支援を行ったところであります。

次に、移住・U I J ターン強化事業であります。

この事業は、人口減少対策の一つの柱として、本県への移住等の促進を図るため、東京と宮崎に開設しております宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンターを運営し、情報発信や相談対応を行うとともに、市町村の移住施策に係る取り組みに対して支援等を行い、その結果506世帯が移住をしたところであります。

次に、ふるさと宮崎ワーキングホリデー事業であります。

この事業は、総務省のふるさとワーキングホリデー事業を受託しまして、都市部の学生等が、働いて収入を得ながら一定期間本県に滞在する取り組みを実施しまして、宮崎市ほか16市町村において計83名の受け入れを行ったところであります。

30ページをお願いします。

次に、地価調査であります。

この事業は、国土利用計画法に基づきまして、県内の標準的な土地の標準価格を295地点において判定し、一般の土地取引の指標として昨年9月に公表したところであります。

32ページをごらんください。

産業づくりの2、活発な観光・交流による活力ある社会の(1)県境を越えた交流・連携の推進についてであります。

まず、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク活用促進事業であります。

この事業は、祖母・傾・大崩山系周辺地域でのユネスコエコパーク登録を目指す取り組みなどを支援し、平成29年6月に登録が決定されたことから、記念フェスタの開催等、PR活動等を行ったところでございます。

次に、地域資源ブランド化推進事業であります。

この事業は、将来的な世界ブランドや日本ブランド化を目指すため、学術調査・研究を2地域で実施しましたほか、地域資源ブランドの活用方法の検討、情報共有を図るため、庁内関係機関及び有識者で構成しますみやざき地域資源ブランド推進会議を設置しまして、今後の地域ブランド等の活用について検討を行ったところであります。

主要施策の成果の説明は、以上でございます。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書につきましては、報告すべき事項はございません。

中山間・地域政策課は、以上であります。

**○米良産業政策課長** 当課の平成29年度決算について御説明をいたします。

お手元の委員会資料の5ページをお願いいたします。

上から6段目、産業政策課の欄でございます。

予算額10億3,654万1,000円に対しまして、支出済額9億5,438万393円、不用額は8,216万607円、執行率は92.1%となっております。

次に、18ページをお開きください。

当課の決算事項別の明細は、18ページから19ページに記載しております。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率90%未満のものについて御説明をいたします。

19ページをお開きください。

1段目の(目)計画調査費でございますが、不用額が8,197万5,046円、執行率91.4%となっております。これは、当課及び庁内の関係各課で実施しておりますフードビジネスを初めとする成長産業の振興を図る各事業につきまして、それぞれ事業費、事務費に執行残が生じたものでございます。

主なものを申し上げますと、まず、上から6段目の旅費につきましては、当課での執行及び関係課等に分任しました普通旅費及び特別旅費の執行残でございます。

次に、その3つ下の委託料につきましては、1,100万円余の不用額となっておりますが、これは、国の補助事業、みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進事業のうち、28年度からの繰越分が、国の指導によりまして、年度当初の2カ月の間に執行することとされたことによるもの、また、各課に分任して実施しておりますコーディネーターの設置などにより、販路開拓等に取り組むための委託経費等の執行残でございます。

次に、その2つ下の負担金・補助及び交付金につきましては、不用額が6,600万円余と大きくなっております。これは、先ほどのみやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進事業と、同

じく国の補助事業、みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進事業におきまして、フードビジネスなど成長産業分野の県内企業が、新たに人を雇用した場合の人件費や、商談会出展や商品開発、販路拡大などに要する経費を支援する事業で生じた不用額でございます。

支援企業に対しましては、小まめに進捗状況の確認を行いながら、また、昨年度は2回の追加公募も行いながら、12月末時点の状況で補正を行ったところでございますが、その後の1、2、3月、3カ月間の状況で、支援企業の一部が、結果的に計画どおり人を確保できなかったということで、事業内容の変更が生じ、補助金に不用額が生じたものでございます。

続きまして、平成29年度の主要施策の成果について御説明をいたします。

平成29年度主要施策の成果に関する報告書の34ページをお願いいたします。

人づくりの(1)魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実につきまして、当課においては、宮崎で学び、宮崎で働き、世界へ挑戦するひとづくり事業を実施しております。右側のページの施策の成果等にも記載しておりますとおり、宮崎の将来を担う産業人材を育成・確保し、地域や産業の振興を図ることを目的に、産業人財育成プラットフォームを設置しておりますが、これを基盤として各種インターンシップ事業や起業人材、グローバル人材の育成など、若者の県内定着に資する取り組みを行ったところであります。

本事業の実施に当たりましては、宮崎大学のサテライトオフィスでありますまちなかキャンパスに産業人材育成コーディネーター1名を配置いたしまして、効果的な事業運営に努めますとともに、学生や社会人等との交流促進も図つ

たところであります。

また、県内において、産業人材の確保が厳しい状況が続く中、産業人材育成・確保のための取組指針を昨年12月に策定し、産学金労官が一体となって取り組んでいくこととしたところであります。

次に、36ページをお開きください。

産業づくりの産業間・産学金官連携による新事業・新産業の展開であります。

主な事業といたしまして、まず、みやざきフードビジネス推進体制構築事業でございます。

フードビジネスにつきましては、平成25年に策定いたしましたみやざきフードビジネス振興構想を推進するため、庁内はもとより、官民が連携して取り組む体制を整えまして、「拡大」、「挑戦」、「イノベーション」、「東京オリパラ」の4つのプロジェクトに11のテーマを設定して事業展開したところであります。

次のフードビジネスブラッシュアップ支援体制構築事業においては、フードビジネス相談ステーションに寄せられました相談のうち、事業化の可能性の高いものについて、パッケージデザインや食品表示に必要な成分分析といった商品開発に伴う取り組みに対しまして、支援を行ったものでございます。

次のみやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進事業及び右側、37ページのみやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進事業につきましては、厚生労働省の国庫補助事業を活用いたしまして、フードビジネスのほか、医療機器、輸送機器、木材・バイオマス、情報通信・学術研究、観光、こういった各産業分野につきまして、その振興を図るための事業を展開したところでございます。

具体的には、各事業者の人材確保や事業拡大

等に対する支援のほか、フードビジネス相談ステーションの運営や商品開発、販路開拓等についてのアドバイザーなど、外部専門人材の活用、ひなたMBAによる人材の育成等に取り組んだところでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

(1) 産業を支える人財の育成・確保であります。

みやざき産業人財確保支援基金事業につきましては、宮崎の将来を担う産業人財を確保し、地域や本県産業の振興を図ることを目的といたしまして、昨年度、基金を設置いたしまして、県内企業と連携して、若者に対する奨学金の返還支援に取り組んでいるところでございます。昨年度は、返還支援の対象者として、19人を決定したところでございます。

昨年度の取り組みは以上でございますが、このような取り組みをさらに充実させていくことによりまして、フードビジネスを初めとする県内産業全般の振興を図りますとともに、産業界共通の課題であります人材の育成・確保につきましても、産学官連携のもとにさらに取り組みを進めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果については、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に御報告すべきことはございません。

産業政策課は、以上でございます。

○松村主査 説明が終了いたしました。委員の皆様からの質疑となります。

暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

---

午前10時55分再開

○松村主査 分科会を再開します。

それでは、質疑に移ります。

まず初めに、総合政策課に関して質疑はございませんか。

○緒嶋委員 人づくりについて、成果に関する報告書の11ページに、3団体に対する支援とあるが、この3団体というのはどういう団体ですか。

○重黒木総合政策課長 大きく言いますと、1つが被災地、東北のほうからこちらのほうに来られた被災者の方々です。こういった方々が、これまで宮崎県内で、どういう状況の中でどういう暮らしをしてきたかといったことをまとめながら、心のケアとか相談者への対応を行うことが1つでございます。

2つ目の団体が、被災地のほうで活動しておりますボランティア団体がございますので、そこに県内の大学生とか若い女性の方、子育て中の女性とかを連れて行って、向こうで活動しているボランティア団体と、こちらの大学生が交流しながら、一緒に被災地の支援活動を行うという内容でございます。

3点目が、被災地の食を宮崎でアピールしていこうといった取り組みですとか、文化を活用して、向こうのほうで文化フォーラムみたいなもの、あるいはトークショーみたいなものを行うということで、被災者の方々を支援する取り組みを行ったと。この3つの団体でございます。

○緒嶋委員 これは、支援の方法、支援金の基準は、どういうふうに決められるんですか。

○重黒木総合政策課長 特に明確な基準は設けておりませんが、今言いましたように、こちらに来られた被災者の心のケアですとか、そういった支援をするというところと、こっこのほうから向こうのほうに出向きまして、向こうの方々と交流していくことで、人的ネットワ

ークをつくっていくような取り組み、さらには、これまでやってきた中では、向こうで起こったことをしっかりとこちらのほうでも情報発信していくということ、それから、被災者がどんなことで困っているかを情報発信していくとか、そういった取り組みに対して支援しているところでございます。

**○緒嶋委員** 将来、南海トラフも——これは発生しちゃいかんわけだけれど、発生したときのそういう、ある意味ではノウハウを蓄積することもあるんじゃないかという気がするが、その点の感じとしてはどうですか。そういうものがあるかどうか。

**○重黒木総合政策課長** 災害の発生時においては、行政の支援ももちろんございますけれども、こういった民間同士でしっかりと支え合う活動も、大変重要だと思っております。そういったノウハウの蓄積にもなりますし、委員がおっしゃるように、人的なネットワークが今回できることで、いろんなボランティア団体ですとかNPOが、それぞれ独自に取り組んでいるところがネットワーク化されて、被災時に行政だけではなくて、民間同士でさまざまな支援ができるといった体制にもつながっていくものと考えております。

**○右松委員** 部各課にまたがるのかもしれませんが、旅費の不用額の部分なんですけど、積算どおりにはいかないというのは十分承知しております。

それで、例えば6ページの、総合政策課では200万以上ということで87%、それから15ページの総合交通課で197万で76%、それから17ページの中山間では85%、そして19ページでは、産業政策課で84%と。詳しいことはちょっとわからないので、参考までに伺いたいんですが、職員の

旅費規程といいたいでしょうか、かつてもやっぱりそういった質問があったかもしれませんが、宿泊費がどうなっているのか、あるいは出張手当がどうなっているのか、そこを参考までに教えてもらいたいなと思っております。

**○重黒木総合政策課長** 旅費につきましては、私も直接詳しいわけではございませんけれども、旅費規程がございまして、それに従って出すという仕組みになっております。

例えば宿泊料でございましたら、甲地、乙地といまして、高いところであればそういう金額になりますし、地方であれば少し安い金額になったりして支給する基準がございまして。最近ではパックで出張に行く形が多いようでございまして、パック旅行の際は、パックのときの金額を基準に支給されると。もちろんそれにプラスアルファして現地交通費——遠くでも一定額という形に基本的にはなりますけれども。ですとか、あるいはそこで活動するための日当、連絡費ですとか、そういったものも少しでございまして、つくような形にはなっております。

従前は、そのところに、多少余裕があったと思っておりますけれども、最近では、そこはきちんと積算されて、無駄のない形で支給されているところでございまして。

ただ、基準以上に必要だということもございまして、そこはいろんな特例制度がございまして。そこは会計当局と相談し、特例制度も使いながらやっていくという形になると思います。

**○右松委員** 私たちも県議会のほうで、甲乙で宿泊が変わるのはわかっています、それで、やっぱり私たち議員でいろいろ話をすると、職員の人たちも一緒についていただく中で、視察に行きますよね。先ほど緒嶋委員もちょっと言

われましたけれど、手出しがやっぱり出ていないのかなど。細かい数字は今出されませんでしたけれども、宿泊費とか、それから日当とか、宿泊手当とか、その辺が、ぜいたくする必要はありませんけれど、県の職員として、県を代表して視察に行かれるわけですので、最低限、一定レベルの待遇は必要だと思うんです。だから、具体的な数字を言われませんので、ちょっと私も答えようがないんですけれども、そのあたりはきちっと配慮した形で支給されているのか、そこをちょっと教えてもらいたいかなと思います。

**○重黒木総合政策課長** 当然、宿泊でございますと、旅費の基準が県内だと9,800円とか、県外だと1万900円とかであるようでございます。

ただ、私もそうなんですけれども、例えば知事会あたりで、違う宿泊地に泊まることもございます。当然、基準となる宿泊よりも高い料金が発生する場合がありますので、そういったところは、いわゆる調整ということで、事前にその差額分を調整して旅費を支給していただく形になっております。

いわゆる手出しと、我々がよく職員間で言っているところは、泊まって、そこでいろいろ御飯を食べたりとか、現地の方々と、あるいは国の省庁の方々といろんな情報交換で、一緒に御飯を食べたりすることがございます。そこは旅費の中ではなかなか手当することが難しいので、そこを手出しという表現をする職員もいるかと思っておりますけれども、そこはある意味、我々の当然の活動の中でやっているところでございます。あらかじめ決まっている食糧費として出せる基準がございますので、その基準に合致するような会合でしたらお金も出せるんですけれども、それ以外のところについては、いろいろ

職員で工夫しながら対応しているところだと思っております。

**○右松委員** ですから、出張手当も出てくるとすれば、本来であれば赤字になるのはいかななものかなというふうに思うんです。旅費規程の見直しがどういう頻度で行われているのかもわかりませんが、やはり一定レベルはきちっと維持した上で、待遇をしてもらいたいかなと思いますので。

**○日隈総合政策部長** 今の県の旅費の条例改正は、平成2年に行ったんですけれど、そのときの担当主査は私でございます。

旅費というのは、国の旅費法に準じて、地方公共団体はやっています。国の法は財務省が持っております。平成2年のときも、十数年ぶりに改正して、それから、平成30年ですから、もう28年旅費法を改正していない、要するに金額の改正をしていない状況です。これは、物価指数等が大きく変動していないということで、恐らく国のほうの判断としては、金額の引き上げ等がなされていないということじゃないかと思えます。当時、大臣は橋本龍太郎という方でしたが、要するにかなりたっていることを申し上げたくて言いました。

県のほうは、旅費法に準じてはおるんですが、その後、不適正事務処理の問題が県議会でも相当議論されまして、国のほうは定額方式で出るんですけれども、宮崎県は独自の判断をいたしまして実費に近い旅費を支給しようということで、今、説明があったとおり、ホテル代と交通費が一緒になったような、パック旅行ですとかは、いわゆる効率的な予算執行ということで、極めて実費に近い形になっておりますので、よく手出しがあるというような不満がある状況で



ございます。

ただ、実際、最初から宿泊料金が高いところを使わざるを得ないとか、あるいはもともと高い金額がかかるような場合には、増額の調整を行うということで——これは、旅費条例の中で規定しておりまして、あらかじめ増額で支給する規定はありますので、そこを使いながら何とかカバーしようとしているところだと思います。

これは、総務部の人事課で所管しておりますので、私たち総合政策部が制度を持っているわけではありませんけれども、ただ、実際は全てが増額で賄えているかどうかということについては、個々のケースでやはりそういう不満も聞かれるところかなと思います。

議員の皆様にも、非常に窮屈な思いをさせているのかなと思いますが、準じて議員についても同様の旅費の制度の中で、出張等を行っていただいているところかと思えます。

数年前は、私も議会事務局長でありましたので、いろいろ苦言はいただいておりますけれども、宮崎県の場合は、運用において若干厳し目、かつかつかなというふうには考えております。一応、今申し上げたように、これまでの宮崎県の取り扱いの経緯があつて、国と運用が少し違う実態でございます。

**○武田委員** 報告書の14ページ、15ページの、まず、地産地消県民運動発信力倍増ですが、広い意味での地産地消も大事だと思うんです。まず、県内の経済を回す。それで、地産地消へ100万泊、中山間地域振興の県民運動の普及啓発を行っていただいたんですけど、結果としてこれをやったことによってどのようになったのかというのを、簡単に教えていただきたいと思えます。

**○重黒木総合政策課長** 広い意味での地産地消につきましては、大きくは報告書の14ページにあります県民運動の中で、実際に地産地消をやっていますという普及啓発、意識啓発といった取り組みをまずはやっております。

これにつきましては、商工会議所連合会のほうに事務局を持っていただきまして、いろんな団体の方々に入ってください、全県的な県民運動を展開しているところがございます。

それとあわせて、ホームページ等で情報発信をしながらやっているところがございますけれども、右のほうに、施策の進捗状況で数値がございます。地産地消を意識し、できる範囲で利用している人の割合といった数字でございます。必ずしも成果が順調に出ているということとは言えないと思っております。特に若い方々の地産地消の意識が余り伸びていないと感じておりまして、これは、全体で今66%ぐらいが意識していると御回答をいただいておりますけれども、若い世代では4割弱ぐらいしか意識していないということもございまして、こういった若い方々にどういうふうに着地産地消を意識してやっていただけるかが大きな課題だと思っております。そこはいろんなところで、先ほどの県民会議等でも議論しながら、積極的なPRをやりたいと考えております。

それから、100万泊につきましては、県内の方々が県内の宿泊をやっていきましょうということでございます。

これは、最近の実績をとってみますと、100万泊を少し超えている状況でございますので、一応目標は達成できているのかなと思っております。

中山間地域につきましては、その地域をしっかり知っていただいて、中山間・地域政策課の

所管でありますけれども、スタンプラリーとかで、まず中山間地域の実情ですとか、中山間地域に特産品とかいろんなものがあることをしっかりPRしていくのを、この県民運動の中で展開しているところでございます。

**○武田委員** ありがとうございます。地産地消はやっぱり大事だなと、最近常々考えていまして、特に私の出身の串間みたいところで、せっかく国、県から予算をいただいたのに、公共事業は市外の業者が持っていく。せっかく芋とかブリとかで稼いでいるのに、農家の方々、私たちみたいな商工業者も、下手をすると地元で買い物をせずに、ネットで買ったり、よそに出て買い物をするような状態もあります。そこでもう一回地産地消ということが、やっぱり地域を愛することにつながりますので、またよろしくお願いします。

それと、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけど、水素エネルギー利活用促進モデル、みやざき水素スマートコミュニティ構想は、概略をどういう形で策定されて、これからどういうふうに進んでいくのかを教えてくださいと思います。

**○重黒木総合政策課長** 昨年度ですけれども、みやざき水素スマートコミュニティを考える研究会をつくっております。それは、エネルギー関係の事業者の方々ですとか、商工団体、それから県、関係市町村でやっているところなんですけれども、構想の目的としましては、水素を活用いたしまして、再生可能エネルギーを最大限利用する社会づくりをやっていこうというところが構想の目的というふうに、目標としてまとめたところでございます。

ただ、なかなか水素エネルギーについては、技術的な面、それからコスト的な面で、まだま

だ高い壁がございますので、その構想の中で、20年後あるいは30年後を目指して、今申し上げましたような社会づくりを進めていこうとしまして、まずは今年度の取り組みといたしましては、水素エネルギーを利活用していく推進協議会を立ち上げまして、そこで水素をしっかりと県内でつくっていきましょうとか、あるいは使っていきましょうとか、それに向けてのまずは普及啓発をしっかりとやっていこうというところで、今は取り組んでいるところでございます。

**○武田委員** ありがとうございます。聞くところによりますと、バイオマス発電は、発電すると同時に水素が副産物としてできるということ。ただ、現状だと、水素ステーションであるとか、ためることが今のところできず、使うところも限られている。宮崎がせっかく水素スマートコミュニティ構想を策定されたので、今後、国の特区であるとか、産業界、大学等と——せっかくそういうバイオマス発電も県内に全部ありますので、これを何かうまく利用していくとおもしろいなと思っています。どんどんやっていただきたいなと思っております。

**○井本委員** アクションプランの新しい「ゆたかさ」なんだけれど、どのくらい効果が出ているのか。「富山は日本のスウェーデン」という本が出ているけれど、あれを見ると、富山はいわゆる客観的幸福度から見ると、日本で1番目、2番目ぐらいに行っておるんだね。ところが、主観的な幸せは、随分下のほうに下がるというか。宮崎なんかは、案外客観的幸福度はそんなに高くないんだけど、しかし、主観的な幸せ度は結構高いというか。私は、やっぱり幸せ度は主観的なものだと思っているんだけど、本当にその辺がどのくらい上がっていつている

のか。この政策をやって、少しは効果があっているのかなという話なんです。

**○重黒木総合政策課長** 大変難しい問題だと思っております。新しいゆたかさ展開プログラムを進めておりまして、その中で、ゆたかさ指標を、毎年度公表しています。そこで一つの、成果と言えるかどうかはわかりませんが、県民の意識の変化は見て取れるんじゃないかと思っております。

当然、経済的な豊かさにつきましては、いろんな経済指標では、なかなか厳しい状況がございますけれども、人を育む力ですとか、自然が豊かとか、安心とか子育て環境がいいとか、そういったところを総合的にランキングした、我々のほうでゆたかさ指数としてまとめたものでいきますと、28年度が全国10位となっておりまして、29年度が一応全国2位となりましたので、そういう意味では、ゆたかさ指標で見るとは、新しいゆたかさというところの県民の意識は大分変わってきたのかなと感じているところでございます。

**○前屋敷委員** 今のゆたかさにも関連するかなと思うんですけど、12ページのユニバーサルデザインですが、これは、やはりいろんな条件の方が暮らしよい環境をどうつくるか。まちづくりにもつながることなんだろうけれど、この認知率を高めるということで、平成29年63.6%と数値が出ていますが、これは、どういうふうな調査の仕方を出しているんですか。

**○重黒木総合政策課長** 毎年度やっております県民意識調査の中で、このユニバーサルデザインの認知度を調査する項目がございますので、その中で調べたものでございます。

認知度ということでございますけれども、ユニバーサルデザインを知っている方から、聞いて

たことがあるというところまで、さまざまなレベルもあると思います。そういったことでユニバーサルデザインについて聞いたことがあるというレベルまで含めて認知率とまとめていまして、それでこの63.6%という数字を出しているものでございます。

**○前屋敷委員** いろんなのが横文字で出てくると、言葉を聞いても中身がわからないようなこともあったりして。やはりこれは暮らしやすさ、豊かさにも、客観的なものも含めてつながると思うんですけど、具体的に、物理的にもこれを実現していかんといかんわけで、その辺を大いに普及も含めて進めていただきたいと思います。

**○松村主査** 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○松村主査** それでは、総合政策課をここまできるとし、次に、秘書広報課に移りたいと思います。質疑はありますか。

**○緒嶋委員** 知事の交際費は、どこに計上してあるわけですか。

**○横山秘書広報課長** 9ページの(目)一般管理費の中ほどに交際費という項目がございます。支出済額で78万496円になります。

**○緒嶋委員** 知事の交際費を、節約することは悪いことじゃないけれども、公的な立場の知事として、78万で本当に必要性を確保しておるわけですか。

**○横山秘書広報課長** 交際費につきましては、かなり厳格に運用をしております。これは、全国的に一時期公費の支出について非常に厳しい時期がございましたけれども、それ以降、かなり厳格な運用になってございます。実際に本県が交際費で使っておりますのは、ほとんどが慶弔費と申しますか、香典関係、供花とかが多

うございます。

それからあと、知事、副知事の名刺がほとんどを占めているところでございまして、飲食では、いろんな会食関係のところに、本当に限定的で、例えば毎年の県人会の大会に参加をするときの負担金みたいな形でお出しするぐらいでございまして、本当に限定的な使用になっております。

ただ、全国的に見ましても、やはり同様の状況になってございます。

○緒嶋委員 他県の知事と余り変わらないような感じの交際費ということで、我々は理解していいですか。

○横山秘書広報課長 九州内で申し上げますと、中位ぐらいのレベルかなと考えております。

○緒嶋委員 そうすると、どうしても会的なもの、意見交換会なんかに出さないかんような金は、ポケットマネーで出しておられるわけですか。そこ辺は、どうなんですか。

○横山秘書広報課長 いろいろ各所管課、所管部の事業に絡む懇親パーティーとかで会費がある場合には、公費で、食糧費という形で出すことは可能になっております。

○緒嶋委員 実質的には慶弔費が中心で、それ以外のものは、ほかの費目から出すものもあるということですね。

○横山秘書広報課長 公務ということで整理がつくものについては、ちゃんとお出しするようにはしております。

○武田委員 1つだけ、広報活動ですけど、2億円ほど使われて、私も朝来るときに、エフエム宮崎を聞きながら来るので、よくお聞きしているんですが、将来的にはネット関係にだんだん変わっていけば金額的には下がっていくのかと思っているところです。今後、まだいっと

きはこういう形が続くと思うんですが、将来は、やはりテレビとかラジオからネット関係に変わっていくんでしょうか。これからどういうふうに変わっていくのか、わかれば教えていただきたいですけど。

○渡久山広報戦略室長 お答えいたします。

今、県民の方々が、県政の情報についてどのような手段で得ているかということ、総合政策課が行います県民意識調査で、毎年定点で観測をいたしております。

その結果では、現在は、やはり新聞ですとか、県の広報誌、それからテレビ、こういった従来型の媒体が5割から7割という回答がございまして、ホームページ、あるいは最近始まっておりますSNS、こうしたものから県政の情報を得ている方は1割に届かない状態でございます。

ですから、当面は、委員がおっしゃいますように、従来型の媒体を中心とした広報活動を展開していくことになるものと思いますが、今後10年、20年というスパンで見た場合にそこがどう移っていくかは、県民の意識を定点で観測しながら対応していくときに、いつの日か来るのではないかと思っております。

○武田委員 ありがとうございます。今の私の子供たちとか若い人を見ると、もう完全にテレビ離れといいますか、テレビはほとんど見ないような状況、ラジオも聞かない状況ですので、どこかで一気にぐるっと変わることもありますが、若い人たちにも県政を見ていただきたいし、次の担い手になっていただきたいと思っておりますので、そこらあたりもよろしく願います。

○前屋敷委員 出前講座ですけども、87回という数字になってはいますが、これは、総合政策部関連のところから出向いて、いろんな話を聞

くのか、全庁的に出向いていった数字なのか。

**○渡久山広報戦略室長** お答えいたします。

出前講座につきましては、全庁的に、まず、年度当初にどういったテーマで県民の方とお話しするテーマがあるかを募集いたしまして、昨年度でしたら140のテーマをホームページ等で県民の方に提示いたしております。その中から申し込みのありましたテーマについて出ていった回数が87回でございます、非常にリクエストが多いものは、防災関係、健康関係、あるいは福祉制度に関するもの、こういったもののリクエストが多いようでございますが、比較的満遍なく各部が対応している状況でございます。

**○前屋敷委員** 地域的にはどんなですか。これも、満遍なく押しなべて、全てのとまではいかななくても、いろんな自治体からの要望ですか。

**○渡久山広報戦略室長** 地域的には、どうしても人口に比例していきますけれども、PTAでありますとか、公民館でありますとか、職域といったところからの要請で出かけておまして、ほぼ全庁的にこういうリクエストがあればどこでも出かけていく姿勢でやっております。

**○前屋敷委員** 29年度は、リクエストには100%応えられた数が87回ですか。

**○渡久山広報戦略室長** 基本的に、リクエストをいただきましたら、先方さんの日程と調整がつく限りは応えていくという姿勢で臨んでおりますので、ほぼ100%に近い対応をしているものと考えております。

**○前屋敷委員** そういう場で、いろんな県民の皆さんからの声や意見も聞かれるので、それをぜひ生かせる形でつないでいただきたいと思っております。

**○緒嶋委員** 総務部市町村課がやる知事の円卓トークとか、総合政策部のほうでやるのと、部

署がいろいろあるが、これは一体的にはできないものかなというような気もするのですが。これは、政策として2つの部署でやる必要があるのかなと思っているけれど、どうお考えですか。

**○渡久山広報戦略室長** 市町村課のほうでも円卓トーク、あるいは市町村長との意見交換ということで、知事が直接役場等に出向く機会がございます。こちらは、主眼には、まず市町村長さんと意見をいろいろ交換すると、それから、役場の職員と意見を交換する場となっております。

私どもの室のほうで行っております知事とのふれあいフォーラムは、基本、住民の方々と対話をする場となっております。そこにはほとんど、まず役場の職員の方は、意見を述べる立場では出席はいたしておりません。

知事がこの場に臨みまして、どういう住民の方が、今どういう考えを持っていらっしゃるのかというその生活感、あるいは地域の空気感、こういったものを肌で感じる貴重な機会になっているのではないかと、私どもは感じております。委員のおっしゃいますように、出かけていく地域とか、それから、地域が重複しないように市町村課との調整はいたしておるところでございますけれども、その調整を図りながら、市町村の過度な負担にならないようにやっていくことになるのかなと考えております。

**○緒嶋委員** 各部で2つにまたがっておっても、行く知事は1人なわけでしょう。知事は1人だから、内容は合理的に仕分けしても、やっぱりそれらを一体的な中で、同じ部署でやるのが。知事が2人おって分かれて行くなれば別やけれど。それならば、そこ辺は政策として一体感を持たせて連携をうまくやるというのが。もう同じ市町村長とやるか事務員とやるかの違いみたいな

ことなら、どこかの部1カ所で、もうあんなのところでもいい。政策として2つに分かれる必要があるのかなという気がするんです。

**○渡久山広報戦略室長** 前回、緒嶋委員にも五ヶ瀬にお越しいただいて、直接現場を見ていただいた上での貴重な御意見でございますので、また市町村課とも話をしながら、より住民や地域ときちんと対話できる方策を、今後また考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

**○松村主査** 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○松村主査** それでは、秘書広報課をここまでとし、次は統計調査課です。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○松村主査** 特にないようですので、統計調査課をここまでとし、次に、総合交通課について質疑はありませんか。

**○井本委員** 日豊本線高速化調査というのは、大体どんな結果が出たの。

**○小倉総合交通課長** 昨年度実施しました日豊本線高速化調査でございますが、大まかな内容を申し上げますと、在来線の高速化、これは、駅とか曲線の改良、それから例えば宗太郎峠とか、これをぶち抜いて短絡線をつくるとか、そういったところを3カ所整備することも含めまして全体で2,762億円かかるということです。これは区間としたら大分から鹿児島までの300キロ以上になりますけれども、そこで1時間短縮できると。ようやくその短絡線を3つつくって1時間短縮できるとの結果が出ております。

新幹線のほうは、これは2兆円近くかかって4時間短縮という形になりますけれども、そういったところが比較できるようなデータとして一応、調査を実施したところでございます。

**○井本委員** じゃあ後から報告書を持ってきてあるんでしょう。

**○小倉総合交通課長** 報告書をつくっておりますので、また後ほどお持ちいたします。

2月議会の委員会で御説明をさせていただいていたということなんですけれども、皆さん、かわっていらっしゃることで、基本的にはそういう2,762億円という莫大な数字が出ている結果が出ている。これはJR九州のコンサルタント会社に委託して、2,000万円弱使って実施したという形でございますけれども。いろいろなパターンの比較ということで、また後ほど資料もお持ちしようかと思っておりますけれども、例えば佐伯～延岡間ですとか、宮崎～鹿児島間で曲線、駅改良だけをやる、短絡線を引かないパターンですとか、あと新型車両も——これもお金がかかりますんで、こういったこともやらないようなパターンで、ただ、単に曲線ですとか、駅の改良をするような場合で、例えば大分～宮崎間であれば5分を短縮するのに66億円かかるとか、後は宮崎～鹿児島間であれば9分短縮するのに58億円かかるとか、費用としては非常に数十億円かかるという状況になってございますので、いずれにしましてもこういったことを、あくまで基礎データとして出させていただいたというところでございます。

今月末、JR九州に対して、一応調整はさせていただきますけれども、調査の結果を踏まえて要望させていただこうと考えているところでございます。

**○右松委員** 先だってニュースで、九州知事会を代表して福岡の小川知事がJR九州の青柳社長に要望書を手渡すシーンがありましたが、物すごく平身低頭されて、青柳社長に要望書を手

渡されていました。福岡は九州で一番JRの恩恵を受けているところだと思いますが、それにしても県民の代表者がやはり民間企業に対して——それは深く考える必要はないかもしれませんが、私は少し違和感を感じたところでございます。

この鉄道活性化対策推進で国・JR九州への要望活動等ということで、先ほど課長のほうから、国に対して指導を行うよう要請をされたということですが、感触と言いましょか、国のほうの動き方と言いましょか、そこをどう感じておられるのか、ちょっと教えてもらえるとありがたいと思います。

○小倉総合交通課長 国への指導を仰いだということで、県知事と県議会議長でもって、ことしの3月に国交省の牧野副大臣のほうに要望をさせていただいたところでございます。その際、県としての要望書といたしましては、JR九州が今回、実際に事前の協議もなく、こういったことが一方的に決められたということについて県としても非常に抗議の意思を示して、今後、JRに対しても指導していただきたいと要望させていただいて、国交省としましてもそこについてはよく理解して、JRにも伝えたと、指導をするというようなお答えでありました。

その後、国会のほうでも確か武井議員がJRに関して同様の趣旨で予算委員会で質問に立ったというところがございます。そのときも国としてこういったところは反省していて、しっかりJRに対しても指導していきたいというふうなことを鉄道局も答えておりますので、国としてはそういうスタンスで臨んで、今後も何かあればJRに物申す立場であると捉えているところではあります。

○右松委員 わかりました。

JR九州の職員は県民の足を守っていこうという使命感にあふれて仕事をされていると私は確信をしています。そういった中で、トップである社長の姿勢というのは、どうしてもやはりそこから少し乖離しているのかなと感じざるを得ないところがあります。やはりある意味、それは会社のトップですからわかるんですけど、利益第一主義にひた走るその姿というのが今後、非常に大きな影を落としてくるのかなと懸念を感じておるものですから。やはりああいう場面で必要以上にへりくだる必要は全くないわけにありますので、こちら宮崎は宮崎の立場でしっかりとまた要請をしていただくとありがたいなと思っています。

○緒嶋委員 長距離フェリー再生連携推進、これはこの前、知事も建造について前向きな発言をされておられましたが、次年度では県は当然、建造費の予算を組むということになるわけですか。

○小倉総合交通課長 現時点で予算を組むということまで確定させているわけではありません。現在、フェリー会社におきましてスペック、具体的に車両の台数ですとか個室化するにはどういうふうなものに、どのぐらいにするかとか、あとエンジンの設計ですね、こういったものについて検討しているところです。造船会社についてもそこを踏まえて検討している段階にあると考えております。

我々としてもそこは出資者でもありますし、社外取締役としても派遣させていただいているところがございますので、日々情報共有させていただきながら対応を検討している段階でございます。そこは知事の答弁にもありましたとおり、今後の建造費が具体的にどのぐらいになるのか、もちろんそういうスペック等にもかかっ

てくるかと思えますし、後は出資計画です。建造した後15年、20年でどのぐらい回収をしっかりとできるかどうかという点も含めまして、そこはしっかりと精査しないといけない部分かなと思います。そこをしっかりと精査させていただいた上で、資金調達についての手当——支援についてもですけど、具体的にどうするかということを決めていく段階になるのかなと考えております。

**○緒嶋委員** いや、私は金額のことを言ってるんです。何かの形で31年度に予算化しなくていいのかということをお願いするわけですか。それもまだ見込みが立ってないということですか。

**○小倉総合交通課長** 基本的に来年度に契約を具体的に結ばないといけない段階にはあるかなと考えております。来年度のどこかの段階で、もしその支援を具体的にするとすれば、その段階で予算を計上する形にはなるかなと思います。今で何か決定をしている段階にはないところがございます。

**○緒嶋委員** 予算を来年度組むかどうかはまだわからないということで、我々は理解していいわけですね。

**○小倉総合交通課長** そのとおりでございます。

**○前屋敷委員** 23ページの一番下の国際線安定化利用促進のところ、大いに乗客をふやそうということで支援をするわけですけども、この下のビジネス利用のところ、59団体で69人という数値になっているんですが、これはビジネス利用ですから仕事で、59団体というのは企業あたりが登録してある数字でしょうか。団体から平均1人か2人ぐらいが利用することになるかと思うんですけど、この数字でいくとね。

**○小倉総合交通課長** そのとおりです。おおむね59の団体、会社があるというふうに申請して

きてございまして、基本的な状況を見てみますと、特に台湾などのビジネス利用が多いところではありますが、商談等で行かれる場合等で、やはり1人、もしくは2人で行かれることがどうも多いようでして、1人当たりであれば往復1万円支給させていただいているんですけれども。そういった、大勢ではなくて、少数で行かれる場合が多い状況でございます。

**○前屋敷委員** それと、25ページの県内鉄道1日当たりの乗車人数で29年度は非公開となっているんですよ。これは数字がまとまらないから出せないというのか、もう出したくないという非公開なのか。下のほうの路線ごとののは——これ足したらこれになるわけじゃないんでしょうが、一定は出ているんですけど、これはどういうことで、非公開になっているんですかね。

**○小倉総合交通課長** お答えとしては、平成29年度から上位300駅分しか公表しなくなったということになります。JR九州管内の中で、利用者数の多い上位300駅分の利用者数しか公表ができません、していないという形になります。要するに、全部足し合わせた数字はJR九州として出していないことになりますので、ちょっと計上が困難になったという形になってございます。ですので、我々としては下に書いておりますとおり、輸送密度——これはJR九州が昨年度から公表しておりますので、要するに公表している数字としては平均通過人員を指標として頼らざるを得ないような状況にはなっているということでございます。

**○前屋敷委員** これは、JR九州の方針というわけですかね、公表しないというのは。

**○小倉総合交通課長** そのとおりでございます。

**○前屋敷委員** どういうふうに判断をすればいいんですかね。何か判断材料として、実際、そ



ういう数字が出てくると、全くわからないのでは。自主的に、やっぱり少なからうが、多からうが、いろいろ減便などがあったりして、より今、交通の便が悪くなっているんだけれども、公共交通ですから、乗客が多いから、少ないからということだけをもって運行が減らされたりでは困るわけなんですよ。どういうふうに理解すればいいのか、ちょっと判断には困りますけれども。

**○小倉総合交通課長** 基本的に県内の駅の乗車人員を全部足し合わせれば、この上の数字になるということでございます。下の輸送密度というのは、基本的には鉄道の利用者数に比例してもちろんふえたり、減ったりするものでございます。平均通過人員でございますので、駅ごとの数字であれば、上位しか出せない状況になってございますけれども、要するにトレンドというか、数字の傾向としては路線別で現在、いろんな状況が見られています。駅の廃止というか、路線単位でJR九州が見ている、あとは区間単位で見られているという場合が多いと思いますので、そういったところを踏まえてそういう指標にシフトされているのかなとは推測はするんですけれども、いずれにしましても、利用者数が多い、少ないという意味では、どちらの指標であってもおおむね傾向はわかるものとは考えております。

**○松村主査** 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○松村主査** それでは、次に、中山間・地域政策課に移ります。質疑はありませんか。

**○緒嶋委員** 27ページ、はじめよう！「宮崎ひなた生活圏」づくり推進の中の中山間地域における新たな所得安定・向上のためのモデルとなる取り組みを3地域支援と。この所得の向上が

なかなか難しいわけですよ、中山間地は。これの具体的なモデルの取り組みの成果としては、所得の向上につながらないといかんわけだが、そのあたりはどういう形になっているわけですか。

**○日高中山間・地域政策課長** この事業は3地域のモデル地域を選定しまして、昨年度は諸塚村、美郷町、西米良村で行っております。

委員がおっしゃるような、大きな所得増につながるということよりも、小さな取り組みをコツコツとやっていくのを応援するところもございまして。例えば諸塚村ですとハローワークではうまく対応できないような小さな仕事というか、農家さんの収穫の手伝いであったり、店番とかいった需要があるのと、働く側としては主婦の方が昼間の時間は使えるとか、子育てに時間を使わないときには空いているとかいう方をマッチングさせる。そういうハローワーク等のレベルではないことを一緒にマッチングさせて、ちょっとした所得につなげようとする事業でございます。

あと、西米良村辺りでは地域経済構造分析等を行って、村で消費されている食材とかが外から入ってきているかどうか、それをできるだけ自分のところでできないかといった分析等を行う事業に今、取り組みまして、いずれも事業として大きく所得が上がっているところまでは至っておりませんが、諸塚村辺りではそういった取り組みを続けておりますし、西米良村辺りでは村内で農作物等を調達しようとする、どうしてもロットが少なく、なかなかその分を補うことが難しいという課題等を見つけておまして、そういったところをどういうふうにやっていくかを今、検討している状況でございます。

**○緒嶋委員** これは、単年度だけの事業ですか。

継続してその地域で何年かやることじゃないわけですか。

○日高山間・地域政策課長 これは\*単年度でございませう。

○緒嶋委員 実質的に単年度で成果が上がるのは、言われたとおり、なかなか難しいと思うんです。ある程度、何年か、3年なら3年ぐらい継続してそういうことをやることによって、成果を上げるとかというような形に持っていかなと、この1年でそういう成果を上げて、それが定着するのはなかなか難しいんじゃないかなという気がするけれど、そういう感じはされないですか。

○日高山間・地域政策課長 失礼しました、28年度から2カ年でやったということですが、結果としては、先ほど私が申し上げたような状況ですので、今後、その検討等を続けていく中で、ほかの補助事業とか、そういったものも加えてフォローをしていきたいと思っております。

○緒嶋委員 事業は2年で終わるにしても、ある程度、継続してその地域を見守るというか、本当に成果を上げようと思えば、何かほかに方法はないかということも検討されるといいんじゃないかなという気がします。

それと、さっき話が出ましたが、29ページのところで。移住したい人が移住するためには家、住宅がないとだめだと。住宅がなかなか見つからないので友達やらを呼び込めないというのがあるので、これは政策として県と市町村がやっぱりマッチングをうまくやって、移住がしやすい制度に持っていかないとUターン、Iターン、Jターンと言いながらもなかなか決断が難しいという意見を、知事も当然聞かれたと思うんですが。そのあたりを進める必要があると思うけれど、中山間・地域政策課としてはどう考えて

いますか。

○日高山間・地域政策課長 移住に係る住宅の整備といいますか、そういったことについては市町村と一緒に空き家バンクに空き家を登録しまして、それをホームページ上で公表しております。申し出があれば当然、その移住したい方とのマッチングができるんですけども、話を伺っておりますと、やはり移住する方の希望に沿わない、要するに登録されている物件が、場所であったり、建物の形状であったり、古民家とかを好まれたりとかそういうこともありまして、なかなかそのマッチングがうまくいかないようでございます。

住宅の改修については、一応、市町村と一緒に補助をする形をとっておりますが、それも要するに借りるという契約ができてないとなかなか難しいところもございませうので、どういうふうにやったらこの空き家を借りる側と貸す側とのずれがなくなるかということ市町村と一緒に検討してまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 空き家のストックというか、そういうのをうまく、ニーズに合ったものに加工しておかないと、なかなかこれは政策としてやろうと思っても、そこでもうブレーキがかかるというか、難しいので、市町村が本当にいろいろIターン、Uターン、Jターンをやる気持ちがあるかどうか。これは民間のそういうネットワークだけじゃなくて、市町村が本当に少子化対策というか過疎対策を含めてやる熱意をもうちょっと示さんと。これは県が言っても、市町村の対応が問題じゃないかなという気が、私はしたところですが、そのあたりは秘書広報課からの情報としては中山間・地域政策課のほうにはフィードバック、連携されているわけですか。

※このページ左段に訂正発言あり

そういうフォーラムの中での意見をいかに生かすかということ。

**○日高山間・地域政策課長** 先日、五ヶ瀬であったフォーラム等の話についても秘書広報課から伺っておりまして、声としては町営住宅でもつくったほうがいいんじゃないとか、そういったところまで話があったようです。なかなかそこは難しいかもしれませんが、要するに、空き家自体はこれからもふえていくでしょうし、その活用をどういうふうにやっていったらいいのかというのは十分、県土整備部も絡みますけれど、一緒に考えていきたいなと思っております。

**○緒嶋委員** そこ辺りを詰めていかんと、Uターン、Iターン、Jターンの強化とか言うけれど、言葉としてはいいが、実態が伴わんとか、実績が上がらなければ、私は意味がないんじゃないかなという気がします。506世帯が来たとか言われますけれど、県外からどのあたりにおいでになったわけですか。

**○日高山間・地域政策課長** 数としましては、やはりどうしても宮崎市近郊とかが多いようではございます。中山間地域に移住してこられる方が、山とか、炭焼きとか、そういったことを目的に来られている方もいらっしゃいますので、ニーズということではいろいろあると思いますが、委員おっしゃるように、そのニーズにどういうふうに答えていくかが鍵ではないかなと思っております。

**○緒嶋委員** 頑張ってください。

**○右松委員** 移住に関しまして、同じく30ページの移住世帯数、頑張っておられるなど。23から26年度の4年間で比較をして252世帯で、今回、27から30年度で1,000世帯ということで、1年前倒しで成果を出されていますので、大変評

価をさせていただきたいと思います。

公的な支援を通じて把握した移住世帯が29年度で506世帯でございます。

それで、伺いたいのは、宮崎ひなた移住倶楽部もいろんなサービスを提供されておられますけれど、それが会員の状況とか、特典サービスの活用状況を含めて506世帯に結びついた、功を奏した取り組みの主たる要因だと言えるのか、そこをちょっと教えていただけたらありがたいなと思います。

**○日高山間・地域政策課長** 宮崎ひなた移住倶楽部につきましては、昨年度末現在で登録者会員数が551名ということで、その中で、恐らくですけれども、移住に結びついた人数は85名程度というふうに把握しております。

具体的に、どういったサービスを使ったかというのは、まだ集計ができておりませんので、ちょっと今後、検討したいと思います。

**○右松委員** 大体いろんな取り組みが複合的に合わさって全体的な数字が出てきたんだと思いますが、やはり取り組みの中で、非常に効果が出た取り組みがあれば、また教えてもらいたいなと思ってますけれど、いかがでしょうか。

**○日高山間・地域政策課長** 移住倶楽部に入りますと、例えば引っ越しの費用ですとか、レンタカーを使ったときの費用とか、そういったものを補助しておりまして、その企業が提供しているものについては基本、無償で提供いただいているところもございますので、これが有効だからそれをどんどん広めていくとかいうのは、なかなか難しい面もございますけれども、まだ今のところ、どういう施策を通じて利用されているかが十分つかめてませんので、まずはそこをつかんで、それを見て検討してまいりたいと

考えております。

○右松委員 わかりました。

○井本委員 持続可能な地域づくりなんだけれど、大体Iターン、Jターンなんていうのは対症療法ですから、本来、あそこは住みやすい、いいとこだということになれば、自然に帰ってくるというのが本来のあり方です。その持続可能な地域づくりのいわゆる、この前知ったばかりなんだけれどSDGsの考え方が基本的にこれにはあるわけですか。

○日高中山間・地域政策課長 この事業は、名前は持続可能な地域づくり応援事業になってますが、要するに従前から地域づくりということでやってきた補助事業でございますので、特別なものに基づいてということではございません。

○井本委員 それじゃいかんわけよ。どうしたら持続可能なのができるのか、何か基準があるの。

○日高中山間・地域政策課長 要するに、地域でそれぞれの産業であったり、生きていくための集落の機能であったりとか……。

○井本委員 SDGsは知ってるの。

○日高中山間・地域政策課長 ちょっとよくわかりません、申しわけございません。

○松浦総合政策部次長(政策推進担当) 御質問のSDGsですけれども、国連で提唱されたものだとして理解しております。さまざまな発展段階の国がある中で、環境であったり、人口問題であったり、産業であったり、いろんなところが、その社会として永続していく仕組みをつくっていく必要がある、そういう視点をしっかり持って開発なりを進めていく必要があるという考え方だと理解しております、その考え方については、日本でも日本の状況に応じたSDGsという考え方が当然必要であるというような意味

合いで、これは内閣府のほうでもしっかり取り組み始めているところであると認識しております。

この流れに、方向性としては当然一致するものではありませんけれども、その前の段階から我々としては中山間地域をどういうふう維持していくのかという取り組みをしておりましたので、方向性としては一致しているものと思っておりますので、その中で国の事業等も出てくると思いますから、そういったことにも取り組みながらやっていく必要があると認識しております。

○井本委員 国連が決めたのは17項目あるわけね。それを達成すればみんな持続可能な社会がつかれるというね。だから、その達成に向けていろんなことをやんなさいという。国々で、それぞれ違うから、いろんなものがみんなバラバラに発達しているんだけど、そこで本当に持続可能にするためにはこれが最低限必要ですよという話なんですね。そこをひとつよろしく、課長、理解して。

○前屋敷委員 今の持続可能な地域づくりのところですが、そこに関連して。

地域再生アドバイザーの派遣で、高原町ほか2市ということで3地域に派遣されてますが、このアドバイザーと言われる方は、一定期間そこにとどまって何年か定住をして、地域の皆さんと一緒にそういう地域再生をということで取り組まれる方々なんですかね。

○日高中山間・地域政策課長 この3地域のアドバイザー派遣につきましては、短期の派遣ということでございまして、要するに、1年間の間に4回ですとか、期間を区切って3日とか、そういう形で何回か訪問するアドバイザーとなっております。

○前屋敷委員 年に4回程度、何日かずつ行って、地域の皆さんと課題を洗い出し、新たな取り組みをそこでみんなで共有しながら、地元が主体になるのはもちろんなんですけれど、そういうことでの積極的なアドバイスということでしょうか。

○日高中山間・地域政策課長 一応、その地元から、こういうテーマでアドバイザーが欲しいという要望にあった方を派遣する事業でございますので、基本的にテーマは市町村から、その集落なりから来て、それに応じて専門性を有する方を派遣し、そこで意見交換をしているということでございます。

○前屋敷委員 これは、新規事業で、まだ1年ちょっとなので、これから成果が出ることを期待しているところなんですけれども、続けていく予定なんですかね。

○日高中山間・地域政策課長 一応、こういったアドバイザーを受けて話し合った結果をどういうふうにその市町村が事業なりに生かしていくのか。そういったところは、この事業でとは限りませんが、そういう形でフォローはしていきたいと思っております。

○前屋敷委員 ぜひお願いします。

○田口副主査 誰も聞かなかったものですから、ちょっと確認だけ。

27ページの施策の進捗状況の中で、上から3つ目の中山間盛り上げ隊の参加者数が3年連続で600を超えていたにも関わらず、29年は何か急に激減して380になっております。51回の隊員の派遣が前年と比べてどうなのか、回数も減っているのか。ちょっとその数が減った要因を教えてくださいたいのですが。

○日高中山間・地域政策課長 中山間盛り上げ隊の事業につきましては、平成21年度からずつ

と続けておりまして、参加者の数を見ていただきますと600人前後でずっと来ておって、目標としては1,000を掲げております。要するにやり方と言いますか、その運営の仕方がちょっとよくないという課題がいくつかありまして、もう少し数を伸ばさないといけないところもございました。29年度からその事業の運営スキームをちょっと変えまして、委託して運営する団体をブロック分け——それまでは1つの団体が県内全域を見ておったんですけれども、3つのブロックに分けまして、それぞれその団体が事務局を務める形に変更いたしております。

要するに新たな集落開拓とか、そういったのを目指してそういうふうに改善したわけですが、実際は、今まで10年間ぐらい同じ団体が請け負っていた市町村の集落とその団体とのつながりがずっとできている関係で、今度団体が新しくなっても、その従前の団体のほうが自分で活動されているものですから、そちらのほうにお願いするというので、県の事業には依頼がない集落がちょっとふえた関係で、派遣する回数が減っております。

それが半分ぐらいになっているんですけども、ただ、参加している実人員としてはほぼ変わっておりませんで、新しく事務局を請け負った団体がそれぞれ新しい隊員を連れて来るとか、そういう効果もございます。今後、しばらく時間が経つと集落からのオーダーもふえていくのではないかなというふうには思っております。

○田口副主査 ちょっと今のがわからなかったのですが、今までは中山間盛り上げ隊として行っていたのが、3つに分けたら何か縁が切れてしまうと。だから縁をつなぐような形で、ここを通さずに直接お願いをしたということになるわけですか。だから、ここにカウントされていない

ということなのか。

○日高中山間・地域政策課長 そのカウントされてないというのは、ちょっと正しくないんですけど。従前から担っていた事務局が別の取り組みとして、そういう同じようなことをやられている都市部の住民を中山間地域に連れて行って、そういう作業を続けられている事業を別にされている関係で、その従前の集落のほうで、本来は私どもの事業でお願いしていた分を従前の団体のほうにお願いするという部分がございます、その部分が数としてはちょっと減ったということでございます。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 従前は全県的に盛り上げ隊ということで派遣をしていただいている団体がありました。一定期間が経過したということで、そこもやり方としてはある程度、成熟をしてきたこともありまして、その団体としては次のステップの取り組みもやりたいというお考えもあるようです。

県の考え方としては、ある程度、その運営がうまく進められている団体がもうできましたので、次にそこに続くような団体を育てていく必要があるというふうなことで、一応全県を3つの地域に分けて新たな募集をしたということでございます。

従前されておられた団体につきまして、やはり全県的にやりたいというふうな御意向もありましたので、自主的な活動として継続をされておられまして、同じような、似たような形態での派遣が継続されています。結果として足し合わせると増加はしていると思うのですが、県の委託事業としての派遣はこういうふうな数字になっていると御理解いただければと思います。

○田口副主査 そうなると、自主的に行っているということで、まさに完全なボランティアで

行っているということですか。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） そういうことでございます。

○松村主査 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 中山間・地域政策課が終わりましたので、次は、産業政策課に移りたいと思います。

暫時休憩します。

午後0時7分休憩

---

午後0時7分再開

○松村主査 分科会を再開します。

質疑はありますか。

○井本委員 宮崎で学び、宮崎で働き、世界へ挑戦するひとづくり、またみやざき産業人財確保支援基金も、結局、いい人材を育てようということで、同じだと思うんですね。日本がこのところ、GDPも伸びない、アメリカにもヨーロッパにもちょっと押され気味になったっていうのは、やっぱりこのITで失敗したんですよ。ITに乗り損なった。これは、日本人がなぜITに乗り損なったかということ、ものづくりにこだわり過ぎとるんですよ。もうソフトの時代なんです。そういうところに力を入れんと、もうこれはだんだん、だんだん、はっきり言って日本はITに乗りおかれて、もう取り残されつつある。だから、そういう人材をやっぱり意識して育てる。もうものづくりじゃない。ものづくりは、だから、はっきり言って発展途上国に任せればいいんですよ、極端なことを言うと。ベトナムやら中国なんかはね。そうじゃなくて、やっぱりその上のソフト、頭脳の部分を育てるということがないと、ますます日本は取り残されますよ。

そういう意識でもってやっているのかどうか、その辺を、ちょっとお聞かせください。

○米良産業政策課長 IT、情報通信関連事業ということで、主要施策の報告書37ページの表の上のほうにございますけれど、みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進の中で、それまで製造業を中心に事業を展開してきたものを、この事業で情報通信の分野についても支援を行うということで、28年度の予算から取り組ませていただいております。

それから、従来から取り組んでおりますひなたMBAとかでもそういった産業の範疇において取り組んでおります。

委員がおっしゃるとおり、これからの宮崎の産業を支える事業の一つであろうかと思っておりますので、情報通信の分野についても商工観光労働部あたりとも連携をしながら取り組んでいきたいと思っております。

○緒嶋委員 みやざき産業人財確保支援基金の活用だけれど、これは19人が決定したが、企業は何社ですか。半分は企業が負担するわけでしょう。

○米良産業政策課長 企業の負担が4分の1となっております。企業は12社の19名となっております。

○緒嶋委員 これは、人材確保のためには大変有意義な制度だと思うんですけど、やはり次年度も相当希望がふえるような雰囲気はあるわけですか。人材確保の面から。

○米良産業政策課長 この事業は29年度から始めておりますが、29年度は年度途中からということもありまして、少し参加企業数も伸びなかったところがございますけれども、広報に努め、今年度につきましては、昨年度が35社に手を上げていただいております、その中で12社19人でした

けれども、62社まで拡大をしております。

今後、さらにこの企業の拡大等にも努めるべく、周知活動等にも取り組んでいきたいと思っております。

○松村主査 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 質疑もないようですので、それでは、予定していた1班の審査を終了いたします。

午後の開始時間を1時20分といたしまして、暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩

---

午後1時20分再開

○松村主査 分科会を再開いたします。

これより、第2班の生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課、人権同和对策課、情報政策課、国体準備課の審査を行います。

平成29年度決算について各課の説明を求めます。

○小川生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の決算状況等について御説明いたします。

お手元の平成29年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

上から7段目、生活・協働・男女参画課の欄をごらんください。

予算額4億2,574万5,000円に対しまして、支出済額4億2,143万9,051円、不用額は430万5,949円、執行率は99.0%であります。

次に、20ページをお開きください。24ページまでが当課の決算事項別明細となっております。

それでは、目の不用額が100万円以上のもの、または、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

23ページをお開きください。

(目) 県民生活費の不用額が131万5,143円です。これは主に消費生活センターの事務費等の執行残でございます。

次に、24ページをごらんください。

(目) 児童福祉総務費の不用額が187万5,629円です。この不用額のうち主なものは、下から3段目の委託料113万8,908円ですが、これは主に性暴力被害者支援センターの運営業務委託費の執行残であります。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、平成29年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書40ページをお開きください。

人づくり3の(1)男女共同参画社会の推進についてであります。

主な事業の1つ目、男女共同参画センター管理運営委託としまして、推進拠点であります当該センターの管理運営を特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構に委託し、県民への啓発や相談事業等に取り組みました。

次に、2つ目のみやざき女性の活躍加速化として、国の交付金を活用し、企業、関係団体、行政が一体となって設立しましたみやざき女性の活躍推進会議が行う女性の多様な働き方を進めるための講演会や研修会の開催支援などに取り組みました。

今後とも市町村、関係機関、団体等との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現や女性の活躍に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

42ページをお開きください。

(2)のNPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進についてであります。

主な事業の1つ目、協働による未来みやざき創造として、県との協働事業の提案を公募し、NPO等多様な主体との協働を推進しました。

2つ目のみやざき県民協働支援センターにおいては、協働の推進やNPO運営等の支援拠点として、活動支援スペースの提供や研修の開催、NPO運営・法人設立等の相談対応などを実施しました。

今後とも多様な主体による社会貢献活動を促進するため、相談、研修、情報提供等の充実を図ってまいりたいと考えております。

44ページをお開きください。

くらしづくり、1の(1)安心して快適な生活環境の確保についてであります。

主な事業の1つ目、消費者行政活性化として、国の交付金を活用し、メディア等による広報・啓発や、市町村が行う相談・啓発事業への支援を行いました。

主な事業の2つ目、消費生活相談員等設置として12名の専門相談員を配置し、多様な相談者への適切な助言などに取り組みました。

今後とも県民が安心して消費生活を営むことができるよう市町村と連携して相談体制の強化及び啓発事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

46ページをお開きください。

2の(1)安全で安心なまちづくりについてであります。

県民一人一人が、防犯意識を高め、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりが推進される社会を目指し、主な事業の宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり促進として学校等へのアドバイザー派遣や県民の集いの開催等により県民の意識啓発等に取り組みました。

今後とも市町村、関係機関・団体との連携を



図りながら、地域安全活動の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

47ページをごらんください。

(2)の交通安全対策の推進についてであります。

主な事業の改善事業「みんなで交通安全！啓発推進」として、各季節ごとの交通安全運動期間を重点に、メディア等を活用した効果的な広報・啓発に取り組みました。

本県は、脇見や安全不確認等の漫然運転による事故が多く、交通事故者のうち高齢者の割合が高いことから、脇見・ぼんやり等の漫然運転追放、高齢者の交通事故防止を運動の基本に掲げ、啓発等に取り組んでまいります。

最後に、監査委員の決算審査意見書につきましては、報告すべき事項はございません。

生活・協働・男女参画課は以上であります。

**○川口みやざき文化振興課長** みやざき文化振興課の歳出決算状況等について御説明いたします。

決算特別委員会資料の5ページにお戻りください。

上から8段目、みやざき文化振興課の欄であります。

予算額67億692万7,000円に対しまして、支出済額は66億8,474万9,946円であり、この結果、不用額は右の2,217万7,054円、執行率は99.7%でありました。

続きまして、資料の25ページをお開きください。当課の決算事項別明細は、28ページまでとなっておりますが、このうち目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

資料の26ページをごらんください。

ページ上段の(目)企画総務費につきましては、不用額が144万1,639円となっておりますが、

このうち主なものとしましては、下から2段目の工事請負費の不用額116万1,754円であります。これは、県立芸術劇場における屋根等防水改修工事の入札残等によるものであります。

続きまして、資料の27ページをお開きください。

ページ上段の(目)計画調査費につきましては、不用額が150万4,433円となっておりますが、このうち主なものとしましては、上から6段目の委託料の不用額77万5,965円であります。

これは、チャレンジ文化活動事業を実施するに当たっての委託料のうち、事務経費が予定を下回ったこと等によるものであります。

次に、ページ下段の(目)観光費につきましては、不用額が123万3,128円となっておりますが、このうち主なものとしましては、一番下の段の負担金・補助及び交付金の不用額82万5,466円あります。これは、「神話の源流～はじまりの物語」磨き上げ支援事業補助金等の申請件数が予定を下回ったことによるものであります。

続きまして、28ページをお開きください。

(目)事務局費につきましては、不用額が1,784万3,670円となっておりますが、このうち主なものとしましては、下から2段目の負担金・補助及び交付金の不用額1,172万9,018円あります。このうち951万8,800円につきましては、私立高等学校等就学支援金の不用額であります。

本支援金は、保護者の授業料負担の軽減を図るため、保護者世帯の収入状況に応じて支援金を交付するものであります。生徒の転入・転出や退学、収入状況による交付額の変更等による見込みが予定を下回ったことによるものであります。

決算事項の説明は、以上であります。

次に、平成29年度の主要施策の成果について

御説明いたします。

平成29年度主要施策の成果に関する報告書の48ページをお開きください。

未来を担う人財が育つ社会の魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実であります。

下の表の主な事業及び実績であります。まず、私立学校振興費補助金は、私立学校の教育の振興と経営の安定化、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立高・中・小学校の計24校に対して人件費等の経常的経費の一部を補助したものであります。

次に、2つ下の私立高等学校等就学支援金は、先ほどの説明と重複いたしますが、保護者の授業料負担の軽減を図るため、生徒・保護者世帯の収入状況に応じて支援金を交付したものであります。

続きまして、49ページをごらんください。

上から2つ目の奨学のための給付金は、授業料以外の教育費に充てるため、生活保護及び市町村民税所得割が非課税の世帯に対して世帯状況等に応じて給付金を交付したものであります。

これらの事業により、保護者の経済的負担の軽減や学校教育環境の充実、教職員の資質向上、教育活動の充実等を図ったところであります。今後も引き続きこれらに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、50ページをお開きください。

生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会の文化の振興であります。

下の表の主な事業及び実績であります。宮崎国際音楽祭開催につきましては、第22回を迎え、今まで音楽祭にお越しいただいたことのない方にもおいでいただくための3つの企画を実施するなどにより、来場者数は過去最高の2万734人でありました。また、あわせて第23回音

楽祭の準備を行ったところであります。

次に、その下の県立芸術劇場管理運営委託につきましては、同劇場の維持・管理やホール及び練習室の貸し館事業を行ったところであり、年間利用者は25万4,725人でありました。

次に、2つ下の県立芸術劇場大規模改修につきましては、施設の老朽化に伴い安全面や緊急性、修繕内容等を検討の上、計画的に実施しているところであり、平成29年度は、屋根等の防水や舞台音響の改修等を行ったものであります。

続きまして、51ページをごらんください。

一番下の新規事業「国民文化祭開催準備」につきましては、2020年の本県開催に向け県実行委員会において大会基本構想の承認を得るとともに、市町村や文化団体との意見交換、ロゴマークの公募などの開催準備を行ったものであります。

今後も引き続き文化の鑑賞機会や創作発表の機会の充実を図るとともに、文化活動を支える環境の整備等を進めることにより、多くの県民が文化に親しみ、豊かさを実感できる社会づくりを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、54ページをお開きください。

活発な観光・交流による活力ある社会の観光の振興であります。

下の表の主な事業及び実績であります。上から1つ目の「神話の源流～はじまりの物語」ブランド磨き上げにつきましては、地域において県民みずからが神話伝説、伝統文化、史跡等を活用して企画実施する取り組みに対し支援を行ったほか、「神話の源流 みやざき」のブランド確立を図るため、首都圏や関西、福岡の大学と連携した講座や県外での神楽公演を実施したものであります。

続きまして、55ページをごらんください。

上から2つ目の改善事業「神話の源流～はじまりの物語」魅力発信映像制作」につきましては、映画監督の河瀬直美氏による「美しき日本宮崎」の9作目として延岡市に伝わる神話や伝承をテーマにしたプロモーション映像を制作したものであります。

今後とも「神話の源流 みやざき」ブランドの定着を図っていくため、これまでの取り組みを継続しながら、イメージ戦略やターゲットを絞った戦略的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関してですが、特に報告すべき事項はございません。

みやざき文化振興課の説明は、以上であります。

**○磯崎人権同和対策課長** 人権同和対策課の決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の平成29年度決算特別委員会資料の5ページを再度お願いいたします。

上から9段目、人権同和対策課の欄をごらんください。

予算額1億2,833万1,560円に対しまして、支出済額1億2,758万4,762円で、不用額は74万6,798円、執行率は99.4%となっております。

次に、29ページをお開きください。

当課の決算事項別の明細は、29ページから30ページのとおりであります。

目の不用額が100万円以上、または執行率が90%未満のものはございません。

決算事項の説明は、以上であります。

続きまして、平成29年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の56ページをお開きください。

人づくりの3の(3)人権意識の高揚と差別意識の解消についてでございます。

主な事業の1つ目、一人ひとりが尊重されるみやざきづくり人権啓発推進におきましては、8月の人権啓発強調月間及び12月の人権週間におきまして、子供たちを対象とした夏休みふれあい映画祭の開催や、テレビCMの放送、イオンモールでの街頭啓発などさまざまな啓発活動を集中的に行ったところでございます。

また、人権に関する作品募集や、各種啓発資料の作成配布のほか、スポーツ組織等と連携した人権啓発活動に取り組みました。

次に、その下の新規事業「みんなでつくる「一人ひとりが尊重し合うみやざき」人権啓発」におきましては、大学やNPO・企業等と連携し、それぞれの特色を生かした啓発活動やジンケンジャーを派遣しての啓発などを行いました。

57ページをごらんください。

宮崎県人権啓発センターにおきましては、人権担当者養成講座や県民人権講座など、各種の講座を開催し、人権教育・啓発のリーダーとなる人材の育成を図りました。

また、啓発研修講師の派遣や、研修用のビデオなどの貸し出しにより、民間企業等が自主的に行う啓発・研修等の支援に努めたところであります。

これらの事業によりまして、人権尊重の機運の醸成を図るとともに、職場や地域などあらゆる場で、人権教育・啓発の取り組みが促進されるよう努めたところであります。今後とも一層の工夫に努めながら、人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果については、以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、

報告すべき事項はございません。

人権同和対策課は、以上であります。

○齋藤情報政策課長 情報政策課の平成29年度決算について御説明いたします。

平成29年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

一番下から5段目、情報政策課の欄になります。

予算額13億9,136万5,000円に対しまして、支出済額12億9,847万9,561円、翌年度繰越額5,748万3,000円、不用額3,540万2,439円。

執行率は93.3%となりますが、翌年度への繰越額を含めると97.5%となります。

次に、31ページをお開きください。当課の決算事項別の明細は、31ページから32ページまででございます。

このうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

まず、(目)企画総務費であります。不用額1,101万6,646円、執行率99.0%となっております。

この不用額の主なものは、まず、下から6段目の需用費265万1,994円ですが、これは年度末の異動等に伴う各所属の県庁LAN設備の移設等が想定よりも少なかったことによる執行残などによるものであります。

続きまして、その2つ下の段の委託料247万8,449円です。

これは、防災拠点庁舎県庁LAN設備設計委託の執行残などによるものであります。

続きまして、その下の使用料及び賃借料144万8,299円ですが、これは、現在進めておりますサーバ統合基盤への各部局のシステムの移行の中で、予定を前倒しできたシステムがあっ

たことにより、サーバの設置に伴う使用料の一部が必要なくなったことなどによるものであります。

また、その下の工事請負費310万5,000円ですが、これは、県庁LAN設備改良工事の入札執行残によるものであります。

次に、32ページの(目)計画調査費であります。

不用額は2,438万5,793円ですが、執行率は65.9%、携帯電話等エリア整備事業が繰り越しとなったことによる繰越額を含めると89.8%となります。

主なものは、まず、下から3段目の委託料185万1,043円ですが、これは、災害等により宮崎情報ハイウェイに障害が発生した場合の復旧費用として予算を確保していましたが、それが不要になったことなどによるものであります。

次に、その下の負担金・補助及び交付金2,223万円ですが、これは、携帯電話等エリア整備事業における国庫補助金の額の確定による執行残であります。

続きまして、平成29年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成29年度主要施策の成果に関する報告書の59ページをお開きください。

1、安心して生活できる社会の(4)情報通信基盤の充実及び利活用の促進についてであります。

携帯電話等エリア整備であります。これは携帯電話のサービスが提供されていない地域においてサービスを提供するための施設を整備する市町村に対し、補助を行うもので、これにより、住民生活の利便性向上に加え、防災・救急面での不安の解消を図ったところであります。

平成29年度は、串間市1地区、21世帯、美郷

町2地区、17世帯、諸塚村1地区、2世帯を対象に事業を実施しております。このうち美郷町につきましては、今年度に事業繰り越しを行っておりますが、既に事業のほうは完了しております。

以上が、主要施策の成果についてであります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

情報政策課の説明は、以上であります。

**○岩切国体準備課長** 国体準備課の平成29年度決算の状況等について御説明をいたします。

再度、お手元の平成29年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

国体準備課は、下から4段目の行でございます。

予算額3,951万5,000円に対しまして、支出済額1,455万5,992円、翌年度繰越額2,490万8,000円、不用額は5万1,008円。執行率は36.8%となっておりますが、翌年度への繰越額を含めると99.9%となっております。

次に、33ページをお開きください。

当課の決算事項別明細であります。目の不用額が100万円以上のもの、または、執行率90%未満のものにつきまして御説明をいたします。

上から4段目、(目) 体育振興費で、執行率が36.8%となっております。これは、県有主要体育施設整備基本計画策定事業の翌年度への繰り越しによるものでございます。

次に、平成29年度の主要施策の成果について御説明をいたします。

別冊の平成29年度主要施策の成果に関する報告書の61ページをお開きください。

人づくり2の生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会の(2)スポーツの振興についてであります。

主な事業、実績について、まず、国民体育大会開催準備事業であります。2026年に本県で開催する第81回国民体育大会の諸準備に官民一体となって取り組むため、第81回国民体育大会宮崎県準備委員会を設立し、総会、専門委員会等を開催いたしますとともに、競技会場となる市町村の選定など、国体の開催準備を進めるに当たり、市町村・競技団体とのヒアリング、意見交換や先催県の情報収集等を実施いたしました。

次に、県有主要体育施設整備基本計画策定事業であります。

陸上競技場、体育館、プールの県有主要3施設について、整備地をそれぞれ都城市、延岡市、宮崎市として、各施設の整備基本計画の策定作業に着手をしたところであります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はございません。

国体準備課は、以上であります。

**○松村主査** 説明が終了いたしました。各課ごとに質疑を行います。

まず、生活・協働・男女参画課から、委員の皆様への質疑はありませんか。

**○前屋敷委員** 女性が活躍できる場をもっと広げてほしいということなんですが、この資料の41ページに県の審議会と市町村の審議会の女性委員のデータが出ておりますが、これが少しずつ減少している状況もございまして。主な理由がわかれば。

それともう一つは、県職員の幹部登用の現状を、29年度のデータでお示してください。

**○小川生活・協働・男女参画課長** 県の審議会の数字につきましては、若干減ってはきており

ますが、主な数字といたしましては、総合政策部が46.5%、環境森林部が50.5%、一番数字の低いもので県土整備部の39.7%です。大きく下がっているものはないんですけども、県土整備部等でどうしても委員の構成上、女性委員が少ないものがあるということで、若干の数字の低下となっております。

ただし、全国的には第4位という数字の状況でございますので、県の審議会等の女性委員の数としては若干下がっておりますが、特に問題のあるような下がり方ではないと認識しております。

○前屋敷委員 審議会の場合は、それで理解はできますが、県職における部長級、課長級という方々の人数がわかれば。

○小川生活・協働・男女参画課長 平成29年度の県の女性管理職の課長級以上の割合が、全国が9.0%に対しまして本県が6.7%となっております。

○前屋敷委員 もう少し詳しくわかりますか。

○小川生活・協働・男女参画課長 30年度の数字で言いますと、管理職18名、6.6%の内訳としまして、部長1名、次長4名、課長級13名となっております。

役付のその他としましては、補佐が86名、係長級が76名。計180名、12.7%が役付での女性の割合となっております。

○前屋敷委員 これは、前年度とすると、どうなんですかね。

○小川生活・協働・男女参画課長 29年度が、課長級以上の割合が20名となっておりますので、2名減って18名が30年度の数字となっております。

役付以上のほうは、ふえておまして、29年度の161名に対しまして、30年度が180名となっ

ております。

○前屋敷委員 ぜひ多くの皆さんを登用していただきたいと思います。

○武田委員 私も男女が一緒になって地域を支えていくという形の中で、県庁であるとか市町村役場では、審議会もなんですけど、よく女性登用率が出てくる。市町村の審議会がやっぱりどうしても低過ぎるんだという思いもありますが、その数字を目標設定して上げていくのはもちろんなんですけど、その働きやすい環境——もちろん女性を選ばないという形ではなくて、女性がやっぱりどうしても手を挙げて働きにくいというか、幹部にどうでしょうかねというとき、尻込みしてしまう環境もあるのではないかなという気がして、そこを改善していかないと、なかなか目標設定をしても。私も初めてこうやって決算も審議させていただくんですが、市議会の時代に女性職員と話をすると、どうしても環境が整っていないと。私はいいと言うから、いや、あなたがもうちょっと頑張つて、やっぱり実績をつくっていかないと、次の世代が育たないんじゃないかという話をよくしていたんです。でも、今の私たちと同年代の課長——串間の場合は課長制ですので、課長になれるような人材がいっぱいいるわけですよ。その方々とお話をしても、どうしても次の世代は頑張つてほしいみたいな話をするので、あなたたちが頑張つてほしいんだよねというような話をよくしていたんですけど。そういうことで、どうしてもやっぱり環境が整っていないんじゃないかという思いがあるんですが、そこあたりいかがでしょうか。

○小川生活・協働・男女参画課長 役付以上の人数等もふえておりますので、環境的には徐々にではありますが、醸成されているというふう

に思っております。県でいきますと、総務部の話になりますけれども、産休、育休とか、そういうものが取りやすくなったりとかいう形で、徐々に育児の間、女性が休むようにはなっております。M字カーブのMの部分の余りMにならないような形で徐々に改善はされてきていると思っておりますので、次の世代はという形にはなると思っております。

○武田委員　そこが今変わらないと次の世代もなかなか変わらないわけで、男性目線の努力は私も含めて皆さんされていると思うんですが、やはり女性の意見であるとか、若い職員の意見も。今社会がそういうふうに向いているのはわかるんですが、どうしてもやっぱり今の組織を維持しながらやる中で、意識改革の理解はしているんだけど浸透していないというイメージがありましたので、こうやってちょっと質問させていただきました。よろしく願いをお願いします。

○緒嶋委員　男女共同参画センターには、県の職員は出向していないわけですか。

○小川生活・協働・男女参画課長　NPOに運営、管理委託をしておりますので、今おりません。

○緒嶋委員　このNPOは男女どういう体制になっておるんですか。

○小川生活・協働・男女参画課長　基本的には、センター長、次長も女性という形で全員女性で構成されております。

○緒嶋委員　ここは男女参画じゃないわけですね。女性だけですね。

○小川生活・協働・男女参画課長　相談に来られる方は、もちろん男性の方も2割程度いらっしゃいますので、その辺の配慮はしたいとは思っているんですが、やはり女性の利用者のほうが

多いということで、女性職員でとなっております。

○緒嶋委員　ある程度男性もここに逆に入らないといかんとじゃないか。

○小川生活・協働・男女参画課長　NPOで人の採用をしておりますので、NPOにも今後申し入れをしたいというふうに思います。

○緒嶋委員　それが、本当の男女共同参画社会だと思います。よろしくをお願いします。

○右松委員　41ページで。みやぎ女性活躍推進会議の会員数が100社ぐらい伸びていまして、目標数値の220社を超えています。この女性が多様な働き方ができる環境づくりを進めるという中で、商工会議所とか商工会とも連携しながらやっていく中での成果であるのか、あるいは先進的な取り組み事例を幅広く広げていく中での成果なのか、そのあたりを教えてもらうとありがたいなと思います。

○小川生活・協働・男女参画課長　商工会議所等にももちろん会員を開拓するときをお願いしておりますけれども、推進委員という形で女性の非常勤職員を1人雇っております。その方が県内の各企業を、現状をお聞きするなり、この会の意義、講演会等への参加等呼びかけるような形で回っておりまして、こういう成果となっております。

○右松委員　先ほどの育休でありますとか、女性の能力開発、管理職登用、再就職しやすいような環境づくりとか、いろいろ項目があろうかと思っておりますけれども、そういった中で先進的に取り組んでおられるところとか、いろいろ把握されて、頑張っていらっしゃるのかなと思っております。ぜひこれからも引き続き頑張ってくださいと思います。

○前屋敷委員　消費生活センターの件で、ちょっ

とデータを教えてほしいんですけど、45ページの相談件数なんですけど、これは宮崎にある消費生活センターの分なのか、延岡と都城の相談件数も入ってるんですかね。

○小川生活・協働・男女参画課長 延岡と都城の2つの支所を含めた県の消費生活センター3センターの相談件数となっております。

○前屋敷委員 以前、今もでしょうけれど、オレオレ詐欺であるとか、商品販売のことであるとか、そういうのがかなり相談としては多かったようにあるんですけど、現状ではどういう相談が特化して多い状況でしょうか。

○小川生活・協働・男女参画課長 1番目は、やはり情報サイトの料金の不当請求という関係——ワンクリック詐欺とか言われるようなものが、やはり一番大きくて、29年度でいきますと1,419件ほどの相談が上がっております。

2番目が、はがき等による架空請求というものの等が1,000件ほど出ておまして、以前ですと、例えば、光ケーブルとかインターネット回線の契約を勧めるようなサービスのトラブルが多かったんですが、それが29年度は減って5番目ぐらいの要因となっております。

○前屋敷委員 わかりました。

○松村主査 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 それでは、次に、みやざき文化振興課の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○緒嶋委員 51ページ、国民文化祭の開催準備。これは大体順調に開催に向けて進んでおるといふふう理解していいんですかね。まだ、全体的にどういう形のものになるのか、イメージがちょっと湧かんとですけど。

○川口みやざき文化振興課長 国民文化祭につ

きましては、ただいま基本構想ができて、そのキャッチフレーズとか期間とか理念とか、そういったものを定め、ことし国の承認をいただきました。

今の準備状況なんですけれども、大きく事業の構成を言いますと、開会式と閉会式、あとその開会式の前にやりますプレフェスティバル、これが基本、核となるような事業になります。その期間が51日間ということで今定めているんですが、間に8回ぐらい土日があるものですから、その8回ぐらいのところの県のメインの事業を幾つかまだ検討中なんですけれども、3つとか4つぐらい考えて今検討しているところです。

あと、全市町村で分野別の少なくとも1事業をしていただくということで、その分野別というのが、例えば、オーケストラの祭典であったり、お茶の祭典であったり、オペラの祭典であったりとか、いろいろ分野ごとに文化団体が企画して、それを市町村と一緒に事業を練り上げていくという。それは市町村の分野別事業ということで、今この市町村で実行委員会を立ち上げており、全市町村ほとんどもう立ち上がっています。そこで具体的な事業を今組み立てているところでございます。

開会式とか閉会式のフェスティバルについては、今年度事業を委託しまして、詳細な事業計画書を年度末までにつくり上げることで、それについての演出であるとか、中のどういった人をキーマンにするのかとか、今検討しております。

こういった全体事業等の中身について、今年度の末にはどこの市町村で大体どういった事業をやるとか、県も大体どんな事業をやるとか、そういったのを決めてお示ししたいなと思って



いるところですか。

○緒嶋委員 51日間の時期はいつごろになるんですか。

○川口みやざき文化振興課長 平成32年10月17日の土曜日から12月6日の日曜日までの51日間です。本県は、今回、神楽とか、神話とか、そういったのも記紀の集大成でどうしても行うこともあり、神楽の時期をちょっと含めようということで、後ろを12月6日までと定めております。

○田口副主査 ちょっと理解を深めるために伺います。

私立学校振興費補助金は高等学校14校とありますが、この9,742名が14校全部の生徒数と見ていいんですね。

○川口みやざき文化振興課長 高校14校の人数は9,212人で、これに看護の専攻科がある4校分が530人あり、それを足した人数が9,742人ということになっております。

○田口副主査 そうすると、今大体9,200人ぐらいの中で、2番目の授業料減免補助金が11校2,018人いるということは、4人に1人は授業料免除ということですか。

○川口みやざき文化振興課長 そういうことになります。

○田口副主査 わかりました。その3番目になります高等学校就学支援金で、高等学校14校の8,133人といったら、9割近くに支援金を出しているのですか。

○川口みやざき文化振興課長 この就学支援金は、授業料の無償化に伴いまして、県立高校は授業料9,900円を月額助成しているんですけど、私学のほうもそれを所得に応じて2.5倍まで加算して支給しているところなんですけど、所得制限がありまして、世帯収入の約910万円以下が

これの対象になっているということで、パーセンテージでいうと、大体88.3%の方が就学支援金を給付されていることになっていきます。

○田口副主査 この就学支援金は高校授業料無償化に伴うときのだということでもいいんですね。わかりました。ありがとうございます。

○松村主査 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 次に、人権同和対策課についての質疑はありませんか。

○緒嶋委員 東京五輪の開会式で神楽をどこかに入れたらというのは、かなり期待感を持っていいわけですかね。みやざき文化振興課は終わったかな。後で聞きます。

○前屋敷委員 ちょっと全体的なことなんですけれど、人権同和対策課で、同和というのがどうしても長年残ってきているんですが、やっぱり現状として人権をお互い尊重する、人権を守るというのは大事なことなんですけれど、この同和というのには、ちょっとこだわりがあって、もう今の感覚では、ほとんど余り私としては表面化はしていないような気はするんですよ。

でも地域によっては、この同和での差別があったりとか、やっぱり人権が侵害されているとか、そういう実態がどの程度あるものなのか、ちょっと現状を聞かせていただけるといいかなと思います。

○磯崎人権同和対策課長 まず、委員がおっしゃったように、地域性というところがございまして、なかなか県全般見渡したときには、そう見えない部分も多いと思うんですけども、やっぱり昔ながらに残っている地域では、数はもちろん大きく減ってはきていますが、いまだにやっぱり差別事象が時たま起こっている状況はございます。

それから、当課のほうで県民の人権に関する県民意識調査を5年に一度アンケート方式の抽出調査で行っているんです。これを見ますと、直近では平成25年度に行っているんですけども、その中で同和問題に関して、自分に子供さんがいると仮定して、「もし自分の子供さんから同和地区出身者の方と結婚したいというふうに相談をされたときにはどうしますか」という設問に対しまして、「望ましい。親としては支援して協力する」とか、「子供の意思に任せる」という望ましい回答が約6割ぐらいを占めていますが、その一方で「反対するが、意思が強ければ仕方がない」とか、「家族や親戚が反対すれば認めない」とか、あるいはもっと「絶対に認めない」というような同和問題にこだわりがある、実際身近な結婚の問題になると、やっぱりちょっと一歩引いてしまうような回答が約15%弱、5年前の調査でも出ております。

また、それ以外、残りの中で「わからない」という回答が2割ほどありまして、残りも自信を持って、僕はそのことは気にしないよと、私は気にしないよというふうには答えられない方なんだなと思いますので、やっぱり身近な問題になってくると、そういうちょっと抵抗がある方は、いまだにたくさんいらっしゃるという状況がございます。こういった意識をしっかりと変えていく必要があると思っておりますので、やっぱり同和問題も含めて、県民全般の人権意識を高める手法をとりながら、個別の同和問題についても啓発、研修等にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

**○前屋敷委員** そういう意識が現状であるということは、そういうアンケートなどでも示されているので、全くゼロということではないのかもしれないんですけど、やはりそういう感覚

というか、思いというか、認識というのが払拭されていかなければ、いつまでたってもそこが解消しないので、ぜひそこのところは、そういうことも念頭に入れつつお願いしたいと思いません。

**○井本委員** そういう人に対して、具体的にどういう説得の仕方をするの。

**○磯崎人権同和対策課長** 今の意識調査に回答した人に対することかと思うんですけども、一応、これは匿名での調査になっていますので、どなたがそういう回答をいただいたかは、ちょっとわからないので、個別に指導はできないんですが、3,000名にまず調査書をお送りするんですけども、その後、締め切り間近になって、回答をいただいた方への御礼と、もし回答をされていない場合には、回答をお願いしますということで、再度3,000名の調査表を送った全員の方に督促状兼御礼状のようなものをお送りします。その際に、同和問題の正しい知識を説明する簡単なチラシを入れてお送りして、しっかりと同和問題について理解をいただけるようにというところの取り組みはしているところですけども、個別に回答をいただいた方がどなたかはわかりませんので、個別に接触はできていないところです。

**○松村主査** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○松村主査** それでは、次に、情報政策課に移ります。質疑はありませんか。

**○緒嶋委員** 59ページ、施策の進捗状況の中で、未提供世帯数が29年度はふえておるのはどういうふうに理解すればいいと。

**○斎藤情報政策課長** 平成29年度の携帯電話等エリア整備事業により、40世帯の不感エリアを解消した一方で、県が実施している市町村調査

において、西都市で新たに不感エリアが判明したと。それで、ちょっと世帯数が増加したことによって、このような実績の数字になっております。

○緒嶋委員 何で新たに発生したのですか。

○斎藤情報政策課長 市町村のほうに毎回調査をしていただいておりますが、そのときに住民の方々から直接的な要望とか、そういったものを中心に上がってきておるところでございます。

ただ、市町村によっては、何かの事業に伴って、その地域に向いて詳細に調査をしたりとかもしておるものですから、そういったときに新たに判明するとか、また、事業としてほかの地区でこういった携帯の事業をしたときに、いや、やっぱりうちの地区でも入らないところがあるとか、そういった声が上がってくるということで、こういった現象が起こっておるところでございます。

○緒嶋委員 これは、世帯だから、実際は、家のないところも含めて、県全体どこに行っても、何かの携帯会社のサービスができるように。じゃないと、山に行ったとか、遭難したとかのとき、奥地に行った場合には、なかなか連絡がとれないことになるわけですね。

それから、どこに行っても人家に関係なく県土の面積の中で、そのエリアが全部100%解消されるのが一番いいというか。何かユネスコエコパークなんかで、今度は祖母・傾・大崩なんか、登山客がふえて、山奥では遭難したりしたときの連絡体制がなかなか難しくなる場合もあるんですよね。

だから、基本的には、この30年の目標値が200になっておるけれど、やっぱりこれはこの家のところでもゼロが一番いいわけだから、そうい

うことを考えたら、全体的に人家があるところないところ関係なく、どのあたりがまだ空白地帯になっているかを1回調査する必要もあるんじゃないかと思うんですが、そういう調査はできんわけですかね。

○斎藤情報政策課長 この携帯電話のそうした不感エリアを当然、世帯以外のところも全部把握できれば、本当に委員のおっしゃるように、私たちとしても理想だと思っておりますが、事業者のほうに聞いてみると、自分たちのほうも一体どこが本当に不感エリアなのかがなかなかまだ十分把握できていないといった現状でございます。

今後、そういったものを少しでも解消できるように、また、事業者及び市町村といろいろ協議しながら、この携帯電話等エリア整備事業を進めてまいりたいと思っております。

○井本委員 災害になったとき、遠い山の上に行くWi-Fiなんかをあの辺にとというのは、全く別ですか。

○斎藤情報政策課長 山の上のほうに、そういったWi-Fiの整備をするのも、当然、一つの方法になっております。ただ、なかなか山の上のほうまでそういったWi-Fiの整備するのは、ある程度整備の箇所が多くなってきますので、携帯電話の鉄塔を1つつくって、そこから電波を飛ばすなり、そうしたほうが広範囲に及ぶ場合は、やっぱり現実味があるやり方かなと思っておるところでございます。

○松村主査 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 ないようですので、それでは、国体準備課の質疑に移ります。質疑はありませんか。

○井本委員 延岡も今度体育館をつくっていた

だけるので感謝をしておりますけれども、しかし、国体の役目は、もうぼちぼち終わっとるんじゃないのかなという気はするんだけど、そういう議論はないんですか。

○岩切国体準備課長 国体につきましては、私どもの宮崎県が2026年2巡目ということで、全ての2巡目が各県で終わるのが、今のところ2033年ぐらいであろうということを聞いております。その後、国体が——今後スポーツ大会という名前になりますけれども、どのようになるのかは、今後の文科省、日本スポーツ協会を含めて協議がなされるものとは思っております。

○井本委員 まだ、議論はないわけね。

○岩切国体準備課長 今のところ2巡目以降の具体的なお話というのは我々のほうでは把握しておりません。

○緒嶋委員 こういう国体を2026年にやるのは、決定だからどうしようもないと思うんですけど、問題は、できたものが、将来的に負の遺産になっちゃいかんわけですね。そこをどうするかを考えていないと、あとはランニングコストからなにから、そして、それが有効に利用されるかどうかはまだわからんわけです、体協やらを含めて。

そういうことを相当やらんと、これは、500億も600億もかかるというような中で、本当にそれが宮崎県にとってすばらしいものであったのかと。今はもうやらないといかんという気持ちだけれど、終わった後のことも十分やはり検討しておかんと、私は問題があると。今でも問題がいろいろあるわけだから、そこ辺の検討というか、将来にわたって、その運営とかについてまで詰めていかないと、国体までのことだけ考えておってはいかんのじゃないかと思って。そのあたりも含めて検討されておるわけですかね。

○岩切国体準備課長 今回、2巡目国体に向けて主要3施設ということで、陸上競技場、それから、体育館、プールを整備する方向で準備を進めております。

まず、当面の目的としては、国体の競技会をその3施設を使って行うところが一番の目標になるわけですが、当然、その大きな投資をした上でつくる施設については、今後、長期にわたって本県のいわゆる資産となるような形で活用していけるような運営なり、管理の方法も含めて今後検討をしていくことで考えております。

○緒嶋委員 それと、プールも錦本町に大体今のところは決まっている。まだ決まっていないわけですかね。というのが、そこに決まるにしても、何かあそこは宮崎工業の陸上の練習場にもなってるので、そこ辺も含めながら検討されておるわけですかね。

○岩切国体準備課長 プールの建設については、今のところ宮崎市内の県有地ということにしておりますので、今、委員のおっしゃった錦本町も含めて、今後検討をしていく形になります。

もちろん錦本町については、今、教育庁の管理の中で宮崎工業高校の第2グラウンドというような形で活用をしておりますので、その対策についてもあわせて教育庁を含め検討していくことになるものと考えております。

○右松委員 もう言うまでもないことなんですけれど、先ほど、緒嶋委員のほうから話がありました今後の活用の中で、やはり陸上競技協会とか、そういったところとの連携は一定程度していく必要がありますので、私自身もいろんな話を団体のほうから伺ったりはしていますが、ぜひいい関係を構築していただいて、審判とか、いろんな意味でやはり協力関係を仰が

ないといけないところでございますので、そこはもうそんなに心配していませんけれども、ぜひしっかりと協力関係を結んでいただければと思います。要望としておきます。

○松村主査 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 質疑もないようですので、以上をもって第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

---

午後2時30分再開

○松村主査 分科会を再開いたします。

各課長の説明及びそれに対する委員の質疑が終了しましたが、総合政策部の決算全般について何か質疑はありませんか。

○緒嶋委員 先ほどちょっと申しわけありませんでしたけれども、その例の東京オリンピックにおいて、神楽を開会式に何とか組み入れてほしいという皆さんの願いがあるわけですが、それを提案書として2,700部もつくってPRされておるということであります。本当に開会式でぜひやってほしいわけですが、その見込みをどういうふうにも今のところ判断されておるんですか。

○坂元記紀編さん記念事業推進室長 東京オリンピック・パラリンピック開会式で神話、神楽を取り上げてほしいというお願いの話でございますけれども、今、知事を先頭に、国あるいはその大会組織委員会などのほうに要望活動を行っております。

現在、知事のほうで、全国知事会のスポーツ・文化・観光のプロジェクトチームのリーダーにもなっておられますので、平成28年度からは、その立場で関係機関への要望も行っていただい

ているところであります。

私たち室としても、開会式の制作に当たりまず電通ですとか、あるいは、大会組織委員会はもちろんなんですけれども、こういったところに足を向けまして情報収集を行っているんですが、現在は、どういった開会式になるのかというような検討過程については明らかにされておりませんので、引き続きやっぱり情報収集を繰り返し続けていくしかないのかなと。そして、要望活動を継続していくしかないという考えであります。

東京オリンピック・パラリンピック、もちろん開会式の問題もあるんですけれども、いろいろな話を伺ってみますと、関連してさまざまなイベント、セレモニーも開催されると伺っておりますので、そういったところもひっくるめて神話、神楽を取り上げてもらうように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 ぜひ、これだけ知事を先頭にということでもありますので、ものにしなければ。宮崎県全体とすれば、この記紀1300年との絡みの一環として、そのPRに取り組んだというようなこともおもしろいのかなと思いますので。これは、国のどのあたりにそのアプローチをかけておられるわけですか、そういうものを含めて。

○坂元記紀編さん記念事業推進室長 お伺いしているところは、文化庁であったり、スポーツ庁であったり、あるいは内閣官房であったりとか、そういったところを訪問しているところでございます。

7月30日に野村萬齋さんが、開会式の総合統括に、さらにオリンピック担当の統括に山崎貴さんという映画監督の方が就任されたと発表されているわけですが、野村萬齋さんは御存じのとおり狂言師で、神楽との関係もござい

ます。

山崎監督も非常に神楽に対する関心が高いというお話も伺っておりますので、直接なかなか本人にアプローチができないのが、今ちょっと悩ましいところですが、何とか、こういったところもひっくるめて、関係者を含めて今後接触をして当たっていただけらなと考えているところでございます。

**○緒嶋委員** いずれにしても、これをそのどこかで取り上げてもらわなければ、何のためにやったかわかんようなことにもなるので、やっぱりそこ辺を含めて、効率的なというか、今後とも熱意を持って、知事を先頭にぜひ。これはものにすれば、全世界に向けての一つの大きな発信にもなるわけですので、今後、県を挙げて、これにぜひ取り組んでほしい、何とかものにしてほしいと思いますけれど、部長はどうですか、決意のほどは。

**○日隈総合政策部長** ただいま室長から回答いたしましたけれども、全国知事会の中でも文化の関係は本県知事がリーダーで、積極的に今取り組んでいるところです。

ただ、いろんな伝統芸能、伝統文化が全国にありますので、何とか、その中で宮崎の神楽をぜひとも採択いただきたいということで、一生懸命取り組んでおりますので、緒嶋委員のおっしゃるように、宮崎の神話のふるさとが一番の伝統的な文化と我々自負しておりますので、ぜひ希望がかなうように全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

**○井本委員** 総監督みたいな人に、マラソンの宗監督じゃないが、一番上の監督に、それこそ何か芸術家なんかに来てもらってやったらどうかなという気がするけれどね。名のある人にね。そんな構想はないの。

**○坂元記紀編さん記念事業推進室長** オリンピックの開会式の総合統括は、野村萬斎さんになるわけですが、私どもがこのオリンピックの関係で毎年、能楽堂で神楽の公演を開催しているわけですが、今年度は、この野村萬斎さんにもお越しいただけませんかということで御案内を差し上げているところでございます。まだ、返事のほうはいただいておりませんが、私どもとしてはできるだけいろんな形でこのトップの方にアプローチをしていきたいなと思っています。

**○井本委員** 野村さんは、向こうがやるわけやろう。そっちが引っ張ってくるわけじゃないんだらうから、誰かやっぱり全体を見れるような芸術家みたいな人を一人引っ張ってきたらどうかと言っているわけよ。だめですか。

**○坂元記紀編さん記念事業推進室長** 今の委員がおっしゃっていることについては、まだ、具体的な検討はしておりませんが、いずれにしても何とか実現をしたいと思っておりますので、おっしゃられたようなことも含めて、いろいろこれから検討してまいりたいと思います。

**○井本委員** 気合が入とらん。本当、性根入れてやらんと、単なるだらっとした祭りだけになってしまうよ。一つのある意味統一したような、みんなが来て、本当に美しいきれいだと感動するようなものをやっぱり作り上げんと。その神楽にしても見せ方によって全然違うんだって。昼間ぼうっと見ていると、それほど大したものじゃないんですよ、神楽なんていうのは。これが例えば、夜神楽なんかに行くと、本当に雰囲気。夜神楽は、踊ってる人だけでつくるとは、見ている人たちみんなであつくるんですよ。あれがいいんですよ、神楽

のよさはね。あんなところに単に舞台だけしつらえて踊らせればそれでいいというもんじゃない。

そういう雰囲気を出すのも、やっぱり芸術なんかをやっている人たちは、よくわかるんだろうと、私は思うわね。だから、ある意味全体を統一して見れるような、そういう芸術家みたいな人を呼んできて、そういう人に責任持ってやってもらおうというぐらいのことでやってみたらどうかと私は思うんだけどね。一つの提案ですわ。

**○日隈総合政策部長** 済みません、1点だけ。先ほど各課ごとに決算審査いただいた中で、総合交通課の審査の際、宮崎カーフェリーの新船建造の話がございました。総合交通課長が遠慮がちに少し回答したように感じましたので、一言ちょっと補足で申し上げたいと思います。

新船建造についての県の支援については、先ほど話があったとおり具体的に今決まっているわけではありませんが、かなり大きい金額になるかと思えます。

新しいカーフェリー会社は、債務については全て清算は終わったわけですがけれども、確たる金融資産があるわけでもありません。新しくつくった船だけが担保になりますと、これは金融機関として全額融資というのは、なかなか難しいことも想定されます。したがって、行政からの支援についても今後検討していくことになろうかと想定されます。まだ、仕様、スペックが固まっておられませんから、これから会社のほうで固めていく中で、また、県のほうとも協議していくということでございますので、我々としては固まり次第、議会のほうにも御相談し、しかるべき時期に予算化が必要であれば、そのときにまたお願いしたいと考えております。以

上、私どもの認識としては、そういうふうと考えておるとのことだけ、補足的に説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○緒嶋委員** 恐らく、副知事が取締役になったことも、県に対する期待感もあって、そういうことになったんだろうという気もする。このカーフェリーの重要性は、宮崎県としては当然わかっているわけですので、応分のそれこそ負担というか、補助というか、そういうものは当然やらざるを得ないと思うけれども、県民全体として、金額的にそのことが適正であるかどうか。そういうことも出てくるから、十分慎重にその辺を考えながら、やはりつくらないといかんと。それは早く新船ができるほうがいいわけですので、そこ辺も十分、そんたくという言葉はいかんとかもしれないけれども、考えながら、ぜひ早目に進められるものは進めたほうが私はいんじゃないかなという気がします。

**○松村主査** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○松村主査** 質疑もないようでございますが、私からも特にありませんので、それでは、以上をもちまして総合政策部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時43分休憩

---

午後2時45分再開

**○松村主査** 分科会を再開いたします。

それでは、平成29年度決算について、執行部の説明を求めます。

**○福嶋会計管理者** 会計管理局でございます。会計管理局の平成29年度の決算の概要について御説明申し上げます。それでは、座って説明さ

させていただきます。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

まず、会計管理局全体について御説明をいたします。

表の一番下の欄をごらんください。予算額が5億5,091万9,000円に対しまして、支出済額が5億4,193万8,745円でございます。この結果、不用額は898万255円、執行率は98.4%となっております。

次に、課ごとの状況を御説明いたします。資料の2ページをお開きください。

まず、会計課の決算状況についてでございます。表の一番下の欄をごらんください。

予算額が4億2,925万1,000円に対しまして、支出済額が4億2,105万5,736円、不用額は819万5,264円、執行率は98.1%となっております。

続きまして、目における不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。

中ほどの(目)会計管理費をごらんください。不用額が784万526円となっており、そのうち主なものは下から5段目の役務費でありまして、不用額が648万7,841円となっております。これは、主に収入証紙の売りさばき人に対しまして支払う売りさばき手数料が見込みを下回ったことによる執行残でございます。なお、目における執行率が90%未満のものはございません。

次に、資料の3ページをごらんください。物品管理調達課の決算状況についてでございます。

表の一番下の欄をごらんください。予算額1億2,166万8,000円に対しまして、支出済額が1億2,088万3,009円、不用額は78万4,991円、執行率は99.4%となっております。

目における不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

以上、会計管理局の決算の概要につきまして御説明いたしました。主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松村主査 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様からの質疑はございませんか。

○緒嶋委員 役務費にこれだけ不用額が出たというのは、もう当然と言えば当然なわけですが、これによって証紙の売り上げ収入は、ある意味じゃ目標に達しなかったことになるわけですか。

○福嶋会計課長 お答えいたします。

まず、現在、証紙で収納しております種類につきましては、県税収入のうち狩猟税、あと使用料及び手数料条例に基づきます706項目を合わせました707項目について収入証紙による収入の方法をとっております。

お尋ねの不用額なんですけれども、大きくなった理由でございますが、例えば、運転免許の更新手数料や、その際に講習手数料などがございまして、これにつきましては、交通違反の有無により、その更新期間が5年とか、または3年とかになるんですけれども、それぞれその項目の毎年度の売り上げの金額の把握が非常に難しいこととあわせて、補正で減額し過ぎますと、今度は売りさばき人に対して手数料を支払えない状態になりますので、ある程度、安全に不用残が出てしまうのは、いたし方ないところもございまして。

実際、証紙の売りさばき額としましては、お尋ねの分なんです。平成29年度は26億7,856万円を売りさばきました。平成28年度は27億4,391万円でございます。若干金額は減っております。



ろでございます。

○松村主査 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 質疑もないようでございますので、以上をもって会計管理局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後2時51分休憩

---

午後2時52分再開

○松村主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成29年度決算について執行部の説明を求めます。

○原田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成29年度決算の概要について御説明いたします。

お手元に配付しております決算特別委員会資料の表をごらんいただきたいと思っております。表の一番下の合計の欄をお願いいたします。

平成29年度の予算額1億3,529万9,000円に對しまして、支出済額は1億3,333万4,773円でございます。この結果、不用額が196万4,227円、執行率が98.5%となっております。

次に、執行率が90%未満の目はございませんので、執行残が100万円以上の目について御説明いたします。

真ん中の(目)事務局費の不用額が170万3,317円となっております。その主なものは職員手当等の不用額79万6,010円であります。これは、時間外勤務手当等の執行残であります。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、また、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松村主査 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 質疑もないようでございますので、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

---

午後2時55分再開

○松村主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成29年度決算について執行部の説明を求めます。

○郡司監査事務局長 監査事務局の平成29年度の決算の概要について御説明をいたします。

お手元の決算特別委員会資料をごらんいただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、監査事務局の予算執行状況につきましては、1ページの一番上の(款)総務費の欄をごらんいただきたいと思っております。

予算額は2億1,195万8,000円、支出済額は2億1,026万6,974円、不用額は169万1,026円、執行率は99.2%となっております。

次に、執行率が90%未満の目はございませんでしたので、執行残が100万円以上の目について御説明をさせていただきます。

2ページをごらんいただきたいと思っております。一番上の段、(目)事務局費の不用額が119万5,310円となっております。その主なものは賃金の25万108円及び旅費の25万487円であります。

主要施策の成果及び監査結果につきましては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○松村主査 執行部の説明が終了いたしました  
が、委員の皆様からの質疑はありませんか。

○緒嶋委員 委託料は、外部監査委員に対する  
報酬ですか。

○和田監査第一課長 これは、包括外部監査に  
関する委託料でございます。その委託料の額に  
つきましては、前年度の2月議会において契約  
の目的、金額、相手方、期間について、議会の  
議決を得て委託を結んでいるところでございま  
す。

○井本委員 土木の入札の関係で問題になっ  
ているんだけど、監査はあそこまではやらん  
のかな。

○和田監査第一課長 今、私どもが把握してい  
るのは新聞報道、そして議会での御質問と執行  
部からの答弁、あと執行部からの聞き取りなん  
ですけども、現時点での私どもの考え方とい  
たしましては、この事案については虚偽の申請  
に関する事案で、監査とは別の次元の問題であ  
ると、現時点では認識してございます。

○緒嶋委員 監査事務局としては、そのこと  
にはタッチできないということかな。何もでき  
ないというとおかしいけれど。

○和田監査第一課長 監査とは今のところ、別  
の次元の問題になっておるという認識ですが、  
議会での執行部の答弁で、洗い出しとか、再発  
防止対策とか、そういう措置を講じるとかござ  
いますので、監査としては次回の監査で、それ  
がどのように改善されたのかとかを確認するこ  
とは予定してございます。

○緒嶋委員 ああいう虚偽を見抜けなかった  
というのは経審の精査の仕方に、ある意味では問  
題があるというふうにも言われるわけです。だ  
から、そこに見抜けん理由というか、どうい  
うことで見抜けなかったかは監査の立場で指摘は

できるんじゃないかなという気はするんだけれ  
ど。そのあたりはどうかな。

○和田監査第一課長 建設業法に基づく審査で  
ございまして、非常に専門的、技術的な審査に  
なっております。監査のほうでそれ以上の技  
術力とかそういうのがあれば少しは見ることで  
できるのかもしれませんが、今のところ、  
それ以上のレベルの監査能力を、ちょっと持ち  
合わせていないのが現状でございます。

○緒嶋委員 逆に言えば監査の限界があるとも  
とれるかなという気もするわけだけれど。県の  
行政として、結果としてこのようなみんなが疑  
わしいというか、不正な書類を上げてくるよう  
なことを、やはりその職務の人たちが、言え  
ば管理課の皆さんが見抜けんというのは、どこ  
かにその見抜けん理由があるわけですよ。だ  
からその理由を指摘して、そういうことがない  
ように、監査の立場で指摘はできんのかなとい  
う気がするわけよね。

○和田監査第一課長 監査のほうといたしまし  
ては、先ほど御説明いたしましたように、執行  
部における、なぜこういう問題が起こったかと  
か、そういう洗い出しとか、その結果を踏まえ  
て判断することになるかと思えます。です  
から、執行部における洗い出しとか、そういう  
きちんとした精査が終わらないと。今のところ  
はそれを見守っている状態と考えております。

○緒嶋委員 いずれかの時点では、監査事務局  
として、管理課に対して、そういうものにつ  
いて聞きとるときはくるということですね。

○和田監査第一課長 現時点においても、監査  
事務局としては執行部のほうに、不祥事案等  
が生じた場合には監査として必ず、聞きとり  
等を行っておるところでございます。

ただ、今、執行部のほうから——県土整備部

のほうでございませけれども、得ている状況は、議会での答弁を超えるような聞きとりができておらないのが現状でございませ。

○井本委員 今、聞いていると、例えば国の会計検査院なんかは本当に細かいところまで突っ込んでくるよね。それと比べると、県の監査はそういう権限がないことになるわけ。

○和田監査第一課長 監査といたしましては、財務に関する監査が基本なんですけれども、あと行政監査とかございませますが、強制力を持たないのが現状でございませ。議会の百条委員会のような強制力を持ちませないので、どうしても県の監査としての、監査遂行といいますか、監査の実施については限界が出てくると考えてございませ。

○井本委員 いや、私も昔から疑問だったんだよね。我々もいわゆる県議会議員として調査権があるわけだ。以前、警察の調査費、捜査費かなんかが、一遍問題になったことがあったもんね。

そのときに、我々の調査権がどこまで及ぶのかという話があつて。だけれど、その監査の調査権のほうが、我々の調査権よりも低いということになるわけですか。

○和田監査第一課長 強制力の面からいきましたと、議会権限より低い。

○井本委員 低いということ。

○和田監査第一課長 はい。

○松村主査 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 質疑もないようでございませるので、以上をもって監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございませ。

暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時6分再開

○松村主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成29年度決算について、執行部の説明を求めませ。

○片寄議会事務局長 議会事務局でございませ。どうぞよろしくお願いいたします。座つて説明をさせていただきます。

平成29年度の議会事務局の決算の概要につきまして、御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

一番上の段、(款)議会費でございませ。予算額10億8,798万7,000円に対しまして、支出済額10億8,037万6,463円、不用額761万537円であり、執行率は99.3%となっております。

次に、目における予算の不用額が100万円以上のものにつきまして、御説明いたします。なお、執行率が90%未満の目はございません。

まず、上から3段目の(目)議会費であります。不用額302万1,118円であります。

主なものといたしましては、中ほどの旅費の200万3,731円ありますが、これは本会議開催に伴う応召旅費等の執行残であります。

2ページをお開きください。

続きまして、一番上の段の(目)事務局費であります。不用額458万9,419円あります。

主なものといたしましては、ページの中ほどにございませ需用費96万1,104円、そしてその2つ下の段にあります委託料111万5,616円ありますが、これは会議録印刷経費等の執行残及び本会議委員会速記反訳委託料等の執行残であります。

最後に、3ページをお願いいたします。

監査における指摘事項等についてであります。

平成29年度監査における指摘事項はございませんが、収入事務におきまして注意事項1件、公募型財産貸付料の調定の時期及び納入期限を誤っているものがございました。

これは、議会棟2階に設置しております地産地消自動販売機に係る貸付料の徴収につきまして、調定の時期及び納入期限を誤っていたというものでございます。この監査結果を受けまして、財務規則や地産地消コーナーにおける自動販売機事務取扱要領に定める事務処理につきまして、再度確認を行ったところであります。

今後は、局内のチェック体制をさらに徹底し、再発防止に努めてまいります。

そのほか、主要施策の成果に関する報告書及び決算審査意見書につきましては、該当ございません。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○松村主査** 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はありませんか。

**○井本委員** 我々が常任委員会なんかで視察に行ったときに、随行してくれるんだけど、事務局の旅費が足らんという話をよく聞くもんだから。

当然我々と同じホテルに泊まらないといかんし。やっぱり何かあったときにぱっと来ないといかんし。その辺の手当がうまいぐあいにできないもんなのかなといつも思うんだけども。

**○谷口総務課長** 随行の旅費につきましては、なかなか予算的には厳しいものがございますが、当然ながら予算の範囲内、それから足らなければまた措置をしてということで対応しております。

それから、例えばホテルの格としても高いホテルしかないというような場合は、交渉しまし

て、その分の割り増しを付けていただいて対応しておりますので、その辺は事務局としても対応をしておるところでございます。

**○井本委員** なら問題ないじゃない。

**○松村主査** いいですか。ほかに質疑はないですか。

**○緒嶋委員** 工事請負費とは、何の工事か。

**○谷口総務課長** 2ページの工事請負費でございます。こちらは、昨年度、議場にモニターを設置しました。画面を傍聴席から見たときに見えるように2カ所設置しました。それと、議会棟2階のトイレを1つ洋式化しました。その工事経費になっています。

**○田口副主査** 利用している者としてちょっと聞きたいんですが。議員寮関係の経費はどこになるのでしょうか。

**○谷口総務課長** 議員寮につきましては、予算書上はいろんなところに入っております。例えば、寮母さんに委託している委託料とか修繕費とか入っておりますので、この中にストレートには入っておりません。議員寮の全体の経費といたしましては、まず囑託の人件費、寮母業務の委託料、それから維持管理費としまして修繕費、光熱水費、通信費、そういったものがそれぞれの予算の科目の中に入っております。

**○緒嶋委員** 今度の台風で、寮が雨漏りしたのはわかってるかな。

**○谷口総務課長** 翌日、報告を受けまして、職員も現場を確認させていただいております。ちょうどサッシの窓枠のところから、ちょっと下のほうで濡れて、雨漏りといえますか、水が染みているところも確認しておりますので、また今後対応していきたいと思っております。

**○松村主査** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 質疑もないようですので、以上をもって議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時14分休憩

---

午後3時17分再開

○松村主査 分科会を再開します。

まず、採決についてであります。あした10月4日の13時10分に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後3時18分散会

平成30年10月4日(木曜日)

---

午後1時7分再開

---

出席委員(7人)

主	査	松	村	悟	郎
副	主	査	田	口	雄
委	員	緒	嶋	雅	晃
委	員	井	本	英	雄
委	員	右	松	隆	央
委	員	前	屋	敷	恵
委	員	武	田	浩	一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議	事	課	主	査	弓	削	知	宏
総	務	課	主	事	浜	砂	貴	裕

---

○松村主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見があれば、お願いいたします。

○前屋敷委員 意見というより賛否も含めてということであれば。ここにかかるのは、19号だけですよね、反対です。

○松村主査 反対ですね。

それでは、これより採決に入りますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 それでは、挙手により採決を行います。

議案第19号の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村主査 挙手多数。よって、議案第19号に

ついては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。

主査報告の項目及び内容について、御意見がありませんか。

暫時休憩します。

午後1時8分休憩

---

午後1時16分再開

○松村主査 分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、皆様の御意見等を参考にしながら、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 それでは、そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村主査 何もないようですので、以上で分科会を終了いたします。

午後1時17分閉会

署 名

総務政策分科会主査 松 村 悟 郎